

平成30年第1回定例会予算審査特別委員会（文教福祉委員会所管）会議録

平成30年3月9日  
10時00分～18時36分  
全員協議会室

出席者氏名

坂本 隆司	委員長	札野 章俊	副委員長
金剛寺 博	委員	伊藤 悦子	委員
岡部 賢士	委員	石引 礼穂	委員
久米原孝子	委員	山宮留美子	委員
深沢 幸子	委員	福島 正明	委員
山崎 孝一	委員	後藤 光秀	委員
滝沢 健一	委員	糸賀 淳	委員
椎塚 俊裕	委員	油原 信義	委員
大竹 昇	委員	後藤 敦志	委員
寺田 寿夫	委員	杉野 五郎	委員
鴻巣 義則	委員	大野誠一郎	委員

執行部説明者

市 長	中山 一生	副 市 長	川村 光男
教 育 長	平塚 和宏	健康福祉部長	足立 裕
教 育 部 長	松尾 健治	保険年金課長	吉田 宜浩
健康増進課長	宮田 研二	社会福祉課長	下沼 恵
こども課長	服部 一郎	高齢福祉課長	中嶋 正幸
教育総務課長	飯田 光也	生涯学習課長	大野 雅之
スポーツ・国体推進課長	北澤 昌雄	指 導 課 長	小林孝太郎
学校給食センター所長	神永 健	教育センター所長	辻井 浩一
健康増進課長補佐	沼尻 典子（連絡員）	生涯学習課長補佐	木村 幸司（連絡員）

事 務 局

局 長	黒田智恵子	主 査	仲村 真一
係 長	矢野 美穂		

議 題

議案第28号	平成30年度龍ヶ崎市一般会計予算（文教福祉委員会所管事項）
議案第29号	平成30年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計予算
議案第32号	平成30年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計予算
議案第33号	平成30年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計予算
議案第34号	平成30年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第35号	平成30年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計予算

坂本委員長

それでは、皆さん、おはようございます。

前回の予算審査特別委員会に引き続きご出席お疲れさまでございます。

ただいまから、予算審査特別委員会を再開いたします。

それでは、議案第28号から議案第36号までの平成30年度各予算9案件を一括議題といたします。

本日は、文教福祉委員会所管事項についての説明と質疑であります。委員長から予算審査特別委員会の運営に当たり一言申し上げます。

本会議における質疑では自己の意見を述べるできないと制限が加えられているのに対し、委員会の質疑に対しては、会議規則第115条で、委員は議題について自由に質疑し、意見を述べることができると定められております。ただし、本会議と同様に、委員会のおいても発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたりまたはその範囲を超えてはならないと定められております。また、質疑につきましては一問一答で行いますので、挙手をして事業名をお知らせくださいますとともに、簡潔明瞭をお願いいたします。さらに、答弁者におかれましても、発言の際には質問内容に対して的確な答弁をされますようお願いを申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第28号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計予算文教福祉委員会所管事項について、項目順に説明をお願いいたします。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

よろしく願いいたします。

それでは、文教福祉委員会所管の予算の概要につきまして、ご説明いたします。

まず、予算書の8ページをお開きください。8ページです。

第2表の継続費です。上から2番目の子ども・子育て支援事業計画策定業務委託費、これは当市の子ども・子育て支援事業計画が平成31年度で期間満了となることから、平成30年度、31年度の2カ年にかけて継続事業で策定しようとするものです。計画策定業務委託費です。30年度は主にアンケート調査を実施する予定でございます。

松尾教育部長

その下でございます。教育費の小学校費、小学校施設長寿命化計画策定業務委託、総額で1,297万6,000円、2カ年の継続となります。こちらは小学校施設を対象に長寿命化計画を策定するものでございます。

その下、中学校施設整備、中学校施設長寿命化計画策定業務委託、総額で707万9,000円、こちらも2カ年継続です。小学校と同様でございます。

その下、社会教育費の文化会館改修事業、総額で1億4,852万3,000円でございます。2カ年継続になります。これは大ホールの非構造部材耐震改修工事及び照明のLED化工事に伴うものでございます。工事期間としては、2019年1月から2019年9月を予定しております。その間については大ホールの貸し出しを停止する予定でございます。

足立健康福祉部長

続きまして、第3表、債務負担行為です。4段目からです。

総合福祉センター管理運営業務委託契約、これは現在、平成26年度から30年度まで総合福祉センターは指定管理制度を導入しております。平成31年度以降の指定管理に係る業務協定を締結することに伴うものでございます。指定期間は平成35年までと予定しております。

次のふるさとふれあい公園管理運営業務委託契約は、平成31年度以降の指定管理に係る

基本協定を締結するものに伴うものです。指定期間は平成35年までを予定しております。

次の、さんさん館LED照明リース契約につきましては、さんさん館の既存の照明器具が老朽化したことから、5年間のリース契約で、LED照明器具に交換しようとするものです。

松尾教育部長

3つ飛んで、歴史民俗資料館管理運營業務委託契約でございます。こちらについても、指定管理者による管理を行っておりますけれども、平成30年度で満了になることから、平成31年度から35年度の5カ年間の新たな契約行為等するためのものがございます。

その下、文化会館管理運營業務委託契約についても同様でございます。

それから、その下です。たつのこアリーナ窓口券売機リース契約、こちらにつきましては、券売機の老朽化に伴いまして、新たな券売機を導入しようとするものです。本年10月から平成35年9月までを予定しており、本年度分、6カ月分については歳出予算に計上いたしております。

それから、一番下でございます。給食費管理システムリース契約でございます。こちらにつきましては、給食費の直接徴収に係る管理システムを導入しようとするものでございます。平成30年度中にシステムを入れて、稼働については2019年度からを予定いたしております。5カ年で748万2,000円となっております。

続いて、9ページをごらんください。

足立健康福祉部長

9ページの5段目の県災害援護資金貸付金です。これは東日本大震災に係る住宅貸付改修に対する貸付金に係る市債の設定です。2件分でございます。

松尾教育部長

それから、下のほうです。教育センター施設整備事業から下が対象となってまいります。3,370万円でございます。教育センターの外壁塗装、屋根防水改修工事、さらに1階のトイレ改修工事に充当しようとするものでございます。

その下、小学校施設整備事業600万円でございます。龍ヶ崎小学校の屋根防水改修工事に充当しようとするものです。

その下、中学校施設整備事業5,820万円。こちらにつきましては、長山中、屋根防水改修工事、それから、中根台中、愛宕中、体育館照明LED化工事に充当しようとするものでございます。

それから、文化会館施設整備事業4,350万円。文化会館の大ホール非構造部材耐震改修工事、それから同じく大ホールの証明LED化工事に充当しようとするものでございます。

その下、体育施設整備事業5,240万円でございます。たつのこアリーナの照明LED化工事、同じくたつのこアリーナの屋上防水改修工事、さらに高砂体育館の照明LED化工事に充当しようとするものでございます。

その下、(仮称)まいんスポーツ健幸センター整備事業3,670万円、市街地活力センター1階をスポーツ施設に改修をしようとするものでございます。

続きまして、19ページをお開きください。

足立健康福祉部長

続きまして、歳入に入ります。18、19ページです。

中段からになります。分担金及び負担金です。

民生費負担金です。

右側のページでは、社会福祉費負担金です。地域活動支援センター運営費負担金につきましては、川原代町にある精神障がいに係る地域活動支援センター、これにつきましては

4市町で委託をしておりますが、その稲敷市、利根町、河内町の委託料の負担金の受け入れです。

その下の老人施設入所負担金につきましては、松風園入所者の自己負担分です。

松尾教育部長

その下です。児童福祉費負担金です。放課後児童健全育成事業負担金、こちらは保育ルーム利用に係る保護者の負担金でございます。利用の増を見込みまして微増としております。

その下、同じく滞納繰越分でございます。平年ベースの計上としております。

足立健康福祉部長

次に、保育所運営費徴収金私立分です。これは市内の私立保育園の現年度保育料です。その下につきましては、保育料の滞納繰越分です。

次の保育所運営費徴収金公立分は、八原保育所における現年度保育料です。その下につきましては、繰越分です。

その下の日本スポーツ振興センター災害共済負担金は、公立保育所入所者に係る傷害保険金の保護者負担金です。

次の病院群輪番制病院運営費負担金は、病院の輪番制における牛久市ほか3市町の運営費の負担金です。

その下の小児救急輪番制病院運営費負担金は、小児救急病院輪番制における牛久市ほか4市町の運営費負担金です。

次に、養育医療給付事業費負担金につきましては、身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の医療費を公費により助成する制度ですが、ここではその保護者の自己負担分でございます。

松尾教育部長

その下でございます。小学校費負担金、日本スポーツ振興センター災害共済負担金でございます。学校管理下の事故に備えるための災害共済金、保護者の負担金でございます。154万7,000円で、微減となっております。

その下、同じく中学校費でございます。こちら81万4,000円で、前年度と比較して微減となっております。

続きまして、21ページをごらんください。

足立健康福祉部長

上から2つ目の枠の1、社会福祉使用料です。地域福祉会館施設目的外使用料につきましては、自動販売機電気代及び設置料、社協職員駐車場の使用料となっております。

次の福祉センター使用料は、60歳未満の方の施設使用料でございます。

その下の総合福祉センター施設目的外使用料は、自販機の電気代、設置料、公衆電話ボックス、NTT電柱の設置料、そして社協職員の駐車場の使用料です。

その下のふるさとふれあい公園使用料は、陶芸の窯の利用料です。

その下のふるさとふれあい公園施設目的外使用料は、自販機の電気代、設置料、東電柱設置料などです。

その下のひまわり園施設目的外使用料は、社協職員の駐車場の使用料です。

次に、児童福祉使用料でございます。

さんさん館保育ルーム使用料は、同保育ルームで一時的に児童を預かるリフレッシュ保育の利用料です。

その下のさんさん館施設目的外使用料は、自販機の電気代及び設置料です。

その下の駅前子ども送迎ステーション使用料は、基本月額2,000円で20人の利用を想定

した計上です。

その下の保育所施設目的外使用料は、まつやま中央保育園、ときわ保育園等に係る東電柱、NTT電柱の設置料です。

次に、保健衛生使用料です。0003保健センター施設目的外使用料は、自販機の設置料です。

#### 松尾教育部長

下から2番目になります。小学校使用料でございます。

小学校施設目的外使用料、こちらにつきましては教職員の駐車場代金が大半を占めておりまして、そのほか学校敷地内の電柱等の目的外使用料となっております。

その下、中学校施設目的外使用料、こちらと同様でございます。小・中ともに減額の計上となっております。

続きまして、23ページをお開きください。

社会教育使用料でございます。一番上でございます。中央図書館施設目的外使用料、こちらにつきましては中央図書館の自動販売機設置、電気使用料、それから電柱等の目的外使用料となっております。

2つ目です。歴史民俗資料館施設目的外使用料、こちらにつきましては歴史民俗資料館の多目的室の使用料、それから下水管の設置料、それから自動販売機等になっております。

その下、文化会館使用料でございます。こちらについては文化会館の使用料でございますが、前年度と比較しまして440万の減額計上とさせていただいております。その理由でございます。大ホール非構造部材耐震改修工事、それから照明LED化工事に伴いまして、2019年1月から大ホールの利用、貸し出しを停止すると申し上げましたが、30年度ではその影響で3カ月分ありますので、それを見込んだものでございます。

その下、文化会館施設目的外使用料、こちらは職員の駐車料が主でございます。そのほか自動販売機、電柱、電話ボックス等の設置料がございます。

その下、保健体育使用料でございます。総合運動公園施設目的外使用料、こちらにつきましてはたつのコスタジアムのフェンス広告、それから体育館の市政情報モニターの設置、それから自動販売機の関係、たつのこカフェの光熱費相当額等が含まれます。

その下です。体育施設目的外使用料、これは高砂体育館の自販機、電柱等に係るものでございます。

その下、給食センター施設目的外使用料、こちらは電柱等の設置に係るものでございます。

#### 足立健康福祉部長

同じページの下の枠になります。国庫支出金、民生費国庫負担金です。

国民健康保険基盤安定等につきましては、低所得者に対して保険税の軽減措置が行われていますが、それに対する市町村への支援措置です。

次の生活困窮者自立相談支援事業費は、生活困窮者の自立に向けた自立相談支援事業と、生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業、いわゆる無料塾に対するの負担金です。

次の特別障がい者手当等給付費は、精神または身体に著しく重度の障がい者を有する方に対して、負担軽減の一助として支給されます特別障害者手当、障害児福祉手当の財源措置としての負担金です。

次の障がい者自立支援給付費は、障害者介護給付費、訓練等給付費、厚生医療費などの自立支援給付事業に対するの負担金です。

次の介護保険低所得者保険料軽減費は、第1段階保険料の軽減を図るものです。基準額の0.5で算定している第1段階保険料を0.45としてその減額分について国の負担金です。

一番下の母子生活支援施設措置費です。これは市民の方が管外の同施設へ入所した際に市が負担する支出に対しましての国の負担金でございます。

次のページをお願いいたします。24, 25ページです。

児童扶養手当給付費, これはひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉増進を目的に支給されます児童扶養手当給付額に対しましての負担金です。

次の子どもための教育・保育給付費は, 平成27年度からの子ども・子育て支援制度に基づく保育所, 幼稚園, 認定こども園に係る施設型給付費等を対象にした国の負担金です。

次の障がい児施設給付費は, 障がい児が通所施設サービスを利用することによる施設給付費に対しての負担金です。

次の児童手当給付費は, 中学校終了までの自動を対象に児童手当5,000円から1万5,000円を支給する事業に対しましての国庫負担金です。被用者保険加入としてそれ以外については, 補助率が記載のとおりと変わっております。

次に, 生活保護費です。国が4分の3の負担, 市が4分の1の負担でございます。内容につきましても, 歳出でご説明いたします。

その下の養育医療給付事業費は, 同事業の公費負担分の2分の1, これが国庫負担になります。そのほか県, 市がそれぞれ4分の1の負担になります。

次に, 国庫補助金でございます。

社会福祉費補助金の障がい者地域生活支援事業費です。2つ目の枠です。これは障がい者の日常生活用具費, また障がい者支援相談事業などさまざまな地域生活支援事業に対しましての国の補助金です。

次に, 児童福祉費補助金です。子ども・子育て支援事業費(子育て環境整備分)につきましても, 一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業等に対しての補助金です。

#### 松尾教育部長

その下でございます。

子ども・子育て支援事業(学童保育分)学童保育に係るものでございまして, 対象事業費から保護者負担金を除いたものに3分の1を掛けたものでございます。県費も同様に3分の1となっております。

#### 足立健康福祉部長

続きまして, 保育所等整備交付金です。こちらは平成30年度に開設を予定しております小規模保育所施設整備に係る補助金です。

その下の保育対策総合支援事業は, 民間保育所での保育支援のためのパソコンやビデオカメラ購入に対する補助金です。

次の母子家庭等対策総合支援事業費は, 母子家庭の母, 父子家庭の父が, 看護師や介護福祉士などの資格取得のために養成機関に通う場合に支給される経費に対しましての補助金です。

次に, 生活保護費補助金の生活保護適正実施推進事業です。これは生活保護関連のレセプト点検に係る事務処理に対しましての補助金です。

次に, 保健衛生費補助金です。感染症予防事業費等は, 子宮頸がん, 乳がんの無料クーポン券事業及び各がん検診の個別勧奨等に対しましての補助金です。

次の母子保健医療対策等総合支援事業費は, 産後ケア事業, 産婦健康診査事業に係る補助金です。

次の子ども・子育て支援事業(育児支援家庭訪問分)は, 乳児家庭全戸訪問事業の赤ちゃん訪問及び母子保健コーディネーターの経費に対しましての補助金です。

その下の地域自殺対策強化事業費は, 自殺対策啓発普及用パンフレット経費に対しましての補助金です。

次のページをお願いいたします。26, 27ページです。

松尾教育部長

続きまして、教育費国庫補助金となります。

初めに、小学校費補助金でございます。

遠距離通学児童援助費でございます。これは城ノ内小学校、龍ヶ崎西小学校のスクールバス運行に係るものでございます。実施事業費に、4キロ以上の児童・生徒に係る割合を乗じたもの、これに補助率の2分の1を乗じたものでございます。なお、統合後5年間の限定措置でございます。

その下、要保護児童援助費・特別支援教育就学奨励費でございます。こちらにつきましても2分の1の補助率でございます。若干増加という傾向でございます。

その下、中学校費補助金でございます。

要保護生徒援助費・特別支援教育就学奨励費、こちらも2分の1の補助率でございます。増加傾向でございます。

足立健康福祉部長

その下の幼稚園就園奨励費につきましては、所得状況に応じまして、保護者の経済的な負担の軽減を目的として交付いたしました。就園いたしました就園奨励費に対しましての補助金です。

松尾教育部長

その下でございます。社会教育費補助金。社会資本整備総合交付金（耐震改修分）でございます。こちらは文化会館大ホールの非構造部材耐震改修工事に係るものでございます。新規計上となっております。

足立健康福祉部長

続きまして、次の枠の上から4段目です。国民年金事務費です。これは法定受託事務費として行っている国民年金に係る事務に対しまして、国から交付される委託金です。

その下の特別児童扶養手当事務費です。こちらは、精神または身体に障がいのある児童に対しましては、全額国費で支給されるものでございますが、その支給事務について法定受託事務として市が委託金を国から交付されるものです。

続きまして、一番下の枠の社会福祉費負担金です。国民健康保険基盤安定等は、先ほど国庫負担金でご説明しましたが、国保税の軽減に対する県の財政支援で、保険税軽減分の4分の3、保険者支援分が4分の1、県の負担となります。

その下の障がい者自立支援給付費につきましては、先ほど申し上げました国2分の1に対し、県の4分の1の負担でございます。

次のページをお願いいたします。28ページ、29ページです。

一番上の介護保険低所得者保険料の軽減費は、先ほどの国2分の1に対して県の4分の1の負担金でございます。

その下の後期高齢者医療、保険基盤安定等は、国保の制度と同様に低所得者への保険料の軽減措置に対しまして県4分の3の負担金です。

次に、児童福祉費負担金です。母子生活支援措置費は、先ほどの国2分の1に対しまして、県4分の1の負担金です。

その下の子どものための教育・保育給付費につきましては、同じく国2分の1に対し県の4分の1の負担金です。

その下の障がい児施設給付費につきましても、同じく国2分の1に対して県4分の1の負担金です。

次に、児童手当給付費です。こちらも先ほどご説明しました国の負担に対して県の負担金です。負担率は記載のとおりでございます。

次の生活保護費につきましては、通常が国4分の3、4分の1の負担割合であります。

対象者の居住地が不明などの場合、市の負担金4分の1を県が肩がわりすることとなっております。その分の県の負担金です。

次の養育医療給付事業費につきましては、国2分の1に対して県4分の1でございます。続きまして、民生費県補助金です。

2段目の事務処理特例交付金からです。この社会福祉事務分につきましては、身体障害者手帳の交付など、県からの権限移譲事務に対する交付金です。

その下の民生委員推薦会は、同会議開催に係る委員報酬に対する県の補助金です。

その下の墓地埋葬等取扱費は、市内で死亡した身元不明者の葬祭費に対しましての県10分の10の補助金です。

その下の地域ケアシステム推進事業費は、県の事業である地域ケアシステムに関する補助金です。

その下の障がい者地域生活支援事業費は、国2分の1に対しての県の4分の1の補助金です。

その下の老人クラブ助成費は、各高齢者クラブに対する補助に対し、県から3分の2の補助率の補助金が市に交付されます。

その下の老人クラブ連合会助成費です。連合会に対しましても県から3分の2補助金が交付されます。

次の介護保険低所得者対策事業費は、社会福祉法人による利用者負担軽減事業、障がい者境界層への軽減措置への補助金です。

次の医療助成事業費、医療費分及びその下の事務費は、こちらにつきましては、いわゆるマル福に対する県の補助金です。

次に、児童福祉費補助金です。

子ども・子育て支援事業（子育て環境整備分）は、先ほど国の3分の1に対する県の3分の1の補助金です。

#### 松尾教育部長

その下でございます。学童保育分、こちらも学童保育ルームに係るもので、国と同様事業費に対して3分の1となっております。

続いて、31ページをごらんください。

#### 足立健康福祉部長

一番上の子どものための教育・保育給付費（地方単独分）です。こちらは施設給付費のうち、教育認定分の一部26.6%に対する県の補助金です。

その下の民間保育所等乳児等保育事業は、私立保育所の1歳児受け入れに対する経費の補助金です。

その下の軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業費は、18歳未満で軽度・中等度の難聴のある方の補聴器の購入費の助成になりまして、補助金です。

その下の在宅障がい児福祉手当支給事業費は、在宅の心身障がい児の介護に当たる保護者へ支給いたします。在宅障害児福祉手当支給に対しての補助金です。

次の事務処理特例交付金は、私立保育所の実地検査などに係る県からの権限移譲事務費に対する補助金です。

その下の多子世帯保育料軽減事業は、県の事業で、国基準の第4段階、第5段階層まで年齢の上限を撤廃しまして、第3子子ども以降、3歳未満児の保育料を無料とし、また第2子で3歳未満児の保育料を半額とするもので、県の2分の1の補助でございます。

次に、災害救助費補助金です。被災住宅復興支援利子助成費は、県の制度である3.11の震災で被災した住宅の復興支援利子助成制度に基づきまして、上限1%の利子補給でございます。

その下の災害見舞金被災者生活再建支援金は、被災者再建支援法の適用の対象にならない

い世帯への支援金で、2分の1の率で県から補助金が交付されるものです。

次の献血推進事業費につきましては、同事業に対します県の補助金です。

次の小児救急輪番制病院運営費は、同事業に対します県の補助金です。

次の健康増進事業費は、健康教育、健康相談、健康健診など総合的な保健推進事業に対する県の補助金です。

次の子ども・子育て支援事業（育児支援家庭訪問分）は、国3分の1に対する県の3分の1の補助金でございます。

次のページをお願いします。32ページ、33ページです。

松尾教育部長

中段よりやや下でございます。教育費県補助金になります。

まず、小学校費補助金でございます。

被災児童就学支援等事業費でございます。こちらは東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難になった児童・生徒の保護者に対する援助費に係る補助でございます。県費10分の10でございます。

それから、その下、中学校費、同様でございます。こちら小学校費、中学校費ともに減少傾向でございます。

その下でございます。社会教育費補助金。

事務処理特例交付金（生涯学習事務分）とございます。こちらにつきましては、県青少年の健全育成等に関する条例等に基づく事務調査に係るものでございます。

その下、青少年相談員事業費、こちらにつきましては、青少年の健全育成に協力する事業所に対する説明や加入推進等に対するものでございます。

その下です。土曜日の教育支援体制等構築事業費、いわゆるサタデースクールに係るものでございます。事業費の3分の2の補助率となっております。来年度、3校を予定しております。

その下、放課後子ども教室推進事業、いわゆるアフタースクールに係るものでございます。補助率3分の2、来年度、8校を予定いたしております。

1つ飛びまして、国民体育大会リハーサル大会運営費でございます。これにつきましては、柔道の関東ブロック大会が本年8月19日に開催されます。これに係る国体リハーサルのために上乘せとなる開催費に関する補助金となります。2分の1となります。新規計上でございます。

続いて、35ページをごらんください。

足立健康福祉部長

続きまして、上から7行目の行旅死病人援護費です。こちらは身元不明者の埋葬費用に対します県からの委託金です。

松尾教育部長

3つ飛びまして、学びの広場サポートプラン事業費でございます。こちらにつきましては小学校11校全校、それから中学校2校に対します学びの広場サポーターの配置に係る県の委託金でございます。

足立健康福祉部長

続きまして、2つ目の枠の利子及び配当金です。このページのちょうど中ごろにあります0008地域福祉基金利子として66万2,000円を計上しております。

松尾教育部長

1つ飛びまして、教育振興基金に対する利子でございます。

その下、義務教育施設整備基金利子、同じく基金利子を計上いたしております。

下の枠に入っております。物品売払収入の一番下、給食センター資源物等売払収入でございます。食用廃油の売払収入でございます。

続きまして、37ページをごらんください。

足立健康福祉部長

一番上でございます。特別会計繰入金です。一番上の介護保険事業特別会計繰入金につきましては、科目設定をしております。

松尾教育部長

その下、基金繰入金になります。

0009教育振興基金繰入金でございます。これにつきましては、奨学生援護事業に対して324万円、それから体育振興活動費、大会出場激励金120万円を充当予定しております。

その下、義務教育施設整備基金繰入金でございます。小学校施設整備事業に3,211万4,000円、同じく中学校に1,279万4,000円の充当を予定いたしております。

足立健康福祉部長

続きまして、一番下の枠、諸収入です。

まず、災害特別援護資金貸付金元金収入につきましては、竜巻被害に対する貸付金で、滞納となっている分の受け入れのための措置、科目設定でございます。

次の保育士等修学資金貸付金元金収入は、平成28、29年度に貸し付けを受けた学生が、平成30年3月に卒業を迎えることから生じる返還金です。8名です。

なお、5年間、市内の保育所等に就職される場合は免除となります。現在、対象者の状況確認や今後の意向調査を行っております。

次の高額介護サービス費貸付金の元利収入、高額療養費貸付金元利収入、出産費貸付金元利収入の3件につきましては、歳出と同額を計上しております。

一番下の災害援護資金貸付金元利収入につきましては、東日本大震災に係る貸し付けの償還でございます。

次のページをお願いします。38、39ページです。

上から2行目の介護老人保健施設けやきの郷建設費貸付金元利収入です。これは30年度の償還分でございます。

次に、児童福祉受入受託収入です。公立保育所入所受託収入につきましては、八原保育所において他市町村から受け入れた児童に係る受託収入でございます。

次に、納付金です。

0002医療福祉費第三者納付金につきましては、交通事故など第三者行為に対する求償分でございます。

その下の医療福祉費高額療養費等納付金は、マル福該当者が高額療養費の支給を受けた場合、マル福が立てかえた金額分を各医療保険者から納付を受けるものでございます。

松尾教育部長

その下、団体支出金になります。

一番下の0010スポーツ振興くじ助成金600万円でございます。こちらはたつのこフィールド用のハードル一式、それからサッカーゴールに対するものでございます。限度額が750万円、補助率が5分の4となっております。

足立健康福祉部長

次に、2番の給食費負担金です。保育所職員給食費負担金につきましては、八原保育所職員の給食費負担金です。

松尾教育部長

その下、学校給食費負担金でございます。こちらにつきましては、児童・生徒の減少傾向を反映して減額の計上としております。

その下、同じく滞納繰越分、定額で計上をいたしております。

足立健康福祉部長

続きまして、雑入です。

臨時福祉給付金返還金です。こちらは科目設定でございます。

その下の医療福祉費返還金は、マル福資格の喪失した後の受診による返還及び診療報酬の返還金です。

その下の児童扶養手当返還金につきましては、科目設定をしております。

その下の生活保護費返還金（現年度分）、その下の過年度分につきましては、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合や不正な手段で保護を受けた場合の返還金でございます。

次のページをお願いいたします。40ページ、41ページです。

ちょうど中段の0039の緊急通報装置設置者負担金です。同装置の設置手数料8人分を見込んでおります。

その下のさんさん館CD売払収入は、さんさん館で作成したCDの売払収入です。

その下の駅前こどもステーション電話使用料は、受託者からの受け入れでございます。

松尾教育部長

その下、放課後児童健全育成事業保険料負担金でございます。学童保育活動時のけが等に対応するための傷害保険料の保護者負担金、1人当たり800円をいただいております。

足立健康福祉部長

その下の公立保育所現場実習費につきましては、大学からなどの実習生の受け入れ費です。

その下の健康診査受診者負担金は、各種がん検診及び健康診査受診に係る自己負担分です。

健康教室等参加者負担金につきましては、食生活改善推進委員養成講座の調理実習代でございます。

その下の妊婦教室参加者負担金は、妊婦教室の際のテキスト代です。

松尾教育部長

少し飛びまして、0056教育プラン頒布収入、科目設定でございます。

その下、公立小学校現場実習費、これも科目設定となります。

それからその下、学校事故賠償保険金、こちらにつきましては、補償分50万円、賠償分50万円、それぞれ定額計上とさせていただきます。

その下、学校開放体育館使用料、小・中学校の体育館の夜間開放の使用料でございます。

その下、公共施設水道等使用料でございます。こちらにつきましては、龍ヶ崎小学校に設置されております防災科学研究所の観測機器に関する電気の使用料でございます。

それからその下です。太陽光発電余剰電力売払収入、城西中学校の余剰電力の売払収入でございます。

その下、子どもの居場所づくり事故賠償保険金でございます。こちらにつきましては、定額計上をさせていただきます。

歴史民俗資料館電話使用料、科目設定でございます。

市史等刊行物頒布収入、こちらにつきましては実績を考慮して計上させていただきます。

文化会館検針用端末装置電力使用料、新電力の検針装置の電気の使用料相当分でございます。

その下です。たつのこアリーナ幼児一時預り利用者負担金でございます。こちらにつきましては実績を考慮して、減額をさせていただいております。

続きまして、43ページをごらんください。

#### 足立健康福祉部長

上から5行目の県災害援護資金です。これは県災害援護貸付金につきましては、先ほど申し上げました東日本大震災に係る住宅修繕費に対する貸付金です。

#### 松尾教育部長

下、教育費債になります。

教育総務債では、教育センター施設整備事業債3,370万円、先ほどと同様でございます。その下、小学校施設整備事業債600万円、龍ヶ崎小学校の防水改修等でございます。

中学校施設整備事業債、長山中学校の防水改修ほか、2件に対するものでございます。

文化会館施設整備事業債、大ホール非構造部材耐震改修、LED化に関するものでございます。

その下、体育施設整備事業債、たつのこアリーナのLED化、屋上防水、高砂体育館のLED化でございます。

その下、(仮称)まいんスポーツ健幸センター整備事業債、市街地活力センター1階をまんが図書館からスポーツ施設に改修するためのものでございます。

77ページをごらんください。

#### 足立健康福祉部長

続きまして、歳出でございます。

民生費です。

事業ごとに、そして事業の主だったものをご説明させていただきます。

職員給与費(社会福祉)につきましては、社会福祉課14人分の人件費です。

次に、社会福祉事務費です。福祉有償運送等運営協議会の経費及び社会福祉課内での事務経費分です。

次の国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、後ほど特別会計でご説明いたします。

次に、民生委員等関係経費です。報酬は民生委員推薦会委員の報酬です。補助金につきましては、民生委員、児童委員の地域福祉活動に対する補助で、1人年額7万2,000円、118人分です。

次に、1つ置きまして、行旅死病人等一時援護事業です。こちら身元不明の埋葬料、葬祭費などの経費でございます。

次に、遺族等援護事業です。遺族会の運営及び戦没者追悼式に係る経費が主なものでございます。

次に、一番下の見守りネットワーク事業です。

次のページをお願いいたします。

報償費は、講演会の際の講師謝礼、役務費につきましては、はがき等の郵送料です。

次に、生活困窮者自立支援事業です。報酬、共済費、旅費は、相談支援嘱託員1名分の報酬等です。委託料の学習支援事業は、生活困窮世帯の子どもへの学習支援、今年度同様NPO法人へ業務を委託予定しております。扶助費の住居確保給付金につきましては、離職者等で所得が基準以下の方に一定期間家賃相当額を給付するものです。

次に、社会福祉協議会助成費です。こちらは市社会福祉協議会の人件費及び地域福祉会館管理費に対する補助金です。

次に、地域福祉推進事業です。こちらは、市社会福祉協議会への支出でございます。地域福祉の担い手であります社会福祉協議会が実施いたします地域福祉に資する各種事業に対し、委託金、補助金、交付金を交付いたします。委託料につきましては、地域ケアシステム推進事業で、各機関がチームを組んで制度ではカバーできない方への支援を委託しております。

次に、補助金でございます。ふれあいのまちづくり事業につきましては、ふれあい広場などの福祉イベントや手話などの講座の実施ほか、社会福祉協議会中央支所の運営費、そして来年度11月をめどに（仮称）社会福祉協議会佐貫西口支所の開設を予定しておりますが、その設置及び運営に対する補助金などが含まれております。

その下の障がい者自立化支援事業は、障がい者の自立支援として、福祉の店などが事業を展開しております。

その下の在宅福祉サービスセンター事業は、日常生活に支障のある方に有償在宅福祉サービス派遣を行っております。

その下の地域福祉活動推進事業は、各地域の福祉活動と社協職員がかかわりますふれあいネットワーク事業への補助金です。

交付金のボランティアセンター活動事業につきましては、同センターの活動に対する交付金です。

次に、総合福祉センター管理運営費です。需用費は、旧小貝川沿いに設置されているフェンスの修繕料です。委託料は、社会福祉協議会への同センターの指定管理料でございます。

次に、ふれあいゾーン管理運営費です。委託料は、社会福祉協議会へのふるさとふれあい公園の指定管理料です。使用料及び賃借料は、まちづくり・文化財団が所有するディスクゴルフ場の一部土地賃借料です。

工事請負費は、汚水槽の排水設備を修繕します。

次に、障がい者福祉事業です。主なものですが、報酬は、嘱託医師への報酬です。扶助費は、特別障害者手当、障害児福祉手当の給付です。

次に、障がい者給付訪問調査等事務費です。役務費は、給付審査会での審査のため、主治医意見書の手数料及び通信運搬費です。

次に、障がい者給付審査会事務費は、給付審査会の運営に係る経費です。主に委員への報酬でございます。

次のページをお願いします。80、81ページです。

まず、障がい者自立支援事務費です。役務費につきましては、障がい福祉サービスの審査、支払手数料あるいは障がい者の医療費の審査支払手数料について、国保連支払基金への支出でございます。

次に、障がい者自立支援給付事業です。扶助費の内訳でございますが、主なものをご説明します。障がい者介護給付費は、生活介護施設入所支援、居宅介護に係る給付費です。その下の障がい者訓練等給付費は、就労移行支援、A型、B型に係る給付です。その下の障がい者厚生医療費は、自立支援医療制度に係る給付費です。

次に、障がい者地域生活支援事業（補助分）です。報酬は、障がい者支援相談員の報酬です。委託料の地域活動支援センター運営は、宮崎病院に設置されております、いなしきハートフルセンター、そして市内川原代町の地域活動支援センターの2カ所への委託料です。20の扶助費でございます。障がい者日常生活用具費につきましては、ストマ、紙おむつ等でございます。最後のその他地域生活支援費（補助分）は、日中一次支援、訪問入浴等でございます。

次に、障がい者地域生活支援事業（単独分）です。報酬は、障がい者自立支援協議会委員の報酬、一般非常勤職員2名分の報酬です。13委託料の居室確保の事業は、平成28年度まで夜間支援事業を行ってまいりました。その事業が金曜日に限定した宿泊でございましたが、この事業を拡大し、平成29年度より曜日を問わず夜間支援事業を実施しているもの

です。20扶助費のその他地域生活支援費は、通所入浴サービス、重度心身障がい者のタクシー利用料、身体障害者手帳交付申請診断料などに対する助成です。

次に、一番下の職員給与費（老人福祉）です。こちら高齢福祉課職員4人分の人件費でございます。

次のページをお願いします。82ページ、83ページです。

老人福祉事務費です。主なものとしまして、需用費、こちらは高齢者実態調査に係る事務経費でございます。

次の介護保険事業特別会計繰出金につきましては、前年度比で2.2%の増です。介護保険等の繰り入れですが、後ほど特別会計にてご説明いたします。

次の後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましては、前年度比で2.1%の減です。詳細につきましては、こちら特別会計の際にご説明いたします。

次の介護サービス事業特別会計繰出金につきましては、前年度比で22.1%の減です。詳細につきましては、こちら特別会計にてご説明いたします。

次に、老人保護措置費です。これは松風園に入所している方の措置費相当分です。7人分を計上しております。

次に、高齢者生きがい対策事業です。報償費は、合同金婚式の司会者謝礼や記念品、また最高年齢100歳到達者、88歳到達者への敬老祝い金です。その下の需用費、役務費は合同金婚式に係る経費や会食代もろもろです。

補助金の高齢者生きがい活動につきましては、長寿会への補助金でございます。

交付金につきましては、敬老会開催のための社会福祉協議会への交付金です。

次に、在宅高齢者生活支援事業です。需用費は、緊急通報システムの事業運営経費等です。役務費は、緊急通報システム設置手数料、また、さわやか理髪の手数料等です。委託料の高齢者いきいき活動支援事業は、交流サロン運営費の15%分を見込んでおります。緊急通報システム補修は、172台のスポット点検です。備品購入費は、緊急通報システムの端末機20台の購入経費です。負担金につきましては、稲敷広域圏内の緊急通報センター運営費の市負担分です。扶助費は日常生活用具や外出支援、さわやか理髪への支援でございます。

次に、介護保険低所得者対策事業です。これは低所得者のための介護サービス費自己負担分の支援です。負担金、介護保険低所得者対策事業は、社会福祉法人による利用者負担の軽減に対するものです。扶助費の介護保険低所得者対策事業は、障がい者境界層の負担軽減でございます。貸付金につきましては、歳入と同額を計上しております。

次の職員給与費（医療福祉）につきましては、保険年金課職員3人分の人件費です。

次のページ、84、85ページです。

まず、医療福祉事業（県補助金）及び医療福祉費事業（単独分）です。これはいわゆるマル福制度のことですが、県制度の枠で運営している部分と市単独で対象を拡大している部分についてです。役務費は、それぞれ受給者証の郵送料、審査支払手数料です。扶助費ですが、単独分の扶助費につきましては、高校生への拡大分を含んでおります。そのほか、単独分では一般職非常勤職員1名分を計上しております。

次の高額療養費貸付事業及び出産費資金貸付事業につきましては、当該費用の支給までの間のつなぎとして、貸し付けを行う制度ですが、代替措置ができましたことから、ここ数年は利用の実績がない状況でございます。歳入と同額を計上しております。

次の職員給与費（国民年金）につきましては、保険年金課職員2人分の人件費です。

次に、国民年金事務費です。報酬、国民年金相談員として非常勤嘱託職員1名分の報酬です。その他、以下の費目につきましては、一般的な事務費でございます。

次に、児童福祉費です。職員給与費（児童福祉）につきましては、こども課職員15人分の人件費です。

次に、児童福祉事務費です。報酬は、窓口業務嘱託員2名分の報酬です。賃金は、産休、育休、代替職員1名分の賃金です。

次のページをお願いします。

負担金、補助及び交付金、負担金の管外母子生活支援施設運営費は、市内居住の母子世帯が管外の同施設に措置を委託する際の計上です。補助金の幼児2人同乗用自転車購入費は、2人同乗自転車の購入費の一部を助成するものです。

次の障がい児支援サービス事業特別会計繰出金は、つばみ園に係る特別会計です。詳細につきましては、後ほど特別会計にてご説明をさせていただきます。

次に、さんさん館の管理運営費です。報酬は、子育て支援センターの子育て支援嘱託員2名の報酬です。需用費、役務費は、一般的な事務費です。委託料のファミリーサポートセンター運営は、さんさん館で実施しているファミリーサポートとリフレッシュ保育を実施する保育ルームの2事業について市内NPOに委託を予定しております。使用料及び賃借料につきましては、照明器具が老朽化したことからリースによりLED照明器具に交換をするものです。

次に、駅前子どもステーション管理運営費です。委託料ですが、来年度も送迎ステーション運営、子育て支援センターの運営の委託を予定しております。使用料及び賃借料につきましては、土地建物等の賃借料でございます。

#### 松尾教育部長

その下、放課後児童健全育成事業でございます。こちらにつきましては学童保育事業に関する予算でありまして、全小学校に全学年を対象としたクラスを27クラス設置しております。その運営予算となります。報酬、共済費、それから旅費については、支援員115名に係るものでございます。事業運営に必要な需用費や役務費のほか、委託料では設備の保守、清掃等を計上しております。使用料は、建物3棟のリース料でございます。それから、備品購入費でございます。テレビ2台分を計上しております。償還金については、過誤納に係る還付金を定額で計上いたしております。

予算規模としては、平年ベースでございますけれども、経常経費については、利用者の増加傾向があるため、増の傾向にあります。29年度の馴馬台の空調機設置工事が皆減となりましたので、全体でみると平年ベースになっているというふうなそんな見方でございます。

#### 足立健康福祉部長

続きまして、家庭児童相談事業です。報酬は、こども課に設置しております家庭児童相談室の家庭児童相談員2名分の報酬です。

一番下の児童扶養手当支給事業です。

次のページをお願いいたします。88、89ページです。

この児童扶養手当につきましては、ひとり親家庭への手当で、その支給に係る経費でございます。扶助費につきましては、前年度と同程度です。

次に、特別児童扶養手当事務費です。この手当は、重度の障がいのある在宅の20歳未満の子どもを養育している保護者に支給される手当です。手当そのものは県が行い、市は通知などの事務を行っております。

次に、子どもための教育・保育給付費です。29年度の子ども・子育て支援事業からの組かえとなります。負担金につきましては、平成27年度からの新制度に伴うものでして、国が定めた公定価格と利用者負担額の差額を市が各施設に施設給付費として負担するものです。管内分として、幼稚園、保育所、認定こども園、そのほか地域型保育、いわゆる小規模保育所などがあります。

次に、子ども・子育て支援事業（補助分）です。29年度までの子ども・子育て支援事業補助分と単独分に事業を組みかえております。報酬は、子育て支援コンシェルジュとして嘱託職員1名分の報酬です。19負担金、補助及び交付金であります。7件の補助金につきましては、国の子ども・子育て支援交付金の対象となります。一時保育、病児保育、延長保

育事業等に対する補助金です。

次に、子ども・子育て支援事業（単独分）です。本事業につきましては、市単独の補助事業が主なものとなります。委託料の子ども・子育て支援事業計画策定は、現在の計画が31年度で期間満了となりますことから、平成30年度、31年度の2カ年で計画改定業務を委託しようとするものです。その下の補助金3件につきましては、障がい児保育対策事業や保育士増員配置事業などの私立保育所等に対します市単独の補助事業です。

次に、保育所等施設整備事業です。これは平成30年度に開設を予定しております小規模保育所の施設整備補助金です。

次に、保育所対策総合支援事業です。補助金の業務効率化推進事業は、民間保育所の保育士を支援するためにパソコンソフト、ビデオカメラ購入に対する補助金です。

その下の保育体制強化事業は、同じく保育所を支援するため清掃や給食の配膳等を行う人員を雇用するための補助金です。

次に、子育てサポート利用料助成事業です。これはNPO法人によるファミリーサポート事業や各種保育サービスに対する補助で、補助率2分の1で、年間8万円を限度に助成をするものです。

次のページ、90ページ、91ページをお願いします。

一番上のたつのご預かり保育利用助成事業です。これは保育所で実施している一時保育、延長保育、病児・病後児保育や幼稚園で実施している預かり保育、リフレッシュ保育の利用に対しまして補助率2分の1で、年間3万円を限度に助成するものです。

次に、こどもまつり開催事業です。今年度まで予算上、児童福祉事務費において実施しておりましたが、事業の組みかえを行いました。委託料につきましては、これまでこども課職員が全ての運営を行っておりましたが、イベント開催の業務を委託しようとするものです。

次に、たつのご育て応援の店設置促進事業です。こちらも今年度まで予算上、次世代育成支援対策事業において実施しておりましたが、事業の組みかえを行いました。需用費は、PRのためののぼり旗購入やポスターの印刷を予定しております。また、補助金として、たつのご育て応援の店設置補助金3件分を見込んでおります。

次に、第3子支援事業です。これは平成21年4月1日から平成26年3月31日までに生まれた第3子以降のお子さんのいる世帯に対し、経済的支援を行う制度です。すくすく保育助成金ということで保育料の助成を行います。

次に、高等職業訓練促進費等事業です。母子家庭の母、父子家庭の父が看護師や介護福祉士などの資格取得のために養成機関に通う場合に支給する補助金です。昨年度からの継続は7名、新規5名を見込んでおります。

次に、障がい児施設給付事業です。こちらは障がい児が障がい児通所施設サービスを利用することによる施設給付費です。扶助費の主な障がい児通所給付費は、児童発達支援、放課後等デイサービスに係る給付でございます。

次に、軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業です。こちらは市内在住の18歳未満で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴があり、補聴器の使用により言語の習得等において、一定の効果が期待できると専門医が判断した児童が補聴器を購入する際、その費用の3分の2を補助するものでございます。

次に、児童手当支給事業です。児童手当につきましては、3歳未満は一律月額1万5,000円、それ以上、中学までは、区分によりまして5,000円から1万5,000円を支給されます。今年度と同程度の額を見込んでおります。

次に、在宅心身障がい児介護事業です。扶助費の在宅心身障がい児福祉手当は、介護に当たる保護者へ支給する手当でございます。

次に、一番下の職員給与費（保育所）です。

次のページをお願いいたします。

こちらは八原保育所職員17人分の人権費です。

次に、公立保育所管理運営費です。八原保育所の管理運営の経費です。報酬は、嘱託保育士、栄養士、看護師、嘱託医、歯科医等の報酬です。需用費は、賄材料費のほか、光熱水費、修繕料などがございます。そのほか以下、施設管理に要する経費でございます。

次に、多子世帯保育料軽減事業です。こちらは国基準の第4階層の一部から第5階層まで、従来の年齢制限の上限を撤廃し、第3子以降の3歳未満児保育料を無料とするものです。また、3歳未満児の第2子の保育料を半額とするものです。

続きまして、生活保護費です。まず、職員給与費（生活保護）は、社会福祉課のケースワーカーなど10人分の人件費です。

次に、生活保護適正実施推進事業です。報酬は、嘱託医師、生活保護面接相談員、被保護者就労支援員の報酬です。役務費は、郵送料など通信運搬費及び手数料でございます。

次のページをお願いします。94、95ページです。

生活保護扶助費です。前年度当初予算比で4,272万9,000円の増で、要因としましては、保護世帯の増加によるものです。現に保護を受給中の世帯数を申し上げますと、本年の2月1日現在で652世帯、811人です。昨年4月1日現在の時点が635世帯、782人という状況で、世帯数で17世帯の増、人数で29人の増という状況でございます。

次に、災害援護事業です。補助金の被災者住宅費は、被災者への家賃補助です。その下の被災住宅復興支援利子助成補助金は、東日本大震災に係る県の制度1%の利子補給に、市の上乗せ分として1%を限度にプラスし、利子補給をするものです。扶助費の災害見舞金は、全焼10万円、半焼が5万円です。

また、その下の被災者生活再建支援金として来年度より被災者生活再建支援法の適用とされない世帯への支援金の交付を行おうとするものです。基礎支援金、加算支援金、それぞれ1件ずつ計上しております。貸付金につきましては、歳入の市債のところでご説明しましたが、東日本大震災に係る住宅修繕等に対する貸付金2件分の計上でございます。

2つ飛びまして、一番下の保健衛生事務費です。委託料の商標登録は健幸マイレージのイメージキャラクターたっぼくんの商標登録料です。19負担金、補助及び交付金の補助金、献血推進事業につきましては、献血推進協議会への補助金です。

骨髄移植ドナー支援事業助成金は、ドナー休暇制度のある企業等に所属していない方を対象に、1日2万円、7日を限度に補助をするものです。

その下の交付金につきましては、次のページをお願いします。96、97ページです。

健康相談事業につきましては、ヘルス講演会など医師会並びに歯科医師会への交付金です。

次に、医療対策事業です。委託料の休日緊急医療は、日曜、祭日、年末年始に対する委託でございます。負担金、補助及び交付金の負担金、病院群輪番制病院運営費とその下の、小児救急輪番制病院運営費は当市負担分でございます。補助金の龍ヶ崎済生会病院運営費は、特別交付税の決定額により補助をするものです。その下の東京医科大学茨城医療センター運営費は、市民の救急搬送受け入れ実績により、同医療センターへ補助するものです。その下の口腔センター土浦整備費につきましては、施設整備に係る補助を平成30年度に限り行おうとするものです。

次に、成人保健事業です。当事業につきましては、主に歯周疾患に係る事業費でございます。報酬は、歯科衛生士、一般非常勤、それぞれの嘱託職員の報酬です。賃金は、臨時職員2人分の人件費です。需用費及び役務費は、歯周疾患検診の受診券の印刷・郵送料です。委託料につきましては、歯周疾患検診について、龍ヶ崎市歯科医師会への委託及び健康管理システムの修正です。使用料及び賃借料は、健康管理システムの使用料でございます。

次に、がん検診事業です。この事業につきましては、胃がん、大腸がん、前立腺がんなどのがん検診に係る事務経費です。そのほかに結核検診も委託しております。また、30年度から新たに内視鏡による胃がん医療機関検診が開始されます。報償費は、胃がん医療機関検診運営委員会に係る委員への報酬及び従事者研修会の講師謝礼です。需用費及び役務

費は、がん検診に係るパンフレット作成、受診券印刷、そして郵送料などです。委託料は、結核検診とがん検診の委託、そして新規に胃がん医療機関検診、読影管理を医師会へ委託しようとするものです。

次に、婦人科検診事業です。この事業は、子宮頸がん、乳がんの検診の経費が主なものでございます。そのほか、骨粗鬆症病検診に係る経費もここで計上しております。需用費、役務費は、婦人科検診に係るパンフレット作成、受診券印刷及び郵送料です。委託料につきましては、子宮頸がん、乳がん、骨粗鬆症検診の委託費です。

次に、生活習慣病健康診査等事業です。生活習慣病の早期予防のために、18歳から39歳の方への健診の経費です。

次のページをお願いいたします。

委託料として、生活習慣病健診以外に、肝炎ウイルス検診費を計上しております。

次に、健康づくり推進事業です。報酬は、健康づくり推進協議会委員報酬です。報償費は、睡眠講演会の講師謝礼です。委託料は、食生活改善推進事業として、食生活改善推進協議会へ委託いたしまして、地域の食生活の改善に諸活動を実施していただいております。そのほか、てくてくロードの活用を図るため、コース点検を行ってまいります。備品購入費は、血圧計の購入で、各コミュニティーセンターへの交換分です。

次に、健幸マイレージ事業です。

報酬及び賃金は、健幸マイレージ事業の受付等事務を行う臨時職員2名分の人件費です。報償費は、健幸マイレージ事業、健幸ポイントに対するインセンティブ購入費用です。委託料は、健幸ポイント交換商品の管理、発送のための委託です。使用料及び賃借料につきましては、健幸マイレージシステムの利用料でございます。

次に、母子保健事業です。主なものとして需用費は、母子健康手帳、父子健康手帳などの事務経費が主なものです。使用料及び賃借料は、きずなメール、電子母子手帳の配信に係る経費でございます。

次に、乳幼児健康診査等事業です。主なものとして、報酬は、3、4カ月児健診、股関節健診、1歳6カ月健診などの各種健診に係る医師、視能訓練士の報酬及び看護師嘱託員など報酬です。委託料の乳幼児健康診査につきましては、医療機関へ委託しようとするものです。

次のページをお願いいたします。

次に、妊産婦健康診査等事業です。主なものでございますが、委託料です。妊婦健康診査は、1回から14回の妊婦健診です。産婦健康診査は、産後2週間及び産後1カ月の健診です。産後ケア事業は、産後うつ予防のため、宿泊型、日帰り型を実施しています。扶助費の不妊治療助成金につきましては、県の特定不妊治療助成事業に、当市で助成額を上乗せするものです。特定不妊治療として、助成上限は15万円です。なお、男性不妊治療としては、上限が10万円です。

次に、子育て相談事業です。報酬は、発達指導員、育児支援専門相談員、子育て相談員及び子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーターへの報酬です。需用費及び役務費は、一般事務費でございます。

次に、養育医療給付事業です。扶助費として計上しておりますが、歳入で申し上げました身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の医療費を公費により助成する制度でございます。

次に、精神・難病保健福祉対策事業です。主に扶助費でございます。難病見舞金として1件2万円、498名分を見込んでおります。

次に、地域自殺対策強化事業です。需用費につきましては、自殺対策の普及啓発用のパンフレットの作成費用です。

次に、疾病予防費です。主なものとして、報酬は、感染症対策委員会及び予防接種健康被害調査委員会の委員報酬です。需用費は、新型インフルエンザ備蓄備品、防護服またはマスクなどの購入です。

次に、小児予防接種事業です。需用費は、各種予診票の印刷及び医薬材料費、これは四種混合、麻疹・風疹混合など、各種ワクチンの購入費です。委託料ですが、A類予防接種は、四種混合、麻疹・風疹混合、ヒブ、小児用肺炎球菌、日本脳炎等の予防接種を委託しようとするものです。任意予防接種につきましては、おたふく風邪、小児インフル、ロタウイルスです。

次に、成人予防接種事業です。需用費及び役務費は、各種予診票の印刷等一般事務費です。

次のページをお願いします。102ページ、103ページです。

一番上の委託料の中の主なもので、B類予防接種ですが、これは、高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌の予防接種を委託しようとするものでございます。

104、105ページです。

中段より少し下になります職員給与費（保健センター）です。健康増進課18人分の人件費でございます。

次に、保健センター管理運営費です。需用費につきましては、光熱水費、修繕料が主なものでございます。委託料の4件は、施設維持に関する経費です。その下の使用料及び賃借料につきましては、土地の借り上げ料でございます。

続きまして、108ページ、109ページをお願いします。

中段から少し下のシルバー人材センター援助費です。これは龍ヶ崎市シルバー人材センターの運営に必要な補助金の支出でございます。前年度と同額でございます。

松尾教育部長

続きまして、136、137ページをごらんください。

ここから教育費に入ってまいります。

137ページの一番下でございます。教育委員会費。次ページ、139ページを見ていただいたほうがよろしいかもしれないです。

教育委員会費でございます。報酬及び旅費につきましては、教育委員に係るものでございます。需用費は、書籍、名刺の印刷、負担金につきましては、区市町村教育委員会連合会の年負担金となっております。平年度ベースでございます。

次でございます。教育長給与費、教育長の給与費を計上しております。平年度ベースでございます。

続きまして、教育長活動費でございます。こちらにつきましては、教育長の交際費、需用費では名刺の印刷、負担金では全国、関東、県の各協議会の年負担金のほか、出席負担金を計上いたしております。平年度ベースでございます。

その下でございます。職員給与費（教委事務局）でございます。これにつきましては、教育委員会事務局職員12名、具体的には私、それから教育総務課の大半、指導課の給与、それから教育委員会の全職員の退職手当50名分をここで計上いたしております。前年度と比較しますと1,300万円超減額となっております。職員数1名減による影響でございます。

続きまして、学務事務費でございます。教育委員会の事務のうち、教育総務課が担う事務処理に要する予算でございます。報酬、それから旅費については、一般職、非常勤職員2名に係るものでございます。需用費でございます。消耗品では、書籍の購入費等に加えまして、防犯ボランティアの帽子やベスト、横断旗、横断歩道の旗などの補充分を計上しております。役務費では、火災保険料で、小・中学生全員分の賠償補償保険料を計上しております。補償、補填及び賠償金では、学校災害に係る補償金、賠償金、それぞれ歳入と同額の定額計上としております。予算規模としては平年度ベースでございます。

続きまして、奨学生援護事業でございます。寄附型奨学金の支給に関する予算でございます。高等学校等への進学または就学が困難な者に対する奨学金を支給しています。月額1万円、各学年10名、計30名を基本に運用しております。来年度では、継続者17名分、そして新規10名分、合計27名分の予算となっております。平年度ベースでございます。

その下、教育の日推進事業でございます。こちらにつきましては、市民の皆さんに教育への関心と理解の深化を図り、学校、家庭、地域がその役割を認識して、望ましい教育環境づくりに向けた連携促進を図るための予算ということでございます。具体的には、教育の日推進事業に対する交付金を計上いたしております。平年度ベースでございます。

その下、教育振興基金費でございます。こちらについては、歳入の利子相当額を積立金に計上いたしております。

その下、義務教育施設整備基金費でございます。こちらも歳入の利子相当額を積立金に計上いたしております。

その下でございます。職員給与費（教育指導）でございます。こちらにつきましては、県派遣指導主事5名の人件費を計上しております。

そして、ここで補足説明をさせていただければと思いますが、141ページ、負担金で4,800万ほど計上しております。これまでは派遣の指導主事4名、それから社会教育主事1名の予算となっておりますが、30年度からは派遣指導主事5名です。1名ふえて5名分となります。そして、社会教育主事につきましては、いわゆる割愛という制度で配置されるということですので、ここには予算計上されておられません。

指導主事1名増員の理由でございますが、新学習指導要領、それから小・中一貫教育等に適切に対応するため、体制を強化するというものでございます。

続きまして、学校指導費でございます。小・中学校に対する教育内容の指導・助言等に関する予算でございます。具体的には、需用費では、新学習指導要領解説の書籍、学校運営関係の書籍、その他教育関係の書籍等の購入費。使用料は、いばらきっ子郷土検定の出場の際のバスの借り上げ料、それから高速の通行料金を計上いたしております。平年度ベースでございます。

続きまして、教職員研修費でございます。学校経営や教員研修、その他教育活動の充実に関する予算でございます。負担金では、県の校長会、教頭会の年負担金を計上しております。交付金では、学校経営や教育課程に関する研究、発表に関し、校長、教頭、教務主任が共同で行う学校経営研究事業に関するもの、さらに、教科の指導助言を行う教科指導員研修事業の2つを計上しております。予算規模としては平年度ベースでございます。

その下、障がい児教育支援費でございます。特別な支援を要する児童・生徒の教育支援に関する予算でございます。報酬につきましては、教育支援委員会委員5名分に係るもの、委託料としては、児童・生徒の学校生活上の介助に係る業務委託料を計上いたしております。予算規模としては平年度ベースでございます。

その下、語学指導事業でございます。外国語の指導、外国語活動に関する予算でございます。報償費は、英語教育スーパーバイザー1名の謝礼でございます。委託料については、英語指導に係る人材派遣に関する予算でございます。これについても補足説明をさせていただければと思います。

新学習指導要領の改訂に伴いまして、平成32年度から小学校5、6年生は外国語が教科化されます、教科となります。そして、小学校3、4年生は、外国語活動が必須となります。茨城県では、移行期となる平成30年度から段階的に外国語の教科化等を実施することということでございまして、それに伴って外国語指導助手を2名増員して、10名体制に充実をしようとするものでございます。

なお、従来は請負契約において対応しておりましたが、平成30年度以降の教科化等に伴いまして、教員が英語指導助手に対して直接指示、打ち合わせ等行うことが不可欠となりますことから、人材派遣契約に切りかえるものでございます。

続きまして、学習充実支援事業でございます。児童・生徒一人一人の個性に応じたきめ細やかな指導を行い、みずから学ぶ意欲や思考力、判断力を育むための予算でございます。報酬及び旅費については、少人数指導及びチームティーチング指導に係る学習充実指導非常勤講師17名に係るもの、そして、報償費、役務費については、学びの広場サポーターに係る謝礼、それから傷害保険料を計上いたしております。予算としては、平年度ベースで

ございます。

それから、就学前教育推進事業でございます。乳幼児期教育と義務教育の円滑な接続を目的に各中学校区において保育園、幼稚園、認定こども園と小学校が共同して研修会や交流会を行うための予算、各中学校区2万円、6校分を計上いたしております。

続きまして、小・中一貫教育推進事業でございます。義務教育9年間の教育課程を編成し、小・中学校と地域社会が連携して系統的な学びを目指す龍ヶ崎版小・中一貫教育である龍の子人づくり学習を推進するための予算でございます。交付金では、小・中一貫教育に係る実践研究に関するもの、これが4中学校区分、同じく研究推進に関するもの6中学校区分を計上いたしております。予算としては、前年度比で61万1,000円増となっておりますが、実践研究、29年度2校から30年度4校に拡大するための増となっております。

続きまして、子どもが主役！魅力ある学校づくり推進事業でございます。児童・生徒を主役に各学校の特色ある取り組みや確かな学びを育む取り組み、学校・家庭・地域等の連携による取り組み及び教職員を中心とした指定研究による授業改善を図るための予算でございます。交付金としましては、各校の取り組みに対するものと指定研究に係るものを計上いたしております。予算規模としては平年度ベースでございます。

その下、みんなで考える特色ある学校づくり事業でございます。児童・生徒が企画運営に参加し、主体的に社会に参画する態度を育むための体験活動の充実を図るための予算でございます。交付金として1校30万円、6校分を計上いたしております。前年度と比較しまして、30万円の増となっているのは、前年度5校から6校に拡大したものでございます。

続きまして、職員給与費（教育センター）でございます。教育センター職員1名分の給与費を計上いたしております。平年度ベースでございます。

続きまして、教育センター管理費でございます。141から143ページにかけてになります。まず、報酬、それから次ページです、旅費につきましては、用務嘱託職員1名に係るものでございます。需用費については、清掃用品や修繕料でございます。役務費については、電話料等の通信運搬費、委託料は建物清掃となっております。使用料、コピー機、NHK受信料、以上が経常的なものでございます。さらに、30年度につきましては、工事請負費におきまして、施設の長寿命化を図るため、建物の外壁塗装、屋根屋上防水工事、それから1階のトイレ改修工事を計上しております。このような関係で予算としては、工事請負費の皆増がありますので、4,398万1,000円の増となっております。

続きまして、教育センター活動費でございます。報酬につきましては、教育相談員8名、それから学校教育相談員1名に係るもの、報償費は、市民カウンセリング講座等の講師謝礼、旅費は、各相談員の費用弁償のほか、一般的な普通旅費が入っております。需用費でございます。書籍や事務用品のほかには知能検査に係るものなどが含まれます。使用料は適用指導教室夢ひろばのキャンプやハイキングなど屋外活動時のバンガロー代や駐車料金などでございます。負担金につきましては、協議会の年負担金のほか、カウンセラー養成講座負担金を計上いたしております。予算規模では平年度ベースでございます。

それから、さわやか相談員派遣事業でございます。児童・生徒の健全育成のため、市内小・中学校に相談員を派遣するための予算でございます。報酬、旅費については、たつのこさわやか相談員、小学校で16名、中学校6名に係るものでございます。需用費については、文房具類でございます。予算規模は平年度ベースです。

その下、いじめ問題対策事業でございます。いじめ問題の調査等を担う3組織のうち2組織の運営に関する予算でございます。報酬及び旅費は、いじめ問題専門委員会委員に係るものでございます。報償費は、いじめ問題対策連絡協議会委員に関する謝礼でございます。前年度と比べて18万9,000円の減となっておりますが、それについては次のところで説明申し上げます。

その下でございます。いじめ問題再調査委員会費でございます。こちらにつきましては、いじめ問題再調査委員会に関する委員の報酬及び旅費を計上したものでございます。前年度と比べますと、これ新規事業との扱いになっておりますが、前年度まで、29年度までは

いじめ問題対策事業に計上されておりましたが、事業の趣旨から予算を再整理して、独立させたものでございます。

続きまして、小学校に入っております。職員給与費（小学校）でございます。小学校用務手9名分の給与を計上しております。前年度比で2,040万円の減でございます。職員2名減によるものです。これについては、嘱託職員の増員で対応するということとなります。

その下、小学校管理費でございます。小学校11校分の管理に関する予算でございます。報酬につきましては、学校医、学校歯科医、各17名、就学時健康診断医師34名、学校薬剤師11名、用務嘱託員5名に係るものでございます。旅費については、用務嘱託員の費用弁償、需用費につきましては、光熱水費が最も大きく、次いで施設設備の修繕料の順となっております。役務費でございます。電話料等の通信運搬費、それから水質検査や尿検査、結核検査等の手数料を計上しております。委託料は、城ノ内小学校、龍ヶ崎小学校のスクールバス運行を初めとしまして、教職員の定期健康診査、設備の保守点検などを計上しております。使用料でございます。校務用パソコンサーバー、学校図書館用パソコン等のリース料を初め、コピー機のリース料、チャージ料等を計上しております。それから、馴染小、川原代小の土地の借り上げ料を計上しております。備品購入費でございます。児童用机・椅子、それから各校配分用保管庫などを計上しております。それから、負担金につきましては、県・市の保健会年負担金を初め、学校管理下の児童のけが等に対応する日本スポーツ振興センター共済の加入負担金、それから交付金としては、市教育研究事業の交付金を計上しております。

小学校費、中学校費共通でございますけれども、今回、予算を再整理をしております。管理用の予算と教育用の予算を再整理をしております。これによりまして、教育用のパソコンリース料は、従来この管理費に計上しておりましたが、平成30年度から教育振興費のほうに振りかえてございます。それから、バスの借り上げ料等についてもこの管理費から教育振興費に振りかえております。これは小・中共通でございます。こういう振りかえがありましたので、小学校管理費、前年度と比較しまして、3,786万4,000円の減額となっております。

145ページのほうをごらんいただければと思います。

小学校教育振興費でございます。需用費につきましては、副読本、その他教材の購入費、それから学校経営概要、その他の印刷製本費でございます。役務費は、ピアノの調律、その他の手数料、委託料では、スポーツテストの集計、使用料では、教育用コンピューターのリース、それから各種バスの借り上げ料が入ってきております。備品購入費では、教材備品の購入費を計上しております。

ただいま申し上げましたように、この教育振興費では、前年度と比べて4,756万2,000円増となっておりますが、管理費から教育用のコンピューターをこちらに移行している、それからバスの借り上げ料等を移行していることに伴う増です。

一方、この教育振興費から児童図書購入費、それから学校図書館消耗品費を読書活動推進費に再整理、振りかえております。

続きまして、小学校読書活動推進費でございます。学校図書館の運営に関する予算でございます。報酬及び旅費については、学校図書館司書嘱託員11名に係るものでございます。需用費については、児童図書の購入費及び学校図書館消耗品費でございます。前年度と比較しまして、831万9,000円の増となっておりますが、ただいま申し上げましたように、教育振興費のほうから学校図書館に係る需用費を振りかえ計上したことに伴う増でございます。

続きまして、要保護・準要保護児童就学奨励費でございます。こちらにつきましては、やや増加、微増というような状況でございます。

その下、被災児童就学援助事業、東日本大震災に関する就学援助でございます。こちらにつきましては、対象者の減、前年度4名を見ておりましたが、3名ということで1名減

となっておりまして、前年度比では13万円の減となっております。

続きまして、職員給与費（小学校施設整備）でございます。これは教育総務課職員のうち、小学校施設を担当する職員2名分の給与を計上しております。前年度と比べて508万7,000円の増ということで、当初予算費では職員1名ふえております。

続きまして、小学校施設整備事業147ページのほうを見ていただければと思います。

小学校11校の教育環境の整備向上を図るための予算でございます。委託料といたしましては、2カ年継続となります施設長寿命化計画策定の初年度分を計上しております。そのほか、龍ヶ崎小学校の屋上防水改修工事の実施設計費、工事請負費では、川原代小学校のキュービクル改修、それから久保台小ほかと書いてありますが、これは久保台小と龍ヶ崎西小学校の床張りかえ工事です。そのほか7件を計上いたしております。前年度と比較しますと3,193万8,000円ほど減となっておりますが、29年度では、松葉小の屋上防水改修工事5,000万円以上のものがありましたので、そういう関係で全体としてはマイナスになっているということでございます。

その下、都市再生機構小学校償還金でございます。これについては、いわゆる五省協定に係る旧住宅都市整備公団による建替執行に係る償還金を計上しています。平年度ベースでございます。

次から中学校費に入っております。

職員給与費（中学校）でございます。中学校用務手3名分の給与を計上しております。前年度と比べて901万3,000円の減となっております。1名減員によるものでございます。対応については、嘱託職員で行うということになります。

続きまして、中学校管理費でございます。報酬については、学校医13名、学校歯科医11名、学校薬剤師6名、用務嘱託員4名に係るものでございます。旅費は、用務嘱託員の費用弁償、需用費では、光熱水費が最も大きく、次いで施設設備の修繕料の順となっております。役務費では、電話料等の通信運搬費のほか、水質検査や尿検査、結核検査等の手数料を計上しております。委託料では、教職員の定期健康診査、設備の保守点検などを計上しております。使用料では、校務用パソコンサーバー、学校図書館用パソコンのリース料を初め、コピー機等のリース料を計上しております。備品購入費では、生徒用の机、椅子、それから各校の配分分、物置などを計上しております。負担金は、県中学校体育連盟の年負担金、学校管理下の生徒のけが等に対応する日本スポーツ振興センター災害共済加入金などを計上いたしております。

149ページのほうに入っております。

ここでは、前年度と比べまして900万1,000円の減となっております。先ほど申し上げたように、教育関係のパソコン等のリース料や各種場所借り上げ料については、教育振興費に振りかえているということで減要因となっております。

続きまして、中学校教育振興費でございます。需用費では、副読本、その他教材の購入費、学校経営概要その他の印刷製本費、役務費ではピアノ調律その他の手数料、委託料ではスポーツテストの集計、使用料では教育用コンピューターのリース、各種バス借り上げ料を計上しております。備品購入費では、教材備品のほか楽器などの購入費を計上しております。補助金では、市中学校体育大会の開催費、それから部活動の大会出場に係るものを計上しております。

対前年比では2,344万9,000円の増となっております。教育用コンピューターのリース、各種バス借り上げ料を管理費から教育振興費に振りかえ計上したことを初め、本年9月から利用開始予定のタブレット等の費用がこちらに計上されます。また、部活動大会出場時のバス借り上げ料等についても加算をしているということで大きく増額となっております。

続きまして、中学校読書活動推進事業でございます。報酬及び旅費は、学校図書館司書嘱託員6名に係るものでございます。需用費については、生徒図書購入費、学校図書館消耗品費を計上しております。前年度と比較しまして483万7,000円の増でございます。こちらでも小学校と同様、学校図書館に係る需用費を先ほどの教育振興費からこちらに振り

かえたことに伴って増額となっております。

続きまして、要保護・準要保護生徒就学奨励費でございます。こちらにつきましては増加基調となっております。

被災生徒就学援助事業，こちらにつきましては東日本大震災によるものでございます。1名分を計上しております。若干減っております。

続きまして、職員給与費（中学校施設整備）でございます。教育総務課職員のうち中学校施設を担当する職員1名分の給与費を計上しております。予算規模としては平年度ベースでございます。

続きまして、中学校施設整備事業でございます。こちらは委託料では2カ年継続事業の初年度となります施設の長寿命化計画策定を載せております。そのほか、特別教室への空調機，エアコン設置工事のための実施設計を新たに盛り込んでおります。それから、長山中学校屋根防水改修工事の実実施設計，工事請負費では長山中学校屋根防水の改修工事，それから中根台中学校ほかと書いてありますが，中根台中学校と愛宕中学校の体育館照明LED化工事，その他5件を計上いたしております。

前年度と比べまして7,824万6,000円の増となっております。こちらにつきましては委託料の施設長寿命化計画策定や特別教室への空調の実実施設計が新規計上となっているほか，長山中学校の屋根防水改修工事，それから中根台中，愛宕中の体育館照明工事の影響で予算規模が大きくなっております。

一番下でございます。都市再生機構中学校償還金でございます。小学校と同様五省協定に係る旧住宅都市整備公団による建替執行に係る償還金でございます。平年度ベースでございます。

続いて，151ページをごらんください。

#### 足立健康福祉部長

151ページの説明の前に，大変申しわけありません。先ほどの説明に誤りがありました。予算書の82ページ，83ページです。申しわけありません。83ページの上から3行目です。後期高齢者医療事業特別会計繰出金，先ほど2.1%の減というふうな形でご説明したのですが，誤りでした。この7億5,088万5,000円につきましては，前年度比6.16%の増です。申しわけありません。訂正して，おわび申し上げます。

それでは，150ページ，151ページをご説明いたします。

一番上の幼稚園就園奨励事業でございます。所得状況に応じまして，保護者の経済的な負担の軽減を目的として交付する補助金です。子育て支援新制度に移行してしない幼稚園に通学している児童が補助対象となります。

次に，幼稚園振興助成事業です。負担金，補助及び交付金の私立幼稚園等幼児教育費は，ただいま申し上げました子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園に対しまして，就園奨励費を補助するわけですが，それでも新制度の幼稚園との負担差額があるご家庭に対しましては，市が単独で補助をするものでございます。

その下の私立幼稚園障がい児保育費は，障がい児の保育を実施した園に対しまして，補助するものでございます。子ども1人当たり月1万円の補助金です。

#### 松尾教育部長

その下，社会教育費となっております。

一番上，職員給与費（社会教育総務）でございます。これにつきましては，4月から新たに改組されます文化生涯学習課職員9名分の予算でございます。平年度ベースでございます。

その下，生涯学習事務費でございます。生涯学習全般を担う社会教育委員に関する予算のほか，成人式に関する予算を計上しております。報酬でございます。社会教育委員の報酬，それから需用費は，図書購入費，役務費では，社会教育委員及び成人式実行委員への

郵送料、それから実行委員に対する傷害保険料を計上しております。負担金につきましては、社会教育団体の負担金、交付金は成人式運営に関する実行委員会の交付金を計上いたしております。予算規模としては平年度ベースでございます。

その下でございます。生涯学習推進費でございます。こちらにつきましては市民向け教室・講座の開催や人材バンクに関する予算でございます。報償費につきましては、親子ふれあい教室、文化・歴史に関する講座の講師謝礼となっております。需用費でございます。教室講座に係る消耗品、それから人権啓発に係るチラシの印刷製本費を計上しております。役務費の通信運搬費につきましては、人権啓発企画展の展示パネルの送料を計上しております。予算規模としては平年度ベースでございます。

その下、青少年育成事業でございます。青少年の健全育成、それから非行防止に関する予算でございます。報酬でございます。青少年センター運営協議会委員及び青少年相談員の報酬、報償費は、市子ども会連合会球技大会の参加賞でございます。需用費でございます。青少年相談員が屋外で活動する際に着用するベストなど、それから挨拶声かけ運動の啓発用品等を計上しております。負担金では、関係団体に関するもののほか、補助金は保護司会の龍ヶ崎分区の活動に係るもの、交付金では、子ども健全事業、それから青少年非行防止健全育成推進事業に係るものを計上しております。予算規模といたしましては平年度ベースでございます。

153ページのほうに移っております。

子育て学習事業でございます。中学生以下のお子様を持つ保護者を対象に、家庭教育や子育ての不安を解消のための予算でございます。報酬及び費用弁償は、家庭教育指導員2名に係るものでございます。報償費は、セミナー講師謝礼、需用費としては、セミナー及び地域女性団体の子育てに関するものを計上しております。予算規模としては平年度ベースでございます。

続きまして、子どもの居場所づくり事業でございます。龍ヶ岡公園たつのこやま管理棟を中心とした子どもの居場所づくり事業に関する予算でございます。報償費は、休日イベントの際のプレイリーダーに対する謝礼、需用費では、本事業に必要な消耗品、それから施設の修繕料を計上しております。役務費でございます。管理棟の電話料、それから傷害保険料を計上しております。委託料では、管理棟で行っている本事業の運営費でございます。補償金につきましては、本事業の管理下における見舞金を定額で計上いたしております。予算規模としては平年度ベースでございます。

次は、サタデースクール推進事業でございます。小学校3年生以上の児童を対象に、豊かで有意義な土曜日の教育環境の整備に関する予算でございます。具体的には、八原小学校、馴柴小学校、城ノ内小学校の3小学校で計4クラスで事業を展開しております。需用費は消耗品、役務費では通信運搬費を計上しております。委託料では、本事業の委託料を計上しております。

ちなみに、前年度と比べまして118万8,000円増となっております。これは前年度、当初予算ではクラスを3クラスと見込みましたが、利用者が多い馴柴小学校については2クラスにした関係で、本年度では当初予算の段階から4クラスにしている、これによって予算がふえております。

続きまして、アフタースクール推進事業です。こちらも小学校3年生以上の児童を対象に、放課後です、放課後の学校施設を利用した学習支援等を行うための事業でございます。8小学校、龍ヶ崎小学校、龍ヶ崎西、大宮、川原代、松葉、長山、馴馬台、久保台で実施する本事業運営のためのものです。需用費については消耗品、役務費は通信運搬費でございます。委託料につきましては、本事業の委託料を計上しております。

この事業につきましては、前年度と比べまして106万3,000円の減となっております。この減の理由でございますが、受託事業者から参考見積りを徴取したところ、指導員の募集経費について管理費で減る見込みになっているということで、予算としては減となっております。事業は同様のものがございます。

続いて、文化財保護費でございます。文化財の保存と活用、その他市民遺産等に関する予算でございます。報酬及び旅費では、文化財保護審議会委員6人、それから埋蔵文化財専門職員1名、そして一般職非常勤職員1名に係るものを計上しております。委託料としては、文化財等説明板作成、4基分になります。それから、新規で絹本着色十六羅漢像の複製4幅分を計上しております。前年度と比較しまして107万8,000円の増でございます。前年度では、歴史的建造物の図面作成の委託料がございました。旧竹内農場赤れんが西洋館のものがありましたが、それが減りました。380万ほど減りました。見合いに十六羅漢像560万円ほどがふえましたので、全体では増となっているという関係でございます。

続きまして、文化芸術普及事業でございます。文化芸術の普及啓発に関する予算です。需用費では、書籍等の購入、それから展覧会等のチラシの印刷製本費でございます。役務費では、展覧会作品の動産保険料でございます。交付金では、文化協会会員団体が行う文化事業に係る交付金を計上しております。

前年度と比べて15万2,000円の増でございます。これについては、文化芸術普及事業の交付金、前年度当初5事業を見込んでおりましたが、実績を反映して、今年度当初では10事業にふやしております。この関係で全体で増となっているということでございます。

それから、1つ飛びまして、図書館費の図書館管理運営費でございます。155ページを見ていただければと思います。中央図書館の管理運営に関する予算でございます。報酬については、図書館協議会委員報酬11名分及び子ども読書活動推進委員報酬7名分でございます。需用費は、空調機の部品交換等のための修繕料、委託料では、指定管理のための委託料のほか、外壁の劣化状況を調査するための調査委託料、それから防犯カメラ及び1階和室改修のための実施設計費を計上しております。使用料は、図書館情報システムの使用料、工事請負費としては、防犯カメラの設置工事を計上いたしております。

前年度と比べますと2,400万円の減となっております。この要因でございます。前年度では、29年度では、南側駐車場の整備工事費、それから1階のトイレ改修工事費を計上しておりましたが、これが皆減となる関係で全体として予算規模が減となるということでございます。

続いて、歴史民俗資料館管理運営費でございます。委託料においては、指定管理委託料を計上しております。使用料については、電話交換設備等のリース料を計上しております。平年度ベースでございます。

その下、文化会館管理運営費でございます。委託料では、指定管理者に対する管理運営委託料のほか、映写設備保守点検等を計上しております。使用料では、電話交換設備及び映写設備等のリース料、それから駐車場の用地の賃借料を計上しております。工事請負費でございます。たびたび説明しましたように、大ホール非構造部材耐震改修工事と照明のLED化工事の予算を計上しております。この工事でありますけれども、2カ年の継続事業となりまして、大ホールは貸し出しの停止期間を想定しております。2019年1月から同年9月末を予定しております。

予算でございます。全体で4,121万6,000円の増となっております。29年度では、駐車場整備工事等がありましたが、この大ホールの改修に大きく予算がかかりますので、全体で増となっております。

次は、保健体育費になってまいります。初めに、職員給与費（保健体育総務）でございます。これについては、スポーツに関する人件費を計上することになります。平成30年、本年4月の組織機構改変に伴いまして、スポーツ所管部署がスポーツ都市推進課、それから国体推進課に分割されますことから、当該2課の職員分がここに計上されるようになると思われま。前年度と比較しまして1,266万2,000円でございます。これについては、前年度当初ではスポーツ国体推進課の職員6名分の計上だったんですが、現在の8名分で計上されております。なお、人事異動に伴いまして、2課の職員の数、確定され次第時期を見て補正予算で本予算については増額計上されるというふうに思われます。

続いて、社会体育事務費でございます。報酬につきましては、スポーツ推進委員18名及

びスポーツ推進計画審議会委員17名の会議や研修、教室開催等の際のものでございます。役務費は、スポーツ推進計画審議会の資料等の郵送料、通信運搬費でございます。負担金は、スポーツ推進委員の全国・関東圏・県南の大体の年負担金や研修参加負担金を計上しております。

前年度と比較しまして315万8,000円の減となっております。これにつきましては、29年度では、第2次スポーツ推進計画を策定しておりましたので、審議会の開催数が多かったこと、それから計画策定の委託料がありましたが、これが皆減となることで平年度ベースに戻ったというものでございます。

続いて、体育振興活動費でございます。報償費は、大会出場者激励金等でございます。

それから、次ページ、157ページのほうを見ていただければと思います。

使用料です。スポーツ少年団大会参加時のバスの借り上げ料でございます。備品購入費では、卓球台とそのネット、各3組の購入費、交付金では、スポーツフェスティバル開催やスポーツレクリエーションまつり開催、スポーツ大会教室開催事業等に加えまして、この交付金の一番下にスポーツ健幸事業とあります。このスポーツ健幸事業が新規計上となります。これについては、ポールウォーキング講座やランニングクリニックなどを想定したものでございます。

予算全体では、前年度と比べて61万1,000円の増でございます。前年度では、備品購入費を大きく計上しておりましたが、備品購入費が減となる一方で、ただいま申し上げました交付金のうちスポーツ健幸事業が増となりますので、全体と見ると予算規模はふえているというようなことになっております。

続いて、1つ飛んで、国体開催費でございます。茨城国体柔道競技のリハーサル大会を兼ねた関東ブロック大会が本年8月19日に開催されます。これの開催に関する予算、それから、いきいき茨城ゆめ国体柔道競技、2019年10月5、6、7の3日間開催されますが、これの開催準備に係る予算を計上しております。まず、報酬及び旅費でございます。これについては、一般職非常勤職員1名4月分でございます。賃金は、臨時職員1名、8月分の計上でございます。役務費は、会議開催通知の郵送料、それからリハーサル大会の開催経費、それから国体の準備経費については、実行委員会負担金に計上しております。前年度と比べますと1,187万5,000円ふえているということでございます。

ちなみに、この交付金の内訳を見ますと、リハーサル大会開催に関するものが約1,000万円超を予定しております。それから、国体の準備経費、これは啓発や視察等でございますが、約400万円弱を見込んでおります。

続きまして、1つ飛びまして、総合運動公園等管理運営費でございます。こちらは総合運動公園・その他運動公園施設の管理運営に関する予算でございます。報酬及び旅費につきましては、スポーツ施設幼児一時預かり業務嘱託員に係るものでございます。需用費です。こちらについては、消耗品ではアリーナのプリペイドカードの購入、それから卓球のフェンス、得点板の購入経費などを盛り込んでおります。修繕料では、アリーナの電光得点板、それからプールのウォータースライダーの修繕、委託料では、総合体育館ほか13施設に係る指定管理料のほか、各種設備等の保守、さらには3年に一度になりますけれども、建築物定期調査報告の予算を見込んでおります。それから、使用料では、トレーニングマシンのリース料を見込んでおります。

159ページになります。

工事請負費では、経年劣化に伴うプール設備の更新、それから高砂体育館の照明LED化工事、それからアリーナの屋上防水工事を計上しております。備品購入費でございます。備品購入費では、アリーナロッカーの更新分、それからプールの赤台、プールの深さを調整する台の更新分、それから水着の脱着機、フィールドのハードル、サッカーゴールなどを計上しております。

前年度と比べますと、8,507万5,000円減となっております。この減の理由でございますが、29年度では、スタジアム外野グラウンドの改修工事、それからサブアリーナの天井改

修工事、龍ヶ岡公園テニスコート改修工事等々が盛り込まれておりましたので、全体で工事請負が減っている関係で大きく予算が減っております。

続きまして、総合運動公園のリニューアル事業でございます。委託料につきましては、日本語、英語、ピクトグラムによるアリーナ内部の案内板、それから総合運動公園全体の屋外案内板等の作成委託でございます。工事請負費です。アリーナ照明のLED化工事、それから風除室の改修工事の2カ年にわたる予算の2年度目を計上しております。

なお、工事でございますが、工事の関係で4月から6月上旬までアリーナが使用できなくなります。6月上旬には完成予定となっております。そして、制御盤については、7月の完成予定ということでございます。本予算につきましては、前年度の補正予算で計上したものですので、当初予算と比べると新規取り扱いとなります。

続いて、(仮称)まいんスポーツ健幸センター整備事業でございます。こちらにつきましては、市街地活力センターまいん1階を用いまして、地域の高齢者等が身近な場所で気軽に運動、スポーツできる環境を整備するための予算でございます。委託料、工事請負費ともに現在のまんが図書館を地域のスポーツ施設に改修するための予算を計上しております。新規計上でございます。

補足説明をさせていただきます。高齢化が進行しますと、龍ヶ崎地区のほぼ中央に位置することから地域の高齢者等、主な利用者と想定し、「スポーツ健幸日本一」に向けて事業を展開する場を整備するというものでございます。また、運営でございます。スポーツ指導の専門的見地及び経験を有する総合型地域スポーツクラブ、具体的にはNPO法人クラブ・ドラゴンズを指定管理者に想定し、各課で実施をしている健康づくりに関する事業と連携をしていきたいと考えております。また、指定管理者による自主事業展開なども想定をしております。今後、事業内容や運営方法の詳細を検討した上で、関係条例の改正等を行うとともに、指定管理者の決定手続に入っていければと思っております。また、本事業に必要な什器備品やトレーニング機器等につきましては、今後補正予算で所要額を計上させていただければと思っております。平成31年、2019年3月の完成を目指しまして、供用開始については2019年度を予定しております。市民の多様なスポーツニーズの受け皿を整備するためには、行政と総合型クラブ双方の利益となる関係づくりが肝要であると考えております。交付金事業や施設管理等の中で工夫を凝らしながら、総合型クラブの自主性、自立性を促進していきたいというふうに考えております。

なお、本施設でございますが、施設の規模や事業の内容、開所時間については、たつのこアリーナや民間スポーツ施設と比較しますと、小規模短時間になることが考えられます。本格的なトレーニングを執行する場合については、既存のたつのこアリーナや民間施設等を使っただけというふうなことで、役割分担を考えております。

続きまして、職員給与費(学校給食センター)でございます。学校給食センターの職員5名分の予算を計上しております。前年度と比較しまして2名増の5名ということで、1,210万5,000円ほど増となっております。

続いて、学校給食運営費でございます。報酬、旅費につきましては、給食センター運営委員会委員に係るもの、賃金は臨時職員1名6月分を計上しております。需用費でございます。給食食材の購入費であります賄い材料費のほか第一、第二調理場の光熱水費、設備や機器の修繕料を計上しております。役務費では、電話料やセンター職員、それから学校用務手の場内保菌検査、水質検査等を計上しております。委託料では、給食の調理業務、配送業務、施設設備の保守点検、清掃、警備などに加えまして、給食管理システム構築費を新規で計上いたしております。使用料は、生ごみ処理機のリース料、複写機リース料等でございます。負担金でございます。学校給食関係団体への年負担金、研修費を計上しております。前年度と比較しまして、1,332万3,000円の減となっております。需用費で実績を反映して、減としております。

なお、2019年度から給食費の直接徴収を予定いたしております。このための準備経費としまして、先ほど申しました賃金、それから給食管理システムの構築費を委託料に計上し

ております。さらに、冒頭で説明しましたように、当該システムリースに係る債務負担行為を設定いたしております。

一般会計の説明については以上でございます。

坂本委員長

ご説明ありがとうございました。

それでは、休憩いたします。

午後1時再開であります。

## 【休 憩】

坂本委員長

よろしいですかね。

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それではまず、足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

申しわけありません。

午前中の健康福祉部所管の説明の中で、3件説明が抜けてしまいました。追加で説明させていただきます。

予算書の41ページです。

ちょうど中ほどにあります、0043 子育て短期支援事業利用者負担金です。こちら、子育て短期支援事業につきましては、保護者が病気等の際に乳児院等にショートステイする事業であります、その利用者負担金分であります。

続きまして、85ページです。

85ページのこちらもちょうど中頃にあります出産資金貸付事業でございます。こちらの出産に要する費用を出産育児一時金の支給を受けるまでの間、出産資金等を貸し付けるものです。予算額については、前年度と同額を計上しております。

続きまして、91ページです。

こちらにつきまして、ちょうど中頃にあります保育士等支援事業です。この保育士等家賃補助事業につきましては、市内の保育所等に就職する保育士等を対象として家賃の2分の1、月額2万円を上限に補助するものであります。

続きまして、保育士等就学資金貸付金につきまして、市内の保育所等に勤務を希望する学生に対して月額3万円、最大2年間、就学資金を貸し付ける事業であります。

大変申しわけありませんでした。

坂本委員長

説明は以上となりました。

それでは、質疑に入りたいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

深沢議員。

深沢委員

よろしく願いいたします。

まず、79ページです。

79ページの01030900の生活困窮者自立支援事業のところの委託料の学習支援事業、この実態と、それから学年別等の人数を教えてください。

坂本委員長  
下沼課長。

下沼社会福祉課長

2月末現在の利用登録人数は、小学生が7人、中学生が17人の合計24人となっております。学年別の内訳ですが、小学3年生が1人、小学4年生が2人、小学6年生が4人、中学1年生が1人、中学2年生が7人、中学3年生が9人となっております。  
以上です。

坂本委員長  
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

先生方を確保するのに苦労されているとかと前聞いたことがあるんですけども、今の状況はどうでしょうか。

坂本委員長  
下沼課長。

下沼社会福祉課長

こちらの2月末現在ということでお答えをさせていただきます。

勉強を教えてくれる登録ボランティアの人数ですが、28名となっております。常時、全てのボランティアの方が参加してくれているというわけではありませんけれども、現在、1日当たり平均13名の方が参加をしてくれております。

現在、子どもたちの参加人数は1日当たり平均9名ですので、ボランティアの参加人数が子どもたちを上回っており、教える側の体制、ボランティアは確保されている状況となっております。

以上です。

坂本委員長  
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

課長に確認なんですけど、この方たちは学習支援の勉強のほうを教えてくださいの方々ですね。

坂本委員長  
下沼課長。

下沼社会福祉課長

子どもたちへの勉強を教えてくれているボランティアの方々となっております。

坂本委員長  
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

よかったです。前にお聞きしたときには、人数が足りなくて教える人がいなくてというような話も聞いたと思うので、13名来てくだされば9名ぐらいしか来ていないところ、1人に1人の先生がつくというような形でやっていただけたと思いますので、またこれからも見守っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次、85ページです。

85ページの01033800国民年金事務費のところです。年金受給対象者、10年以上になりましたよね。新しく受給できる方は増えたわけですけども、どのくらいでしょうか。教えていただけますか。

坂本委員長

吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

最初に、制度改正に伴いまして、新たに年金受給権が発生することとなりました方の人数でございます。当市におきましては、492名の方が対象となっております。

昨年3月には日本年金機構から対象となりました方へ直接申請手續のご案内があり、現在では順次、申請手續を行っていただいているところでございます。

以上でございます。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

492名の方が全員申請してくれればいいんですけども、もし漏れた場合等々の対応はどんなふうになりますか。

坂本委員長

吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

いまだ申請手續のない方、492名のうち、約140人弱、3割ほどおられます。

当市では、今般の法律改正に伴い、受給権が発生することとなります方を一人でも多く救えますよう、対象となりました方全員が年金を受給できますよう、土浦年金事務所など関係機関とも協力しながら、さらに当市の広報紙などで周知を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

10年間でもらえるということで、かなりの方が喜んでいらっしゃいました。私の応援した方は本当によかったと。自分のお金が入ってくる。また、生活の足しになると喜んでお

りましたので、最後までよろしくお願ひしたいと思ひます。生活の自立支援につながるかなと思ひますし、少しでも楽に前向きに生きられるように、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に行きます。99 ページです。

99 ページの 01040850 健幸マイレージ事業なんですけれども、この健幸マイレージ、歩くことということに特化して本当にいい事業じゃないかと思うんですけど、現在の登録数なんかはどうなっていますか。

坂本委員長  
宮田課長。

宮田健康増進課長

現在の登録数、3月6日現在で557名の方の登録がございます。

坂本委員長  
深沢委員。

深沢委員

登録された方で保健センターのほうに入力に来ている方たちもいますよね。そういう方たちからの反応なんかはどうでしょうか。

坂本委員長  
宮田課長。

宮田健康増進課長

こちらはスマートフォンアプリとかで登録されている方、あと、普通の携帯のほうで歩数を計算して、あと、紙のほうに書いていただいて保健センターのほうへ来て入力していただいたり、パソコンで入力していただいている方があります。保健センターのほうにも毎日何人かの方来ていらっしゃると思ひますので、やはりこういうのやっけていただいて励みになるというようなことを聞いております。

坂本委員長  
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

私がお会ひした方もやっぱり歩数数えていることによって、いつもより多く歩けたとか、また、頑張ろうと思つたとかそういう反応もたくさんありましたし、健康にはぜひ必要なことだと思ひますので、今後の登録数アップ、これを高齢者の方、また、足のほうを鍛えたいという方もたくさんいらっしゃると思ひますので、そのアップのための周知等はどういうふうに考えていますか。

坂本委員長  
宮田課長。

宮田健康増進課長

これまでも12月1日から始まつた事業ですので、市の広報紙「りゅうほー」とか市の公式ホームページ、メール配信等で定期的に行っておりますとともに、あと、のぼり旗です

ね、市役所、現在も正面玄関のところにピンクののぼり旗、設置させていただいております。

あと、昨年11月下旬から1カ月はJR佐貫駅、関東鉄道竜ヶ崎駅のほうにも出させていただけます、また、3月6日から佐貫駅東口の階段のところにのぼり旗を設置しております。

今後、機能なんですが、関東鉄道竜ヶ崎駅のほうで最近健康ウォーキングマップのほうで新聞のほうで何紙か取り上げていただいておりますので、関東鉄道のほうからもまたぜひとも置いてくださいというようなお願いも来るような状況で、少しずつ周知はできているのかなと考えております。

坂本委員長  
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございました。

ぜひまたこれからよろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。141ページです。

141ページの01101400障がい児教育支援費のところですか。

主要施策アクションプラン13ページのところに、教育的ニーズに応じた合理的な配慮というようなことが書かれておりました。具体的にはどういうことを目指していらっしゃるのかというのを教えていただけますか。

坂本委員長  
小林課長。

小林指導課長

お答えいたします。

合理的配慮ということで実際に行われているのは、例えば、肢体不自由のお子様に関する支援、あるいは情緒的な障がいのあるお子様に関して心が落ち着くような支援とか、それぞれのお子様の実態に合わせて支援をするようにしております。

坂本委員長  
深沢委員。

深沢委員

合理的配慮って課長も御存じだと思うんですけども、相手が望んでこちらができないと思わない限りは配慮してあげてほしいというのが合理的配慮になりますので、ぜひいろんなニーズに応じていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その先の早期からの一貫した教育支援の提供、これを教えていただけますか。具体的にはどういうことでしょうか。

坂本委員長  
小林課長。

小林指導課長

本市で行っておりますのは、就学前から就学してくるお子様に対する情報を保育園あるいは幼稚園等から聴取しまして、それをもとに特別な支援が必要なお子様に関しては、支援員を配置して支援をしていくというようなことを行っております。

坂本委員長  
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

前々からの情報ってとっても大事になりますので、そこに特化してやっていただければありがたいと思います。ぜひこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。

同じ 141 ページ，01101600 学習充実支援事業のところなんですけれども，これも主要施策アクションプランの P11 ページのところなんですけれども，道德教育の充実というのが載っております。豊かな体験を通して児童・生徒の内面に根ざした道德的な実践力を育成，これを教えていただけますか。

坂本委員長  
小林課長。

小林指導課長

予算書のほうの 01101600 のほうなんです，こちらのほうは学習の支援ということが中心になっております。特に，小学校の算数科の支援ということで支援員を配置して，来年度も 17 名配置する予定になっておりますが，支援をしていくような形になります。

道德教育の充実については，来年度から特別な教科，道德のほうがいよいよ導入されてきます。それに伴って，より一層道德の授業を核として，児童・生徒の道德性がさらに向上するように各学校で取り組んでまいりたい内容となっております。

以上でよろしいでしょうか。

坂本委員長  
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

文科省のほうから指導要録，評価を記入するもの，来ていますよね。それを当市としてはどんなふうに扱うおつもりでしょうか。

坂本委員長  
小林課長。

小林指導課長

道德の評価でございますが，数値的な評価は文科省のほうでも求めておらず，その道德の時間の中で子どもたちがどのように成長していったか，その様子を記述式で評価をしていきなさいというような指示が出ております。本市としても，そのような形で考えております。

坂本委員長  
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

それぞれの子どもの成長を見ていただければと思うんですけども、その中でやっぱりかかわる先生によってさまざまな視点及びものの考え方が少しずつ違う場合もあるかもしれませんが、その統一性みたいなことはどうなのでしょう。

坂本委員長  
小林課長。

小林指導課長

できるだけ同じスタンスでかかわることができるようにということで、教職員に対しては道徳科だけではないんですが、研修を設けるようになっております。本年度も道徳教育パワーアップ研修等、全小・中学校悉皆の研修がございまして、同じスタンスで来年度から道徳の授業のほうに臨めるようにということで研修のほうを行っております。

また、市のほうでも道徳科の来年度の教科化に向けての教職員を対象にした研修のほうも今年度行わせていただいたところです。

坂本委員長  
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、そういうときに、いじめや体罰とかそういうものが見えてくる場合もあるかもしれませんが、そういう点も気遣っていただければと思います。来年は中学生も道徳が入ってきますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

では、次に行きます。P145 ページです。

01103000 要保護・準要保護児童就学奨励費、それぞれ 149 ページのほうで、これも小学生ですけど、中学生の分もありますよね。01103900 要保護・準要保護生徒就学奨励費。先ほどの部長のほうの説明が微増と増加というお話がありましたけれども、具体的には何人ずつなのでしょう。

坂本委員長  
飯田課長。

飯田教育総務課長

予算額の増加につきましては、今年度 29 年度からの入学準備金に対する補助単価が上がったことによる金額の増加でございまして、その要保護・準要保護認定対象者の増加ではございません。

坂本委員長  
深沢委員。

深沢委員

わかりました。

人数はわかりますか、課長。

坂本委員長  
飯田課長。  
飯田教育総務課長

現在の新1年生になる30年度の分ですね。新1年生にあがる分がまだちょっと確定していないんですが、見込みとしましては、認定児童数は小学校のほうで378人を一応見込んでおります。

あと、特別支援教育のほうの認定者数が39人を見込んでおります。

中学校のほうは、認定生徒数が209人を見込んでおります。

以上です。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

入学前準備金、今年やられたと思うんですけども、その対象者の人数はどれくらいでしょうか。

坂本委員長

飯田課長。

飯田教育総務課長

今年度の対象者なんですが、年3回支給しまして、支給途中で入ってくる方もいますんで、今回、第3回目がもうまもなく本日で、あと、来週で支給されるんですが、その人数にしますと約600名です。小・中合わせると600名です。

深沢委員

課長、すみません。入学前準備金です。

坂本委員長

飯田課長。

飯田教育総務課長

失礼しました。

入学準備金は、今年度でよろしいですか。今年度は58人を支給予定でございます。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

58人というのは、対象人数ですか。申請された方も58人。

飯田教育総務課長

支給人数です。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

実際もっといらっしゃる。対象人数はもっといらっしゃいますか。

坂本委員長  
飯田課長。

飯田教育総務課長  
対象人数というか、その対象人数イコール支給人数で。

坂本委員長  
松尾部長。

松尾教育部長  
入学を予定した小・中学生のうち、要保護・準要保護に該当する生徒というのは 10%だとかそういう割合ですので、今言ったような数字になります。

坂本委員長  
深沢委員。

深沢委員  
わかりました。ありがとうございます。  
最後の質問に行きます。P155 ページです。  
155 ページの 01105900 文化会館管理運営費。先ほど部長からいろいろ説明いただきましたので説明のほうは大丈夫なんですけれども、1つ、その工事をするときに前々からこうしたらどうかといている障がい者用の車椅子のところありますよね。車椅子のところは仕切りがあるもんですから、人数がそんなに入らないんですよ。仕切りをとってもらえればもうちょっと人数が入るんじゃないかなと前々から話をしているかなと思うんですけども。そういうご検討なんかはなかったですかね。

坂本委員長  
大野課長。

大野生涯学習課長  
今回の改修につきましては、いわゆる天井の改修が主になっておりますので、今回のこの予算の中にはそういった今、おっしゃったような部分の計上はなされてはおりません。LEDも含めての話なんです。

坂本委員長  
深沢委員。

深沢委員  
今回入っていないのはよくよくわかっているんですけども。今後、そういうことも検討していただきたいなど。今、車椅子を使う方、たくさんいらして、入る場所がすごい龍ヶ崎は少ないもんですから、ぜひそのところ、この脇にありますよね、金具みたいなやつ。あれを取るだけでもっと車椅子が入ると思うんですね。ですので、ぜひそういう検討をこれからしてください。

以上です。

小・中学校、いろんな工事がありますがけれども、安全対策だけはぜひよろしくお願ひしたいと思ひまして、以上で終わりにしたいと思ひます。

坂本委員長

それでは、ほかにございませんか。  
福島委員。

福島委員

福島です。よろしくお願ひします。

まず初めに、予算書の91ページ、真ん中辺の保育士等支援事業ですけれども、この家賃補助事業とそれから就学資金の貸し付けということですが、拡充していくとうたっている中で、予算がどちらも前年より大分減っているんですけど、まずこの辺のところからご説明いただきたいと思ひます。

坂本委員長

服部課長。

服部こども課長

家賃補助事業につきましては月額2万円ということで、平成30年度は5人分の予算を見込んでおります。

次に、保育士等就学資金貸付金につきましては、29年度で申し上げますと28年が12人、29年10人分を計上させていただいております。30年度につきましては、29年から引き続き継続される人が3人、それから、新規貸付者10人を見込んでおまして、合計で13人ということで、予算のほうが減額というような状況になっております。

坂本委員長

福島委員。

福島委員

ありがとうございます。

前年からの継続がここに入っているんで、前年度の申し込み者が少なかったということですよ。その前の年と比べると、やっぱり少し減っているんだらうと思ひますけれども、特にこの就学資金の貸し付けのほうですね。この辺の理由については何かありますでしょうか。

坂本委員長

服部課長。

服部こども課長

こちらにつきましては、事務局のほうでも周知が十分に足りなかったんじゃないかなということで反省をしております。29年度、新規で10人のところ、4人しか手を挙げていただけなかったというようなことで、30年度に向けまして、先月2月に各保育士等の養成期間、これは流通経済大学とか聖徳さんとかつくば国際さんとか14校に対しまして、平成30年度、こういう事業をやりますんでよろしくお願ひしますというような案内をさせていただきました。

今後いろいろな方法で周知方法について検討していきたいなというふうにご考慮しております。

坂本委員長

福島委員。

福島委員

その周知が足りなかったと。やっぱりその期間の問題だと思うんですよね。例えば、この春から既に進学先決めている方々に補助がありますよとやるのではなくて、将来この道に進もうと進路を検討し始める時期から職業の選択が始まる時期に、やはりこういうメニューがあるんですよとお知らせができないと、少し意味が薄れてきちゃうんじゃないかなと思いますので、そうすると、例えば高校生であれば、早ければ高校2年の段階で将来の進路というのを指導もされるでしょうし、考え始めて。おそらく3年生になる頃には、どんな学校に進もうとか、どういう職業に進んでいこうとかということがだんだん固まってくる時期だと思うんで、その時点でこんな支援のメニューがあるんですよということが見えていないと、視野に入っていないと選ぶ材料に入っていないということになっちゃうと思うんで、この2月にお知らせをして、30年度はこんな支援メニューがありますよということを、やっぱりもうちょっと早い段階にそういうお知らせができるのが理想かなと思いますので、やはり予算の問題、毎年毎年その予算が決まるのはこの3月の議会ですから、それにあわせていくとどうしても次の年の分しか確定したことはお知らせできないということになっちゃいますんで、こういった事業、すごくいい事業だと思うんですけども、こういった事業に関してはある程度、2年後、3年後まで見越した予算の措置というか、事業を確定させてやっていくということがやっぱり必要なのかなと思うんで、その辺の方策・やり方があればぜひ執行部の皆さんにも考えていただいたほうがいいのかなというふうに思います。これ、意見です。

ここは以上で。

坂本委員長

服部課長。

服部こども課長

ご指摘のとおりかと思えます。今後、保育士確保に向けて早期の案内ができるように、庁内内部でも十分検討していきたいなというふうに考えております。

坂本委員長

福島委員。

福島委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

続きまして、予算書 141 ページ、真ん中辺の語学指導事業、英語指導、いわゆる AET の配置の増員ということだと思うんですけども。

先ほど、松尾部長のほうからは概要の説明があつたんですけども、人数が2人増えて各学校にどのように配置するかというのはもう決まっているかと思うんですけども、その辺教えていただきたいと思うんですけども。

坂本委員長

小林課長。

小林指導課長

お答えいたします。

まず、AETの配置についてなんですが、各小・中学校のクラス数と学校規模等、あともう1つが小・中の接続を考えて、できるだけ同じ中学校区には同じ先生が配置できるの

うにということで考えております。

現在、10名を予定しております、例えば、大きな中学校あるいは大きな小学校は1名配置しないとどうしても回らないということなんで、そのような形で。小さな、例えば中規模の中学校等は同学区の小学校と組み合わせて配置というような形で今、10名を配置する予定になっております。

坂本委員長  
福島委員。

福島委員

ありがとうございます。

先ほどのご説明で、請負から人材派遣へと切りかえていくというご説明があったんですけども、その辺もどういった形に変わるのか、教えていただきたいんですけども。

坂本委員長  
小林課長。

小林指導課長

先ほどお話がありました、平成32年度より小学校の外国語科としまして、一年間に70時間、5、6年生では学習しなさいと。3、4年生については1年間に35時間、文科省のほうではっております。

それを受けまして、本市としましては平成30年度、31年度については移行期間になっていきますんで、高学年についてはALT、AETが配置できる時間数を50時間、それから中学年については35時間、あと、本市は英語に親しむということで、低学年についても10時間程度の学習をしていこうということで、配置のほうを決めております。

なので、この後なんです、この後の予定としましては、平成32年度には文科省で言っている5、6年生70時間、3、4年生35時間をクリアさせるためには、AET、今の10名ではちょっと足らなくなってくるという現状があります。もちろん、担任が中心になって英語の授業を進めていくわけなんですけれども、担任の専門教科全員英語というわけではないんで、ネイティブな発音等はやはりAET等から吸収できるものがたくさんあると思います。なので、今後はさらに増員していかなければならないのかなというふうには考えております。

それから、先ほどありました請負契約、業務委託契約から派遣契約というところなんですけれども、これは時数の増加に伴ってより担任と密接に打ち合わせをして授業を行っていく必要が出てきます。そのために、今までの業務委託契約ですと、会社を介してAETのほうに指示・命令をしてもらうような、法律的にはそういうことなんです。なので、直接担任とAETが打ち合わせができるようにということで、派遣契約のほうに来年度から切りかえさせていただきたいというふうなことでございます。

坂本委員長  
福島委員。

福島委員

ありがとうございます。

より充実した英語教育ということになっていくんだろうと思うんですけども、聞くところによると、近隣の自治体では数年前から各学校に1人ずつ配置しているというような話聞いたことがありますんで、龍ヶ崎の場合、ちょっとその辺お覚えていたのかなというふうに思っていたんですけども、平成32年にはさらに増員してそういう形になっていくと

ということですので、期待をしたいと思います。

あと、ただ、1点だけ、そうやって人材を派遣していただくということの中で、派遣されてくるネイティブの先生、子どもたちとのコミュニケーション、それから指導力といたしますか、人によって格差が出てしまうような場合もあるのかなと思うんですけども、そういった場合の何か対応とか今までそういった声があったとか、そういうのがあれば教えていただきたいんですけども。

坂本委員長

小林課長。

小林指導課長

お答えいたします。

現在のところ、契約している会社なんですけど、かなりレベル的には高い会社でございます。その中で、来年度は特に10名の指導員のほかにトレーナー、指導員を指導する立場の人たちを定期的に派遣していただくようなことになっております。その中で、AETへの教育ですね、ある一定レベルをちゃんと維持できるようにという教育をしていただくとともに、あと、定期的に我々指導課のほうでもそのAETの情報については各学校から集めるようにしております。今、議員からありました指導のレベルの確認ということも行っております。

今までないんですけども、もしもある一定レベルを確保できない場合には、会社のほうにお話をしまして、AETを変えていただくということも可能となっておりますので、そういうことをこれからも続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

坂本委員長

福島委員。

福島委員

ありがとうございます。

ぜひよろしくをお願いします。

続きまして、149ページ、中学校施設整備事業の中の特別教室のエアコンの実施設計ですけども、これはアクションプランのほうの36ページに載っておりますけれども、ようやく普通教室に続いて念願の特別教室もエアコンを入れていただけるということで大変嬉しいところなんですけれども、実施設計、それから次の年に工事ですね。中学校がまず先に31年度で、その後小学校ということなんですけれども、中学校先になった理由というのは何かあれば教えていただきたいんですけども。

坂本委員長

飯田課長。

飯田教育総務課長

順番的に中学校先なんですけど、中学校の場合は今回予定しています音楽室、理科室、あとは美術室でございます。音楽室が前から吹奏楽部の部活の練習でも使っていますし、中学校なんかは理科室も使用率の高いことから、学校からかなり要望がございました。そういう関係で、中学校を先に、1年先という形でやったものでございます。

坂本委員長

福島委員。

福島委員

特別教室の使用頻度が中学校のほうが高いということでしょうかね。わかりました。

できれば小さい子どもたちのほうからやってもらったらいののかなと思ったんですけども、そういう理由であるということでした。よろしくお願いします。

続きまして、151 ページ、真ん中より少し下の交付金の成人式の運営なんですけれども、例年どおりということで説明がありましたけれども、子どもたち減っている中で、各中学校区ではなくて全体でというお話はどうだろうということはよく耳にしていたんですけども、その辺の検討はなされてきたんでしょうか。

坂本委員長

大野課長。

大野生涯学習課長

今現在の方式は御存じのように各中学校、6中学校区で分散開催とされておりまして、このスタイルになりましたのは、およそ20年前からというふうに我々も伺っております。現在のスタイルの中身なんですけれども、やはり各中学校卒業生を中心に実行委員会を作っていたら、いわゆる手づくり感を出した思い出の残る成人式にしておりまして、おかげさまで出席率も卒業生との対比でいきますともう9割近い出席率を誇っております。

ただ、今おっしゃったように分散開催と20年以上前は文化会館で単独で開催していたというそういう経緯もございますので、どちらがいいのかということも常に検討の課題になっておりますが、実は今年もそうなんですけれども、毎年開催するたびにその運営委員さんを対象にアンケート調査、満足度調査を図っております。その調査の内容につきまして、どっちがいいですか、分散がいいですか、一本化がいいですかという問いに対しては、ほぼ100%、中学校区でやったほうがいいと、今回ののがよかったという、そういう評価を得ておりますので、そういったものも参考にしながら常に検討を続けていきたいと考えております。

以上です。

坂本委員長

福島委員。

福島委員

中学校卒業生が組織して実行委員会、そこでのアンケートということですよね。地元の中学校に進んでいない、私立だったり市外の中学校に進んで成人を迎えた新成人が参加しにくいというような声もあるんですけども、そういったことに対する検討というのは今まであったんでしょうか。

坂本委員長

大野課長。

大野生涯学習課長

確かにおっしゃるとおり、中学校を卒業していない場合にはなかなか出席しづらいという声は常に寄せられておりました。これは分散開会におきます大きな課題の一つというふうに認識しております。ただ、小学校までは一緒だったのでぜひ中学校で参加したいよというそういうお声もありましたので、いずれにしてもそういった成人者の皆様のニーズに最大限お答えするような形での検討は今後も続けていきたいというふうに思っています。

おります。  
以上です。

坂本委員長  
福島委員。

福島委員

ありがとうございます。

私も何回か出席させていただいて、やはり祝辞の中で当時の恩師の先生が祝辞ということがあるんですけども、どうしても自分の教え子たちに呼びかける祝辞になってしまう。確かに小学校で一緒だったとはいっても、やはりそういう場面で少し部外者意識を持ってしまうというようなことがどうもあるようなので、その辺の対応も今後、分散で開催する場合は考慮していただければなというふうに思います。この件は以上です。

最後になりますけれども、155 ページ、図書館の工事請負費、防犯カメラ設置工事なんですけれども、これを詳しくどういった箇所にどのように設置するのか、教えていただけますでしょうか。

坂本委員長  
大野課長。

大野生涯学習課長

お答えします。

図書館の防犯カメラ設置工事ということで今回、実施設計で90万円ほど予算要求させていただいたものでございます。実は大変残念なことではございますけれども、中央図書館内におきます心ない行為、これが今、後を絶たないというのが現実でございます。具体的には、図書の持ち去り、年間およそ2,000冊以上持っていかれてしまうという、そういう状況だそうです。

あと、もう1つ多いのが雑誌や新聞の切り抜き、次の日の朝見てみたらそのページだけごっそりなくなっていたりとか、一部が切り取られていたとか。特に新しい趣味系の雑誌などはごっそり持ち去られてしまうケースが多いらしくて、通常の図書でしたら追加購入できるんですが、雑誌系は1カ月も過ぎちゃうともう出版元にも残っていないということで、追加がきかないという、そういう状況が残念ですが続いているわけでございます。

従来の防犯カメラはございましたけれども、やはり図書館ができたときからのものですので、館内をくまなく全体を網羅するというふうには至っておりません。設置数も少なく、解像度も低く、なおかつ録音もできていないという、そういう状況でございました。そこで、今回に関しましては、館内をくまなくカバーできる最新の防犯カメラを設置するという方向で今、検討を進めております。台数とかは今後の検討になるかと。ただ、1つあれなのは、設置の目的というのが犯人探しではなくて、あくまでも防犯カメラを設置したことによる、先ほど申し上げましたような心ない行為の未然防止というところに主眼を置きたいなというふうに考えております。

以上です。

坂本委員長  
福島委員。

福島委員

年間2,000冊ですか。以上ですね。犯人探しというのは基本的に図書館の場合、しないということなんですか。明らかに持って行ったのわかっている、捕まえないとかという

ことなんでしょうか。

坂本委員長  
大野課長。

大野生涯学習課長

先ほどの2点、館内をくまなく見回っているわけではございませんので、その心ない方がかばんにすぽっと入れた瞬間が仮にわかれば、その段階で注意もできるしあれなんですけれども、おそらくそういったケースの場合には、巧妙に持って行ってしまうのかなというケースです。

犯人探しが目的ではないと申しましたけれども、例えば、そういったものが今後、新しいカメラの中にきちんと映り込んでいて、それが悪質だ、不正が認められるのであるならば、しかるべき措置はきちんととりたいなど、それは考えております。

以上です。

坂本委員長  
福島委員。

福島委員  
これ、設置は何台でしたっけ。

坂本委員長  
大野課長。

大野生涯学習課長

今のところ、5台から7台程度の設置をすれば、館内くまなく対応できるというふうになつております。それは設計の段階で最終的に確定すると思います。

坂本委員長  
福島委員。

福島委員

いわゆる万引き防止ということであれば、そういう高性能のくまなく全部監視するということも必要でしょうけれども、よく物販店の場合はダミーのカメラがかなり有効だと。コストが本当に余りかかりませんので、ダミーのカメラであえて目立つように、防犯カメラ監視中とやるとかなり効果があるという話聞きますので、それはちゃんとしたカメラと比べたら、ダミーというのはわかるよと今、話ありましたけれども、わからないようなダミーのカメラも最近はそういうことで、コストが抑えられるということで、防止にも役立つということであるようなので、これもぜひ万引き防止ということが主であれば、検討してみてもいいのかなとも思います。

坂本委員長  
大野課長。

大野生涯学習課長

ありがとうございます。

もちろんこういった業界は日進月歩と申しませうか、次から次へと新しい、今おっしゃったような精巧なダミーカメラなんかも発売される、そういう状況だと考えております

ので、そういったものも取り混ぜながら、先ほど言ったように未然防止のためにどういったスタイルが一番いいのかというのは、これは防犯カメラをつけたからといって全てが解決するものではないというふうに考えておりますので、長期的な課題として今後とも検討を続けていきたいと考えております。

以上です。

坂本委員長  
福島委員。

福島委員

困ったもんですね。そういうことがないように、防止策も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

質問は以上です。

坂本委員長  
ほかにありませんか。  
岡部議員。

岡部委員

よろしくお願ひします。

まず、予算書 27 ページの教育費国庫補助金、小学校費補助金の 0001 遠距離通学児童援助費、スクールバスで5年間の限定の措置ということですが、小学校のスクールバスの今後の利用者への負担というか、その辺の考え方はどういふ考えなのか教えていただきたいのですが。

坂本委員長  
飯田課長。

飯田教育総務課長

利用者の負担ですか。

現在は予算にもありますように、5年間は統合による場合には4キロ以上の通学距離の場合、スクールバスのリース料の補助をいただいておりますが、5年間なんで、それ以降については今度は全額市単独費でスクールバスを運行するようになります。

そのときに、子どもたちの負担ということだと思ひんですが、現時点では義務教育の学校の通学なんで、スクールバスの乗車量というんですか、利用者の負担というものは今の時点では考えておりません。

坂本委員長  
岡部委員。

岡部委員

ありがとうございます。

地元の方々からもその5年後、もしかして利用負担が増えるんじゃないか、心配の声も結構上がっていたんで、今のところそういう予定はないというところなら安心しました。ありがとうございます。

次の質問で、91 ページの 01035350 保育士等支援事業、先ほども質問あったんですが、保育士が不足することによる待機児童の問題に対する事業ということで、大変いい事業だとは思っているんですが、実際、その保育士不足についていろいろ今、いろいろな地域で問

題になっていますが、この支援事業である程度今のところ、当市は保育士不足に対する対応はできるというところなのでしょうか。

坂本委員長  
服部課長。

服部こども課長

平成30年度におきましても、就学資金貸付、それから家賃補助、この2つの事業を実施していくわけなんですけど、現状において、隣の千葉県のほうで相当上乘せして処遇改善の補助金を出して、全市町村で実施しております。

そのようなことから、現状においては茨城県と千葉県では大きく格差が出ているという状況になっております。

先般も県のほうに新たな補助事業の創設が必要なんじゃないかということで要望等はさせていただいたんですが、例えば、茨城県と市町村が連携して補助金を交付していくとか、そういう新たな補助事業ができればいいなというふうには思っております。

これからも県のほうと調整しながら、あと、先進自治体の事例なんかを研究しながら検討していきたいなというふうに考えております。

坂本委員長  
岡部委員。

岡部委員

千葉県のほうでは、もうそういった給与の上乗せ制度がもう主流になってきているところでもあります。実際、私も当市の子ども子育て会議に出させていただいている中で、現場の方の声を聞くと、保育士が不足する一番の理由は、やっぱり給与のところだというような声を聞いてはしまして、その辺に関して、ほかの様々な多分理由はあると思うんですけど、そこが一番大きいのかなと考えてはいるんですけど、その辺の認識はいかがでしょう。

坂本委員長  
服部課長。

服部こども課長

きれいごとを言えば経営方針とかいろいろあるかと思いますが。ただ、今の若い方が一番魅力を感じるの、やはり給料じゃないでしょうか。多分私はそう思うんですけどね。

ですから、何らかの方策を講じられるような形で検討していければなというふうに思っております。

坂本委員長  
岡部委員。

岡部委員

今回、定例会一般質問でもそういう質問はあった中で、給与上乘せに関しては市長の答弁では不毛の戦いになりかねないなというところでありましたが、例えば、人口減少対策の人口の獲得なんかであれば、どこかが増えればどこかが減るというようなところで、そういう不毛な戦いと言えるかもしれないんですけど、保育士に関しては潜在的な保育士資格はあるけど、そういう待遇面で不満があるので保育士にはならないですとか、保育士の資格はとるつもりがない、そういうところもあるんで、不毛な戦いという考え方ではな

いのかなというふうには思っています、そういう意味では、もとは恐らく東京のほうでそういう給与が載せてあって、やった影響で千葉県、特に松戸手当なんて松戸市さんも毎月4万5,000円から7万2,000円の給与保証というところでやっていて、かなり注目されていて、おそらくこれから多分効果が検証されていくとは思いますが、そういう中で、当市でも保育士不足が問題で待機児童発生ということになってくればやはり給与上乘せ策というところも検討には入れていかないとはいえないかなというふうには思うところで、そうすることで、例えば取り合いだけでなく潜在的なところの掘り起こしですか、また、県とか国の事業を待たなくても、地方のほうでそういったところがどんどん増えてくれば保育士の処遇改善という面では、事業としてはいい事業になるんじゃないかなと。

ただ、もちろん財源というところが一番の課題にはなると思うので、全体の予算見た中でということにはなるかと思いますが、子育て環境日本一をスローガンに掲げている龍ヶ崎なんで、先頭を切って茨城でもやっていってもいいのかなというふうには思います。これは意見です。

次の質問です。

153ページの文化財保護費、01105400の13番委託料の国指定重要文化財の掛け軸複製ということで、466万円計上されていますが、複製するに至った経緯と目的を教えてください。

坂本委員長  
大野課長。

大野生涯学習課長

今回の国指定重要文化財、絹本着色十六羅漢像の複製でございますが、まずこちらにつきましては、平成29年度、今年度も9月に補正予算を提出させていただきました。現在、制作が進んでいるということでございます。30年度においても、今年度同様に4幅の複製にかかる費用を計上したものでございます。

十六羅漢像につきましては、龍ヶ崎市内にございますいわゆる国指定の重要文化財の2つのうちの1つでございます。実物は今現在、所有者は若柴町の金龍寺でございますが、実物につきましては今現在、茨城県の歴史館に寄託されておまして、実は常時公開もされておられません。つまり、龍ヶ崎市民が目に触れる機会というのはほとんどないというのが現状でございます。

そして、昨年の9月に補正いたしましたけれども、所有者、金龍寺さんのご理解や、あとは茨城県やその歴史館、さらにはそこを通じた文化庁など関係者との協議が全て整ったということでございまして、今現在、1年に4幅のペースで複製作業が進んでいるというのが背景でございます。

以上です。

坂本委員長  
岡部委員。

岡部委員

その価値、すごく価値のあるものというところだと思います。これを複製したことで、今後特に何かに利用するとかいうことはないんですか。

坂本委員長  
大野課長。  
大野生涯学習課長

当然、先ほど申しましたように、現物はもう既に我々が目に触れる機会はほとんどないということですので、複製、いわゆるレプリカをつくりまして、今現在の予定でございますが、今、もう間もなく今年度につくられた4幅に関しましては納品予定でございます。その後につきましては、ぜひ市民の皆さんに広く見ていただきたいということを考えてございまして、まだ最終決定ではないんですが、5月ぐらいをめどに歴史民俗資料館の企画展示室辺りで企画展ができればなという、そういう形で今、準備を進めているところでございます。

以上です。

坂本委員長  
岡部委員。

岡部委員

私もどういう価値があるものなのかよくわからないんであれなんですけど、5月ごろ企画展なんかも予定しているというところで、多分なかなか普通では見られない貴重なものなんだと思いますので、何かしら活用していただければいいなというふうには思います。

坂本委員長  
中山市長。

中山市長

これも話し出すと長くなるんですけど、新田氏が金龍寺、ゆかりがありまして、新田氏を通じて龍ヶ崎市に伝わったものといわれている国指定の重要文化財ですので、唯一の絵画の重要文化財、しかし、私も子どもの頃から学校の教科書なんかでも紹介していたような気がするんですけども、龍ヶ崎の自慢ということで、ただ、目にしたことがなかった。茨城県の宝展というのを3年前ぐらいにやったときに、8幅ずつ2回に分けてやられたんで、2回行かなきゃならなくなっちゃったんですけど、2回行きましたが、実際見たら、保存状態も私、悪いと聞いていたんですけども、大変すばらしい、大変感動して帰ってきたところです。

それ以前からやはり市民の目に触れるべきものであろう、でも実物は貴重なので常設展示はできない。であれば、模写で何とかならないかということで、担当課といろいろ協議を進めていく中で、これはもうやるのであればしっかりと模写をしていこう、ちょっと予算はかかるんですけども。その上で、模写をしたものを市民の皆さんに見てもらうように、これも模写したのもも絹本ですので、常設はできないんだそうです。やっぱり長くさらしておくことができないので、やっぱり時期を選んで展示を開いたり。場合によっては金龍寺さんを借りて、金龍寺さんで展示をするなんていうのも一つの企画としてはあるのかなという思いもございます。

ということで、これはやっぱり龍ヶ崎市民の誇りでもありますし、道元禅師が中国から持ち帰ったという伝説もあります。どうも国内、その後の国内の模写じゃないかという話もあるんですけども、いろいろそういう話もしながら、龍ヶ崎市民としての誇りを高めていけたらいいのかなと、その一つとして活用できたらいいのかなと思います。

坂本委員長  
岡部委員。

岡部委員

ありがとうございます。

今、話しされてすごく、唯一の絵画の重要文化財だと、これで私も勉強不足であれなんですが、それだけすごいものであればぜひ本当に市内だけでなく、本当いろんなところにPRできるぐらいのものなんだろうと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

次の質問です。

最後、159 ページ、01106650（仮称）まいんスポーツ健幸センター整備事業ですが、こちらの規模は小規模で、開ける時間なんかも短くてなんていうことで話ありましたが、実際、建物の規模としてリフォームして増築とかまではしないというようなところでしょうか。

坂本委員長  
北澤課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

まいんスポーツ健幸センターにつきましては、まいんの面積が今、約 335 平米になるんですけども、今、まんがを飾ってある書架などを全部取り払いまして、一応仕切りを設けて壁をつくったり、かつ事務室等、ロッカー室、シャワー室なんか設ける予定になっております。

坂本委員長  
岡部委員。

岡部委員

今のまんがとかインターネットのスペースをそのまま変えるということですね。

坂本委員長  
北澤課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

そうなります。

現在、インターネットのスペースとまんがの飾ってあるスペースを全体使うことになります。

坂本委員長  
岡部委員。

岡部委員

今、現在の、その利用の状況なんか考えると、おそらくそういう健幸センターの施設のほうが利用も増えるのかななんてふうには思いますし、また、今年度、スポーツ健幸元年という位置づけでやられているんで、事業としてはよく理解はできますが、今後の運営なんかに関しては、費用はどのようにかけていく予定でしょうか。

坂本委員長  
北澤課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

部長のほうからも説明がありましたとおり、当市の総合型地域スポーツクラブのNPO法人クラブトラゴズのほうにその性能性を生かして管理・運営のほうはお願いしていきたいと考えております。

坂本委員長  
岡部委員。

岡部委員

指定管理者で運営を頼んでいくというところですが、施設としてはたつのアリーナとか大きなところもありますし、今回、この場所に関しても、おそらく本当に規模としては小さな規模、駐車場なんかも少ないですし、近隣住民向けというか、そういう規模でやられていくと思いますので、運営に関しても大きい規模のところはアリーナなんかのそういう施設もあるんで、そんなに中途半端にならないように、小規模であれば小規模なりの運営費でやっていってもらいたいなというふうには思います。

以上です。

坂本委員長  
ほかにございませんか。  
後藤光秀議員。

後藤委員

すみません、すぐ終わりますんで、よろしくをお願いします。

91 ページの真ん中の高等職業訓練促進費等事業について先ほどご説明がありまして、この高等職業訓練について以前、一般質問でも取り上げさせていただいた経緯がありますのでちょっとお聞かせいただきたいんですけども、確かそのとき、一般質問のときのご答弁とちょっと合っているのかわからないんですけども、以前、平成26年が1名で、利用者が、27年がゼロ名で、28年が1名というご説明があったと思うんですね。先ほどのご説明の中で、継続が7名で新規が5名という数字になっていて、一般質問の際にも周知が足りていないんじゃないかなというところで質問をさせていただいたことがありまして、非常にいい結果だと思うんですね。

今回、この人数が以前と比べて増えているなど思ったので、特別何かやったことがあるのか、その辺、考えられる点をお聞かせください。

坂本委員長  
服部課長。

服部こども課長

ただいまお話がありましたように、28年度までは1人、あるいはゼロ人というようなことで、受給者の人が少なかったという状況がございます。

離婚される場合って、児童扶養手当、こちらのほうに皆さん、申請に来られることになるんですが、その際にパンフレット等をお渡ししまして、事業の内容を説明させていただく。

それから、一番大きいのは、ママ友とかで口コミで広がってきて、ある程度事業が周知されてきたんじゃないかなというふうに思います。

29年度につきましては、6月に補正させていただいて、9月に補正させていただいて、今回も補正予算ということで計上させていただいております。通常の場合ですと、4月からの養成期間、入学なんで、年度当初しか通常はないんですけど、今年度に限りまして、通信教育による受給資格を希望される方、それから4月から養成学校に通っていたんです

けど、年度途中で離婚されて、それで資格要件ができた方、これが相当数増えてきまして、それだけ事業が広まってきたのかなというふうに個人的には考えております。

坂本委員長  
後藤委員。

後藤委員

ありがとうございました。

口コミ等でも広がってきたというところが考えられると思うんですけど、ぜひ引き続き、これ、いいことだと思うんで、周知にも力を入れていただきたいなと思います。

あと、もう1点確認なんですけれども、継続7名、新規5名のうち、資格内容として看護師だとか保育士、理学療法士、歯科衛生士等があると思うんですけども、内訳ってわかりますか。

坂本委員長  
服部課長。

服部こども課長

29年は最終的に9人の方が資格取得に向けて給付金を受給しているわけなんですけど、内訳としましては、保育士の方が2人、看護師が2人、准看護師が4人、美容師が1人という状況です。参考までに年齢を申し上げますと、20代が1人、30代が5人、40代が3人と、いずれも母子家庭の世帯の方でございます。

坂本委員長  
後藤委員。

後藤委員

ありがとうございました。

ちょっと難しいかと思うんですけども、一般質問の際にも検討してくださいと言ったんですけども、こういった国家資格以外の資格も含めて、民間資格等も含めて、先進事例を参考にして検討してまいりたいみたいなお話があったと思うので、ぜひその辺を、難しいと思うんですけども力を入れていただきたいなと思ひまして、次の質問に移ります。

141 ページの下から3番目のみんなで考える特色ある学校づくり事業、こちらにつきましては、毎回質問させてもらっていますのでお聞きしたいのですが、1点だけ。

いろいろ活躍されている方だとか著名人だとかをお招きして、講演会ですとかやる内容だと思うんですけども、これまで招くのが困難だった方とかっていらっしゃいましたら、そういう件数ってありましたか。

坂本委員長  
小林課長。

小林指導課長

実は本年度、馴馬台小学校のほうで校歌を作成した宇崎竜童さんをお呼びしようと思ったんですね。ですが、なかなか日程等の調整がうまくいなくて実現はできなかったんですけども、そのほか、学校によってはボルダリングの野口啓代さんをお呼びして子どもたちと一緒に体験活動をしたりとか、大変有効に使わせていただいております。

坂本委員長

後藤委員。

後藤委員

ありがとうございます。

大変難しい人もきっとこれから出てくると思うんですけども、ぜひ市からもバックアップとかサポートしていただいて、実現できるようによろしくお願いします。

次です。

次のページの143ページの真ん中のところのいじめ問題。ごめんなさい、先ほど説明をちょっと聞きそびれていたのかもしれませんが、いじめ問題再調査委員会費、このいじめ問題再調査委員で何ですか。

坂本委員長

辻井センター長。

辻井教育センター所長

お答えさせていただきます。

いじめで教育センターのほうにいろいろ報告は上がってきたりするわけなんですけど、その中で重大事態というようにないじめもあります。それにつきましては、第三者委員会のほうで調査を実施するというのが国のほうの指針と方針であるとか、ガイドラインにも定めてあります。

そこでの調査のほうで、なかなか納得しないとかいう場合には、その調査の結果については市長のほうにまで報告を上げることになっているんですが、市長のほうで再度調査をしてほしいということがあったときには、再調査委員会というところで再度、調査をするということになっております。

坂本委員長

後藤委員。

後藤委員

わかりました。

これまで学校とかで、例えばいじめがあって、それをもう一回調査するとかそういうことではないということですね。わかりました。

次です。最後です。

先ほど153ページの一番下の図書館管理運営費で、先ほど福島委員からいろいろ細かくご説明があったので、ただ、2,000冊以上のこれまでというのがすごく多いなと思ったんですけども、単純にちらっと思ったのが、常習犯の方っているんじゃないのって思っちゃったんですね。今まで、これまでなんですけれども、実際に万引きとか持って行っちゃった人を現行犯でとか捕まえたことってあるんでしょうか。

坂本委員長

大野課長。

大野生涯学習課長

私が赴任してからそういったケースの報告は受けておりませんが、やはり本だけではなくて、備品を持って行ってしまったというケースなどもあったようでございますので、そういったものがあつた場合には必ず報告がありますので、私が赴任してこの1年間の間にはそういった報告は、やはり見つけたという報告はなかったです。

坂本委員長

後藤委員。

後藤委員

ありがとうございました。

新しく防犯カメラを、最新のものを実施されるということで、少し安心できるのかなとは思いますが、やっぱり 2,000 冊以上というふうな数を聞くと、結構変な話、慣れている人からすれば楽勝なのかなという、そんなふうに使われてそうぐらいの同じ人たちが多くないかなとイメージで思っちゃったので、ぜひスタッフの方々にもしっかりと目を光らせていただいて、図書館のあの空気を保っていただけるようにご努力をお願いして、質問を終わりにします。

坂本委員長

ほかにございませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

それでは、最初に 97 ページの 01040300 の医療対策事業のところの補助金のところの龍ヶ崎済生会病院運営費 6,512 万 9,000 円という数字があるんですけど、昨年というか 29 年度でも 6,400 万ほど補助を出していると思うんですけど、この金額はそれぞれ年度によって違っているんで、まずこの金額はどのように査定されるものかというのを一つお聞きしたいんですけど。

坂本委員長

宮田課長。

宮田健康増進課長

この金額は当初、済生会病院のほうの運営の補助を始めたときは、国の特別交付税のほうでほぼ 100% 対応できるというお話だったんですが、27 年ですか。28 年度から国のほうの補助率が下がってしましまして、48% くらいになってしまっております。ただ、積算の基準はそのまま残っておりますので、そちらに基づいて計算しております。救急のベッド数、あと、小児医療のベッド数で単価が決まっております、それを合計した金額が 6,512 万 9,000 円、これは平成 29 年度の国のほうの積算基準の金額をそのままこの予算のほうに計上させていただいております。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

そうすると、算定は国のほうで決めた算定によっていると。ただ、交付金措置が 100% から今、48% に落ちているということですね。その下の東京医科大学茨城医療センターのほうは、先ほどの説明で緊急搬送の割合というかですから、何市町村かわからないですけど、幾つかで割り振っているんだと思うんですけど、この龍ヶ崎済生会については龍ヶ崎市だけで持っている金額なんですか。

坂本委員長

宮田課長。

宮田健康増進課長

済生会病院につきましては龍ヶ崎市だけで、実際、患者さんは牛久市とか稲敷市とか利根町とかからもいらっしやっているんですが、昨年度、市長から答弁していただきまして、やはりそれをほかの市町村からいただくような形ですかね。今回、東京医科大学茨城医療センターについてはうちのほうでも出しているんですが、ほかからいただくと逆にJA取手とかほかの土浦協同病院とかそちらに、また、向こうも出してくれとなると実際的には出るほうが多くなってしまおうのかと思うんですね。そこら辺もお互いにもうやりとりしちやっては収拾つきませんので、龍ヶ崎市済生会病院については、今のところ龍ヶ崎市だけで出してはいるような形になっております。

坂本委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員  
それはわかりました。

あと、今、宮田課長が言われたように、JA取手が大きい救急センターとしてあるわけですけど、そうすると、それは取手市も同じように出しているということですかね。

坂本委員長  
宮田課長。

宮田健康増進課長  
そちらについては、取手市のほうで見てはいただいていると思うんですが、ただ、国のほうの補助率が下がってしまったので、取手市のほうでは100%分出しますと市の持ち出しが多いので、そこを8割とか減らしていきたいというような話は聞いたことがあります。

坂本委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員  
わかりました。  
そうすると、国の基準で金額は算定できても、それを丸々出すかどうかというのは、市町村の判断によると。

坂本委員長  
宮田課長。

宮田健康増進課長  
そうですね、そういう形になります。  
龍ヶ崎市のほうでは、ほぼ満額に近い積算基準のほうですね。ですから、国の特別交付税で入ってくる額に、余剰8%の残り52%分は市単独で補助しているというような形です。

坂本委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員  
わかりました。  
そこはいいです。その補助金の一番下の口腔センター土浦の整備費で46万で、これは今年限りの整備費の補助ということだったですけど、この土浦は見ますと、平成3年に開

設したということになっておるんですけど、今回、整備費が計上されているのは改めて何かそこが整備されたということですかね。

坂本委員長  
宮田課長。

宮田健康増進課長

金剛寺委員さんのお話にありましたように、平成3年に整備したときは土浦市の保健センターの中の一角を借りて、そこを口腔センター土浦として使っておりました。今回は、もうそこは手狭になったので、その土浦市保健センターの隣に土浦保健所がございます。土浦保健所の敷地を県の歯科医師会のほうでお借りして建物を建てて、これは県の補助金とかで建物を建てて、実際、中の機器も最新の歯科用のCT、レントゲンの機器とか、あと診察台、こちら、ちょっと申しおくれましたが、障がい者の方の治療用の施設でございます。やはり一般の歯科医院では障がい者の方、対応できない方もいらっしゃいますので、こちら、龍ヶ崎市からも100名以上の方、1人の方が何回か利用してのべで200名くらいの方の利用がありまして、100名以上利用されている市町村が8市町村、土浦市、つくば市、牛久市と龍ヶ崎市とかありまして、そちらの患者さんの利用者の人数割で不足する、昨年の11月にオープンしたんですが、まだ診察台とかそのほかの備品とか足りない部分がありますので、それを利用している8市町村で補助していただきたいということで、人数割で龍ヶ崎市の場合、46万円という金額を補助していただきたいという申し出がありましたので、30年度1年限りということでこちら、計上させていただきました。

坂本委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員  
わかりました。  
次へ行きます。

その同じページの01040500のがん検診事業の中で、今回、新しい事業として胃カメラに対して補助をするということができたわけですけど、これをどういう人が受けられるかというか、あと、自己負担額は今回の条例改正案の中で5,000円にアップする条例案が出ていますんで、自己負担は5,000円かなと思うんですけど、その辺のことについてお聞きします。

坂本委員長  
宮田課長。

宮田健康増進課長

昨年、国のほうの胃がん検診の基準のほうが変わりまして、今までは龍ヶ崎市のほうでバリウムによる集団検診だけを行っていたんですが、今後、50歳以上の方については、2年に1回、胃カメラの検診を標準とするというような国の基準が変わりました。ただ、今までのバリウムによる検査は40歳以上の方が対象なんですけど、そちらもそのまま継続していいということなんですけど、国のほうでは胃カメラのほうにだんだんと移行していきたいということがございました。

それで、今回も自己負担分5,000円ということで上げさせていただきましたが、検診料金、皆様もお医者さんで受けられたとき、再検査ですかね、1回このバリウムで引っかかって再検査で胃カメラをされるときには保険診療でできるんですね。そうすると、3割負担になります。

実際的に、費用は1万6,000円くらいかかるんですが、その3割くらいの負担で行ければということで、5,000円という基準を龍ヶ崎市のほうでは設定するような形で、残りの1万1,000円くらいは市のほうで助成しますと。これは、保健の相当分を市のほうで単独で持っていきたいというような形で考えております。

坂本委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員  
わかりました。  
今年度予算の中には、胃カメラで見ている人数というのは何人くらい見込んであるんですか。

坂本委員長  
宮田課長。

宮田健康増進課長  
10名程度を予定しております。

坂本委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員  
はい、わかりました。  
次へいきます。  
141ページの01101800の小中一貫教育推進事業についてお聞きをしたんですけども、29年度では、長山と城ノ内中学校区でそれぞれ30万ずつで60万プラスということだったんですけども、今回は先ほどの説明で4校というふうにお聞きしましたけれども、これは長山、城ノ内は引き続きやりながら、新たに2つの中学校区を加えていくという形でしょうか。

坂本委員長  
小林課長。

小林指導課長  
お答えします。  
長山中学校区と城ノ内中学校区については、30年度は2年時ということで、引き続き2年目の調査・研究のほう進めていただくと。新たに1年時としまして、城西中学校区と中根台中学校区2年のうちの1年時、こちらのほうを指定して、研究していただくということになっております。

坂本委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員  
わかりました。  
これは、たしか32年度までに6中学校全てを回るようにするというようなお話だったと思うんですけども、そうすると、31年度では城西、中根台がもう1年残って、残りの2

中学校区というふうになると思うんですけども、とりあえずこの30年度で、長山、城ノ内は2年目になるわけですけども、ここでどのような内容を計画されているのか、ちょっとお聞きをします。

坂本委員長  
小林課長。

小林指導課長

こちらのほうは、今年度新しい学校づくり審議会のほうでいただいた答申のほうで「龍の子人づくり学習」をこれから各中学校区、小中一貫教育として行っていこうということで、一応答申いただきました。

それに基づいて、各中学校区の特色を生かした教育課程、これを作成していこうと、そしてそれを平成32年度から各中学校区で完成させたものを軌道に乗せていこうということで、今、調査・研究を行っているところでございます。

坂本委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。  
次へいきます。

141の一番下の01102200の教育センター管理費のところ、次のページの143ページのほうへいきまして、教育センター活動費についてなんですけれども、これは費用というより、今その教育センターを利用されている生徒の状況であるとか、そこに通われている生徒たちに対して、教育センターがどのような取り組みをしているかについてお尋ねをしたいんですけれども。

坂本委員長  
辻井所長。

辻井教育センター所長

お答えさせていただきます。

現在、適応指導教室「夢ひろば」のほうには、通級生としては9名来ております。内訳は、小学校3年生が1名、中学校2年生1名、中学校3年生が7名です。合わせて正式な通級ではないんですが、体験的にちょっと使ってみたいであるとか、親子の相談で来たときに、お子さんだけ適応指導教室のほうを利用させていただきたい、そのようなケースもあります。そのような利用をされている方が13名おります。合わせて22名という状況です。

取り組み状況につきましては、教育センターとしては、あくまでも学校への復帰というものを目指しております。それに向けては、やっぱり学習だけではなくて、当然学習も非常に重要なポイントではあるんですが、学習だけではなくて、例えばスポーツであるとか、園芸であるとか、登山、キャンプ、スポーツ大会とかいろんな体験活動もあわせて行っております。学校と同じように、それに向けて相談委員のほうで計画を立てて、それに従って行うというのではなく、自分たち、子どもたちのほうでいろいろ話し合いをしながら、その体験のほうをやっていくということを行っております。

あと、あわせて、通級している子どもたち、どうしてもコミュニケーションをとるのが苦手な子が多いのが現状です。特に今年度は、それを少しでも解消するというので、ソーシャルスキルのトレーニングのほうも人間関係づくりのほうで行っているという状況

です。

坂本委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員

中学3年生も多いということで、進路も考えていけないといけないというところで、なかなか教育センターとしても大変だと思いますけれども、よろしくをお願いします。

あとあわせて、今、龍ヶ崎全体の不登校数についてお聞きをしたいんですけれども。

坂本委員長  
辻井所長。

辻井教育センター所長

教育センターとしては、学期ごとに大きくまとめておるんですけれども、不登校、30日以上の欠席のお子さんなんですが、12月末現在で小学校27名、中学校が63名、合計90名というふうになっております。昨年度の同期と比較すると、若干減っているかなという状況です。

その中で、解消しているお子さんも12月末では、小学校4名、中学校2名、合計6名が解消しております。1月、2月と報告も受けているんですけれども、少しずつ解消のお子さん、1月と2月で3名解消しておりますので、地道な本当に取り組みなんですけれども、関係を切らず、学校と連携をしながらやっているという状況です。

坂本委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員

これまたなかなか大変なことですが、解消されている方もいられるということで、引き続きよろしく願いいたします。

次にいきます。

145ページの一番下のところの01103300の小学校施設整備事業のところ、次の147ページのところの工事請負費の中の松葉小トイレ改修工事というのが今回計上されていますけれども、今年度ではたしか大宮、龍小、長山、馴柴と4校が対象だと思うんですけれども、30年度ではこの松葉小学校1校だけなのかと思いますけれども、このトイレ改修に必要と思っている学校数とかが、あとどのくらい残っているのかというのと、ちょっと改修予定についてお聞きをしたいんですけれども。

坂本委員長  
飯田課長。

飯田教育総務課長

トイレ改修、洋式化への改修なんですけど、来年度は今質問のあった松葉小学校とあと中学校のほうで長山中学校を予定しております。

市内小・中学校のトイレの洋式化率、これ小学校だと小学校全体の平均としましては約48%、これトイレの便器の数、洋式化になった割合が小学校だと平均で47%、中学校ですと43%になっています。

来年度、今言った松葉小学校、長山中学校についてはその洋式化率が低いのとあわせて、これ、単純に洋式化率だけで判断しますと、児童数が例えば龍ヶ崎小学校なんてい

うのは、トイレの数が多いわりに洋式化率が少ないです。ただ、児童数もだんだん減ってきていますので、洋式トイレ1カ所に対して生徒数が何人いるかというのを指標にしまして、そういう割合で順番を決めております。

今回、そういうのがありまして、30年度では松葉小学、長山中学を洋式化のトイレを増やすわけでございます。それ以降についても順次、洋式化、児童数、洋式化に合わせて児童・生徒人数に対する洋式化トイレの割合の低いところについて、順次やっていくように考えております。

坂本委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員  
とりあえず改修が必要と思われる学校というのは、あとどのくらいあるんですか。

坂本委員長  
飯田課長。

飯田教育総務課長  
小学校では2校、あと30年度の松葉小を抜かして2つの学校です。中学校では30年度の長山中を除いてもう1校です。中学校はあと1です。

坂本委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員  
わかりました。すみません。  
引き続き、ちょっと年次計画でよろしく願いいたします。

次に、149ページの今年度の新しい新規の事業で、電子黒板タブレット端末を全中学校に導入というところがあるわけですが、今回この使用料及び賃借料が冒頭部長のほうから説明があったようにばらされてしまって、どこにどこが行ったかというのが、なかなか単純に比べられなくなりまして、とりあえずこの新しく始まる電子黒板タブレットというのは、149ページの中学校教育振興費のほうにこれは入っているんですか。

坂本委員長  
飯田課長。

飯田教育総務課長  
来年度、電子黒板タブレットを導入するのは中学校でございますので、149ページの中学校教育振興費の14番の使用料及び賃借料の中の予算として計上しております。

坂本委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員  
わかりました。  
同じく部活動の大会の出場費で、30年度で800万計上されているわけですが、これは昨年は455万で大分増えたかと思ったんですけども、さっきの説明でもバスの賃借代が移ったというようなことがありましたので、この辺で今回計上されたところでは、ち

よっと仕組みも違ったような話を聞きましたんで、その辺の説明をお願いしたいんですけども。

坂本委員長  
飯田課長。

飯田教育総務課長

部活動に対する支援としまして、県南大会、県大会に出場する場合のバスの運行費の一部または全額を補助しているんですけども、今年度までは、県南大会の場合は中学校の管理費のほうのやはり19番負担金補助及び交付金のほうで、バス運行費の3分2相当額程度を補助金として支出しておりました。県大会に出場する場合は、同じ中学校管理費の14番の使用料及び賃借料のほうの予算で計上しまして、市の方がバスを借り上げて、学校に使っていただくというような方法で県大会と県南大会で違った形の補助の仕方をしておりました。

それを30年度から、まず事業のほうとしては、中学校管理費ではなくて中学校教育振興費のほうに組みかえまして、県大会の14番の使用料でこの予算のほうを全て19番の負担金補助金のほうに移行しまして、県大会のほうも補助金として、学校のほうに補助すると、そういう形で支援する形で組みかえたものでございます。

坂本委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員

そうしますと、この800万というのは、29年度と比べてそんなに大きく増えた金額ではないんですか。

坂本委員長  
飯田課長。

飯田教育総務課長

昨年ですと、県南大会分がたしか当初予算でいくと405万円、今回800万は県大会の分も入っていますんで、県大会としては395万円が県大会の分として、14番使用料から予算を移行した分と考えられます。だから、合計と総額としましては、ほとんど同額の規模になっております。

坂本委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。  
次いきます。

153ページの文化財保護費のところの先ほど岡部委員のほうからも質問あって、市長からも答弁いただいた十六羅漢像の話で、大変貴重なものだということがよくわかりましたが、補正で4幅つくって、今回また4幅が30年度予算で出てきましたんで、これ全部つくろうと思えば、まだ半分残っているわけで、その辺、ただ4幅で566万もするわけで、その辺何か後の考えがあるのかどうかだけちょっとお聞きします。

坂本委員長

大野課長。

大野生涯学習課長

お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、29年度4幅、30年度4幅という形で現在つくる方向で考えております。今、おっしゃったように16幅あるわけですので、残り8幅ございます。幸いにいたしまして、所有者のご理解とか、関係各機関との協議というのは、すべてクリアしております。ですから、今現在が適時として捉えてございます。さらに、やはりこういった文化的な価値のあるものというは、16幅全部そろって初めて一つの文化的な価値というふうな考え方もございますので、今後とも次年度、31年度以降につきましてはあれなんですけれども、計画的に進めていきたいなというふうに考えております。もちろんお金がかかることは、重々承知の上なんですけれども、今は一番適宜ではないかと考えております。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

金額の問題、十分あると思いますけれども、確かに全部そろえば、それはすばらしいものだと思いますけれども、ちょっとそのほうの兼ね合いでよく検討はしていただきたいと思えます。

ちょっと最後の質問で、1点だけお聞きします。

153ページ一番下の01105700の図書館管理運営費のところの委託料のところ、1階和室の改修工事実施設計というのが残っていますけれども、この工事内容、どのようなことを考えられているかについてお聞きいたします。

坂本委員長

大野課長。

大野生涯学習課長

お答えいたします。

図書館の1階入り口入りまして、左奥にございます畳のスペースご存じかと思えます。大体七、八坪かなと思えますけれども、こちらのほうを畳を取り外しまして、テーブル席に改修するというのが今回の内容でございます。

最近のトレンドなんですけれども、やはり高齢者の皆様を中心に、和室よりもテーブル席を望む声、これが図書館のほうにも数多く寄せられておりました。やはり日本人のライフスタイルもかなり変化してございまして、テーブル席のほうがいいという若年層の皆様からもテーブル席増加要望があったというふうに報告を受けてございます。

30年度につきましては、実施設計となりますので、正確ではございませんけれども、工事が行われた後には、12席ほどの席の増加が望めると期待しております。さらには、壁際に書架のほうも多少は増やせるというふうに見込んでおりますので、図書館の管理にとりましても、あるいは利用者の皆様にとりましても大きなメリットが生まれるのではないかとこのように期待しております。

以上です。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

私も、和室よりテーブルにしたほうが人数的にも多く収容が増えると思いますので、こちらのほうがいいと思いますので、ぜひお願いいたします。

私からの質問は以上です。

ありがとうございました。

坂本委員長

宮田課長。

宮田健康増進課長

すみません、先ほどの答弁のほうちょっと訂正させていただければと思います。

金剛寺委員さんからありました97ページのがん検診の胃がんの内視鏡検診の対象者の数なんですが、内視鏡検査だけを行う方が10名と、内視鏡検査プラスリスク検査といってピロリ菌の検査とかこれを行う方が25名おりまして、合計で35名でございます。

訂正させていただきます。

坂本委員長

飯田課長。

飯田教育総務課長

すみません、私のほうも深沢委員の答弁で1つ訂正をお願いいたします。

就学援助費の中で、入学準備金の支給者数の質問があったかと思うんですが、先ほどの答えでは58人ということでお答えしたと思うんですけれども、これ小・中別でございまして、小学校、今の幼稚園の年長、今度小学校に上がる方が今回入学準備金として3月に受ける人数が41人で、中学校に入学する方で入学準備金を受ける方、現小学校6年生だと思うんですが、その方が59人でございます。

大変申しわけありませんでした。

坂本委員長

ほかよろしいですか。

それでは、質問ほかにございませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

はじめに79ページ、生活困窮者自立支援事業なんですけれども、2月末の登録人数が24人で、現在日常的に行っているのが9人だということなんですけれども、私の知っている人も希望していて、なかなか学年が足りなかったかもしれないんですけれども、入れないなんてお話を聞いていたものですから、このところもう少し市でも力を入れて、場所を増やすというような考えが今後あるのかどうか、お伺いします。

坂本委員長

下沼課長。

下沼社会福祉課長

今現在、無料塾につきましては、30名定員程度でやっているわけなんですけど、その中で登録が先ほど24名ということでお答えをいたしました。この事業が開始されました昨年度、

28年度当初2カ所をめどに実施していくということで始まったわけですが、結果的に、1つの現在委託をさせていただいているNPO法人になっております。ただ、場所が原則、非公開という形にはなっておりますけれども、市内の中心部にありますので、今おっしゃられたように、例えば西部地区当たりであれば理想なのかなとは思いますが、こちらにつきましては今後も請け負ってくれる方がいるかどうかも含めまして、いろいろと検討をしていきたいと思っております。

以上です。

坂本委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

ぜひ場所的にもたしか市内の中心部というお話は聞いていますけれども、利用者のあれを考えてみたら、必要かもしれないので、検討だけはしてほしいと思います。

それと、この学習支援事業の委託料の368万8,000円なんですけれども、この積算、何に幾らというのがわかったら、ちょっと教えてください。

坂本委員長  
下沼課長。

下沼社会福祉課長

委託料368万8,000円、その内訳となります。人件費としまして、約169万円、事業費として約172万円となります。この金額はいずれも消費税抜きの金額となります。

それぞれの主な内容でございますけれども、人件費につきましては、責任者やスタッフの報酬や交通費。運営費につきましては、ボランティア講師の交通費、事務用品などの消耗品費、ボランティア保険料、駐車場の賃借料、子どもたちの送迎者車両のガソリン代などとなっております。

以上でございます。

坂本委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

なかなか事業的にはすごくいいことしているんですけども、今の金額聞いても何か、ちょっともう少し事業をやっている方のお話を聞いてもいいのかなというような気もしないでもないんですけども、ここをもう少し充実させていただきたいというのが、ちょっと私要望しておきたいと思います。よろしくお願いします。

次です。

85ページ、医療福祉事業の01033400、単独でやっているこれマル福なんですけれども、昨年から高校生が補助を受けられるようになっているんですけども、この実績がわかったら教えてください。

坂本委員長  
吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

高校生相当の医療費助成についてでございます。当市では、平成29年4月より市単独事

業として高校生相当までを対象に事業の拡大を図っているところでございます。平成 29 年 4 月から 12 月診療分まで 9 カ月分の扶助費の実績を申し上げますと、件数で 1 万 28 件、額にしまして 1,906 万 1,456 円となっております。

具体的な内訳を申し上げますと、外来では件数で 9,991 件、額にしまして 1,688 万 1,163 円。入院では、件数で 37 件、額にしまして 218 万 293 円を助成しているところでございます。

以上でございます。

坂本委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

ありがとうございます。

結構金額大きいのかなんていうふうに思いました。実は高校生行っている方がいまして、すごく大変喜んでいたものですから、お聞きしてみました。

次です。

87 ページ、01034400 放課後児童健全育成事業です。現在の利用者数をお伺いします。それとクラスと指導員の数を一緒にお願いします。

坂本委員長  
大野課長。

大野生涯学習課長

これ毎日のように変わっていますので、若干の誤差はあるかと思いますが、現時点での数字を申し上げますと、在籍児童数が 1,052 人、クラスは 27 クラス、支援員の数でございますが 115 人という形になっております。

以上です。

坂本委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

1 クラス 40 人前後が国の言っている基準なので、この点について確認したいんですけども、オーケーなんでしょうか。

坂本委員長  
大野課長。

大野生涯学習課長

条例上の最低基準がございます。今、おっしゃっていただいたように 1 クラス 40 人以下、あと 1 人当たりの平米数も決まっておりますし、支援員の数も決まっておりますが、これにつきましてはきちんとクリアしているというふうに理解しております。

以上です。

坂本委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

国のほうで指導員について資格的なことがあって、学校の先生とか看護師さんとかと様々なところがあるんですけども、資格がない人について研修を行うようには言っているんですけども、当市の指導員の方たちの研修はどんなふうになっているのでしょうか。

坂本委員長

大野課長。

大野生涯学習課長

当然のことながら、適切なルームの運営、あるいはそういったもの関しましては、指導員のスキルというものも大きな要因でございますので、今おっしゃったものも含めて適切な研修、テーマを変えたりもしまして、常に年間を通じて行っております。

以上です。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

ありがとうございます。

それで、私がすごく気になっているのは、各ルームにおいて責任者の方がいなくて、回しているという感じがしないでもないんですね。それで、統一的に皆さん、話し合いの機会を設けていると思うんですけども、その辺の共通した意識に基づいて、そのルームを運営しているのかどうかということが気になるんですけども、その辺の取り扱いについてはどんなことをなさっているのか、お伺いします。

坂本委員長

大野課長。

大野生涯学習課長

全小学校 11 校に全てルームを設置しておりますので、もちろん地域性もございますし、ルームに来ていらっしゃる方の数も違いますし、いろいろな考え方もいらっしゃいますので、一概に申し上げることはできませんけれども、やっぱりそれぞれのルームの課題というのは常日頃我々も把握しているというふうに認識しております。確かに主任制をとっておりませんので、そういった形で責任の所在、そういったものなんか大きな、これまでの引き続きの課題というふうに私ども考えておりますので、今後も利用者にとって一番いいのはどうあるべきなのかというのをまず考えた上で、その課題について課題をクリアする努力は続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次ですけども、89 ページの 01034820、これはちょっと質問しますよということは言っていないんですけども、これも子育て支援事業の単独分の委託料の子ども子育て支援事業計画策定というのがありますが、この内容についてお伺いします。

坂本委員長  
服部課長。

服部こども課長

こちらの計画につきましては、現在の計画、こちらのほうが平成31年度で期間満了になることとなります。したがって、平成30年度、31年度の継続事業ということで委託料のほう計上させていただいております。

なお、30年度につきましては、主にアンケート調査、それからその分析、こちらのほうの作業を予定しております。

坂本委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

アンケート調査はどのようなところで配布して、何通ぐらいで配布するのでしょうか。

坂本委員長  
服部課長。

服部こども課長

現時点で具体的に何人とか、そういうことは決まっていなくても、アンケートのモデル的なものが多分年度途中、12月頃になるかと思うんですけれども、国のほうから示されることとなります。それに基づきまして、さらに市としての質問等を加えまして、アンケート調査を実施する予定です。

対象人数については、まだ今のところ未定ということでございます。

坂本委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

それで、子ども子育て支援事業計画というのは、多分保育所のことについてもどれぐらいのものをどの時期に立てようかというものがあると思うんですけれども、今龍ヶ崎では、小規模保育所というところでは、ゼロ歳から2歳児までの保育所が増えていくと思うんですよね。それですと、やっぱりその先がすごく心配なので、私個人としてはぜひ認可保育所を含めたところも検討していただきたいというふうに要望しておきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

141ページです。

01101400 障がい児教育支援費、深沢委員のほうから質問があったんですけれども、やはりすごくこの制度、龍ヶ崎は先進的に行って、すごくいい制度だと思っています。最近、やはりいろいろな障がい子どもたちが増えていると思うんですよね。それで、やはりそういう子どもたちによりよく接するために研修が必要なんだと思うんですけれども、その研修についてはどうなっているのか1点お伺いします。

坂本委員長  
小林課長。

小林指導課長

この現在、特別支援教育の支援委員については、NPO法人3社のほうに委託をしています。こちら市としては、研修の機会等は設けていないのが現状です。ただ、学級に入る担任の先生、あるいはその学校の担当の先生とは十分な支援計画、そちらのほうは十分に持っていて、お子さんの支援に当たっていただくようにしておりますので、今後、研修についてはちょっと検討していきたいというふうに考えております。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

なかなかやはり難しい問題だと思うんですけども、その子にとって何がいいのか、さっきもお話がありましたけれども、そのことを重点的に考えていただくようにしていただきたいと思いますので、この研修のほうぜひ検討して下さるようお願いしまして、私の質問終わりにします。

坂本委員長

休憩いたします。

午後3時15分、再開の予定です。

#### 【休 憩】

坂本委員長

それでは定刻になりましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑ある方ございませんか。

油原委員。

油原委員

予算書の79ページ、地域福祉推進事業です。

小さな拠点づくりというお話、これはどのような経緯で、いつ発案に至ったのかお伺いをいたします。

坂本委員長

下沼課長。

下沼社会福祉課長

お答えいたします。

社会福祉推進事業、この中の補助金、ふれあいのまちづくり事業、こちらの事業になります。

社会福祉協議会では、地域福祉の拡充を目的として活動を進める上で、地域住民との関係構築が重要なことだと位置づけをしております。そのためには、なるべく市民の方に近い距離でコミュニケーションを図ることが大切であると認識をし、平成23年に開設した下町の中央支所に続く新たな活動拠店の設置を計画をしておりました。そのような中、以前から佐貫地区より徒歩や自転車圏内で住民が集うことができるような場所ができないだろうかとの要望もあり、昨年夏前頃から新たな支所開設に向けた検討が始まりました。

候補地としましては、市内でもっとも西側に位置し、JR常磐線で分断され、人の往来でも不利な状況にあることが今後の地域活動のモデル的役割が期待できるとともに、道の駅構想により、広く注目も集まる地域であり、社会福祉協議会の認知向上、そちらも期待

できるエリアとしまして佐貫駅西口エリアが選定されました。

その内容につきましては、10月3日に開催されました社会福祉協議会の第3回理事会、そちらにおいても議論がなされているところでございます。一方、市の方では10月の庁議におきまして、企画課より龍ヶ崎市版小さな拠点づくり事業が付議され、審議されたところでございます。

小さな拠点とは、地域における地域交流の活性化、地域支え合いの推進とともに、生活サービス機能の維持・向上のために設置するもので、拠点の基本的な機能といたしましては、交流サロンのスペースの設置や健康づくり教室の開催などの地域交流機能、福祉や健康などの相談窓口などの地域支え合い機能、行政や地域コミュニティーなどの情報提供などを行う生活サービス機能の3つがあります。

それらの機能は、これまで社会福祉協議会が培ってきた実績やノウハウが生かせるものでもあります。地域福祉に対する市と社会福祉協議会が共通の認識のもと、佐貫駅西口エリアに計画している新たな社会福祉協議会の支所の中で、今後の龍ヶ崎市版小さな拠点づくりの本格的な事業化に先立つモデル事業として展開していくとともに、社会福祉協議会において運営を行ってもらおうということが承認されました。それを受けまして、中央支所の交流サロン運営費に対する補助金も含まれておりますふれあいのまちづくり事業に対するそちらの補助金を拡充する形で、社会福祉課におきまして11月に新年度予算として計上しているものでございます。

以上でございます。

坂本委員長  
油原委員。

油原委員

基本的に社会福祉協議会の上町、中央支所があります。それを佐貫の西口にもつくるんだというような地域の要望があったということでもありますけれども、一般質問では中身は質疑になっちゃうんで、内容については聞かなかつたんですけども、ただ答弁の中で、要するに小さな拠点だったものを市が政策的に小さな居場所、それから日常生活必需品とか直売所的な、こういう様々な機能を持たせるというか、当然コミュニティーの部分もあるんだろうというふうに思いますけれども、そういうものをつくるということであるならば、やはり福祉部門、これ、社会福祉協議会との兼ね合いだから社会福祉課なんだろうというふうに思いますけれども、そういういろんな機能を持たせるということであれば、総合的に政策的な部門である企画課が主体的になって、プロジェクト編成まではいかなくても、企画課が中心となって、関係各課が集まって、横断的な組織というかそのグループでの取り組みというのが必要なんだろうというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

坂本委員長  
川村副市長。

川村副市長

この佐貫駅の西口につきましては、高齢化などの影響もあって確かに徒歩での日常生活圏が狭くなっているということで、線路を越えて向こうに行くのはなかなか大変になってきたというような声もあって、避難所であるとか、交流拠点とかそういった要望をいただいております。

避難所については、都市整備部のほうと災害協定を結んで、避難場所の提供とか物資の提供とかトイレの提供とかやっていただけるんですが、この交流拠点だけがちょっと課題として、これについては企画課のほうにお願いして、検討を行っていただきました。国に

よる小さな拠点づくり事業というものもあるんですが、それとはまた違った龍ヶ崎版の小さな拠点づくり事業として検討を進めてきたわけであります。

市が事業主体としてやっていくつもりだったんですが、関係方の協議の中で社会福祉協議会でもそういう支所的な計画があるということで、同じような方向性で合致するところもあるので、これについては社会福祉協議会の支所を前提として、そこに市が想定するような機能を追加していこうという考えで、予算的には今回は社会福祉課に計上させていただきましたが、今後の取り組みについては連携していきたいと思っていますし、今後、支所的な機能のほかに交流のスペースであったり、健康づくりであったり、それから西口でありますので、当然今後、牛久沼とか道の駅の案内拠点にもなりますので、そういった意味では、レンタサイクルとかサイクルシェアリングとか、案内PRの窓口としても活用したいということで、今後については企画課のほうが中心になって、関係各課とも協議をしながら調整を図っていききたいとそのように考えています。

以上です。

坂本委員長  
油原委員。

油原委員

今、答弁にもありましたけれども、この小さな拠点、実施案の、規模的にも立地的にも社会福祉協議会が目指すものと合致をするという、社会福祉協議会の西口支所としての併設というようなことで考えているんだろうと。そういうことで、社会福祉課に予算が上がっているんだろうというふうに思いますけれども、そういう社会福祉協議会の西口支所というような観点から考えれば、やはり今後市内全体、多極型まちづくりというような言い方もしておりますので、市内全体で市が進めるその他の小さな拠点というのでしょうか、龍ヶ崎版小さな拠点、これの政策的な方向というのはどのように考えているのか、お知らせいただきたい。

坂本委員長  
川村副市長。

川村副市長

この龍ヶ崎版の小さな拠点づくりの事業の基本的な要件なんですが、一定程度の定住人口を有する地域であったり、それから高齢者の徒歩圏域において、生活必需品の日常的な調達が難しいような地域とか、それから同地域において交流スペースが少ない、こういう要件を満たすような区域というふうに捉えておまして、基本的には、交流であったり、支え合いであったり、生活サービス機能など地元の要望とか、地元の状況なんかも勘案した上で、実情に合わせた機能をつくっていくということで、この拠点を設置するに当たっては、基本的には市街の土地利用構想でもありますような市内の4つの住宅系市街地を目指していこうという考えは持っています。

なおかつ、この今回の事業をよく効果を検証した上で、将来的な事業展開に反映していきたいとそのように考えています。

あと、社会福祉協議会も本来的な役割というのはやっぱり地域福祉の視点が大事だというふうに思っていますので、支所的な配置をして、ある程度地域担当職員とかプロパーを配置して、地域の相談窓口になるというようなことも想定されますので、事業展開を図っていく上では、社会福祉協議会とも十分協議して進めていきたいとそのように思っています。

以上です。

坂本委員長  
油原委員。

油原委員

社会福祉協議会は地域福祉をどうしていくかというような、地域福祉がメインなわけがありますから。

龍ヶ崎のコミュニティーづくりというのは、地区コミュニティセンター、これ一つの拠点として、それももう少し小さな拠点というのか、やっていくんだというようなことなんだろうというふうに思います。

先ほど、社会福祉協議会の中央支所、上町の話が出ましたけれども、それぞれがどう評価をするか、そんな人なんかいたのも見たこともないですよ。たまに入ってみると、同じ人がいるとか。

でも、それを今、副市長が言ったように、地域支所の拠点としてどう生かしていくかということは、これからなんだろう。だから、企画も入れて、総合的にどう活用していくかということはこれからの課題として大いに研究していただきたいなというふうに思います。

159 ページ、まいんスポーツ健幸センターです。いろいろとお話がありましたけれども、まず、健幸センターというかスポーツジムというのか、こういうこと市民の要望というのはあったのかどうかお聞かせください。

坂本委員長  
北澤課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

まいんにつきましては、既存施設の利用形態及び公共サービスの見直しの観点から検討がされてきたもので、市民の方からスポーツセンターにすることについての要望はいただいておりません。

坂本委員長  
油原委員。

油原委員

まんが図書館、これの見直しというのは、私もよろしいのかなというふうには思います。それをどう生かしていくかと、その跡地利用についてということで、まさしく縮充なんだろうというふうには思いますけれども、基本的に、この健幸センター、改修して施設を整えてということですが、コスト的にイニシャル、ランニング、先ほどクラブ・ドラゴンズに運営を委託していくんだということです。この部分だけは、私もいろんな形の中でクラブ・ドラゴンズ、市の健康行政というかを担う一つのクラブですから、大いに育てていくということは重要なんだろうというふうに思いますけれども、必要としない施設をつくって預けるというのもまだいかなものかなというふうに思うんですね。

そういう意味で、簡単にコスト的な話、イニシャル、ランニング、要するにあとは当然使用料もとるんでしょうから、その辺についてお伺いをいたします。

坂本委員長  
北澤課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

たつのこアリーナのトレーニング室をちょっと例に挙げさせていただきたいと思いますけれども、たつのこアリーナのトレーニング室はランニングマシン6台やバイク5台など

トレーニングマシンが 33 台、これにベンチ 3 台やダンベル一式などを合わせまして約 3,600 万円がイニシャルコストとなっております。

ランニングコストにつきましては、トレーニング室には指導員 2 名を配置しており、緊急事態や混雑時には、事務室にいる受付担当も応援できる体制をとっていることや、光熱水費など全体経費として計上がされているため、トレーニング室に限ったランニングコストを算出することは難しい面がございます。

参考といたしまして、平成 25 年度まで市の直営の時代ですけれども、たつのこアリーナのトレーニング室の運営を委託しております。そのときの委託料が年間約 1,250 万円となっておりますので、同様の額がランニングコストになるのではと考えられます。

以上でございます。

坂本委員長  
油原委員。

油原委員

アリーナほどの大きさではないという話ですから、ただ基本的には施設整備であそこは 3,600 万円かかっている。これは多分 5 年やそこら辺でまた新しいものを入れるしかないんで、ただ、毎年、毎年のランニングコストというのは 1,250 万円かかっているよということですよ。

結構大きいお金がかかるわけですけれども、私お伺いしたのは、この健幸センター整備事業にかかわってイニシャルはどのぐらいかけて、ランニングはどのぐらいで、使用料はどのぐらい入ってくるのかということをちょっとお伺いしたんですが、その辺はまだやっていないんでしょうか。

坂本委員長  
北澤課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

詳細につきましてはまだ検討をしていない状況でございます。

坂本委員長  
油原委員。

油原委員

あまり年中いつていることなんできつく言いたくありませんけれども、でも一つの事業を起こすときには、どれだけ金かかって、どれだけ収入があってというようなことはやっぱりそういうコスト計算はしないと、じゃ、果たしてその事業としていいのかどうかということですよ。

この跡地利用についてこうするんだというようなことの方角づけをする中では、そういうことは十分検討していただきたいなというふうに思いますし、日中は大体、高齢者とかちょっと時間のある方ですから、そういう方たちがそこでいろいろトレーニングをすることですけれども、やはり各コミュニティセンターでシルバーリハビリ体操とか、ヨガとかいろんな教室をやっているわけなんで、そういうものの役割分担はそちらのほうでいいのかなというような気がします。

せっかくあの中にあるんですから、逆に言えば、跡地利用として Match-hako と言うんですか、創業支援でシェアオフィスのこと。まさしくああいうのは、今の 1 階に持ってきたってよかったのかなというような気がするんですね。ですから、商業というか、中心市街地の真ん中ですので、やっぱりそういう意味では、そこら辺に結びつくような施設をつ

くってほしいなというふうに思います。

いつも言っているところですので、これ以上はやりませんが、  
終わります。

坂本委員長  
北澤課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

すみません、使用料も含めまして実施設計を進める中で、詳細については詰めていきたいと考えております。

坂本委員長  
松尾部長。

松尾教育部長

イニシャルコストとしては、冒頭の説明でも申し上げたとおり今後、機械器具、什器備品等が必要になってくると思われますので、恐らく 1,000 万台でおさまるかなとは思っておりますが、そういったものが今後予定されます。

そして、ランニングでございますけれども、主に建物の維持管理、光熱水費については現状と大きく変わらないだろうとは思っておりますが、指導者なり管理をする人的なコストがやはり考えられます。人的なコストの一番影響を及ぼすのが営業時間になってくると思われます。そうしますと、地域の高齢者等を中心の利用時間を想定すれば、比較的人件費が抑えられるのかなと、逆にフルで考えてしまいますと、非常に人件費もかかりますし、逆に既存のたつのこアリーナのトレーニング室や民間事業所との役割分担という意味で、ちょっと難しい問題がありますので、営業時間については比較的高齢者の方々が日中に来るような時間帯を中心にしていければと思っております。

それから、使用料ですけれども、こちらについてはやはりたつのこアリーナのトレーニング室の利用料金等を参考にさせていただいて、今後、検討させていただきたいというふうに思っております。

坂本委員長  
油原委員。

油原委員

部長からまた課長からいろいろとお話がありました。一つの事業をやるときに、それはもう終わっている話なんです。今からやろうというようなことの中で、これをやるんだなんて話はいかがなものかなというふうに思いますが、今後のご努力にご期待を申し上げます。

坂本委員長  
それでは、ほかにございませんか。  
後藤敦志委員。

後藤（敦）委員

それでは、私も今のところを続いてお聞きしたいんですけども、まいんスポーツ健康センター整備事業です。

部長のご答弁で、小規模短時間なんだというところと、今の油原委員への答弁で、既存のたつのこアリーナや民間とのすみ分けが難しいというようなお話があったんですけど

も、まずそこでお伺いしたんですけれども、市内の民間事業者さんは既にやっているところもありますし、これから龍ヶ岡のほうにもできるということで、実際に市内のこういったフィットネスジム経営されている事業者さんからのヒアリングというのはしているのでしょうか。

坂本委員長  
北澤課長。

北澤スポーツ・国体推進課長  
民間事業者からのヒアリングは行っておりません。

坂本委員長  
後藤委員。

後藤（敦）委員

ちょっと規模は大きく違うんですけれども、最近話題になっているのは、奈良の橿原市役所ですね。市役所庁舎を新築して竣工したんですけれども、140室のホテルを併設して、格安の賃料で出しているわけです。実際問題そこ、民業圧迫だということでもかなり問題になっていまして、考えてみますと、2014年にその事業動き出したみたいなんですけれども、庁舎とホテル併設するというの。その時点で、市内の民間事業者3事業者が実際に140室以上の新規投資を考えていたんです。リニューアルであるとか、新規にホテルを開業しようとしていたんですけれども、結果、市役所がホテルを140室併設したことによって、その全ての事業は頓挫したんですよ。

要するに、市がそのホテルを整備しなければ民間がやっていたんです。ということで、今テレビなんかでも多分皆さんご存じだと思うんですけれども、すごく小さいことなんですけれども、小規模短時間だから既存とのすみ分けだという説明だったんですけれども、高齢者向け小規模短時間、これって今、名前出しちゃうとカーブスさんてまさにこれですよ。もう本当、近隣市町村でも各市町村に茨城県の1個ずつあるぐらい、30分でコンビニフィットネスなんて言って。これ、まさに民間が頑張っていてやっている分野ですよ。真っ向から当たるわけですよ、今回の。お聞きしているところのまいんスポーツ健幸センターというのは、カーブスさんの事業と真っ向から当たるわけですよ。カーブスさんは女性限定ですから、男性が見られていないというのかもしれないんですけれども、カーブスさん、これ本当にすごく伸びていて、本当千何百事業所が今あって、それに倣ってその男性版をなんていって、中堅のフィットネス業者が全国展開を凶ろうとしていたりとか、民間はそうやっているところなんですよ。

だから、本当、完全に僕、民業圧迫といいますか、役割分担できないなと思っているんです。なので、ちょっとその辺はしっかりと既存の民間の事業者さんの、市民からの要望もなかったということですし、市民の方の利用意向というのでも聞いていただきたいですし、民間事業者の声というのでもまず聞いた上で、事業をするかどうかというのを検討していただきたいと思います。

あと、次の質問にいくんですけれども、場所が市内の中心部にあっていいというようなお話だったんですけれども、対象としては、市内全域の方に来ていただくようなイメージで考えていらっしゃるのでしょうか。

坂本委員長  
松尾部長。

松尾教育部長

主に龍ヶ崎市街地の高齢者など地域の方の利用を想定いたしております。

坂本委員長

後藤委員。

後藤（敦）委員

地域の方ということですね、駐車場等々を考えると、やはり市内全域の方を対象にはできないと思うんですけども、これまでのまいんというのは、まんが図書館のほうは市内全域から来ていただいて、その流れで回遊していただくような目的で設置された施設だったわけですね。それとは全く考え方は変わってしまうというような理解でよろしいんしょうか

坂本委員長

松尾部長。

松尾教育部長

地域の高齢化率の進展等を勘案したものでございます。

坂本委員長

後藤委員。

後藤（敦）委員

そうしますと、だんだん特に今、龍ヶ崎市外部が高齢化が高いということなんですけれども、近い将来各市内全域高齢化率が高くなっていくというと、小さな拠点の話じゃないですけども、各地域にこういった行政がコンビニフィットネスのジムを各地域に整備していくようなイメージを持たれているのでしょうか。

坂本委員長

松尾部長。

松尾教育部長

先ほども申し上げたとおり、民間との役割分担という観点で考えますと、民間の施設がないのがこの龍ヶ崎市街地ということになります。そういったことを勘案してのことでございます。

坂本委員長

後藤委員。

後藤（敦）委員

ルネサンスがなくなってしまったということもあるとは思いますが、この分野というのは、やっぱり先ほどもお話ししたようにすごく民間で伸びている分野で、今後、だって民間の出店意欲があるかもしれない段階だと思うんですね。まだ、民間ができないから行政がやるというような段階ではないと思うんです。

だからやっぱり私は、今ここでやるべきなのかということは、もう一歩ちょっと立ちどまって考えていただきたいと思えますし、やはり完全に役割分担はできていないなとは思っていますので、再度、検討していただきたい。もう予算出てきてしまっているんですけども、しっかりと民間事業者や市内の高齢者の皆さんの意向の調査などをまずはしてい

ただきたいなと思います。

この件については以上です。

次に移ります。

ちょっと戻るんですけれども、先ほどからお話のあった 79 ページの 01030900 生活困窮者自立支援事業です。

委託料の学習支援事業の中で、先ほど伊藤委員からご指摘があったように、人件費の部分見れないのかなというところで、私お聞きしたいんですけれども、これ国のほうの生活困窮者自立支援法の支援メニューの中で、国庫負担金がある事業ですので、その辺、この学習を教えてくださいという方に人件費を支払うということは難しいのでしょうか、その辺わかれば教えていただけますでしょうか。

坂本委員長

下沼課長。

下沼社会福祉課長

こちらの事業は国の補助事業にもなっております。手元に詳しい補助要綱等ございますので、その部分、何とも申し上げられない部分がございますけれども、もし対象となるものであれば、要綱等確認の上、検討はしていきたいとは思っています。いずれにしても、国の交付要綱、その中身を確認していきたいと思っております。

以上です。

坂本委員長

後藤委員。

後藤（敦）委員

そうですね、国の交付要綱に合致すれば、まずぜひその人件費の部分を見ていただきたいと思うんですけれども、私やっぱりお聞きした中で言うと、今年度も教育委員会さんのご配慮のおかげで、各学校に募集の紙を出していただけたそうで、30 人ぐらいは希望があったと。ただ、実際には、ボランティアの方の対応ができないということで、基本高校受験を控えた中学3年生を優先にして、10 名程度は今待っていただいているような今年度の状況だということをお聞きしています。

そういった中で、ボランティアをしてくださっている方、基本的にはこの委託料の中では交通費しか見ていないんですよね。ただ、実際には、高校生とか大学生のボランティアさんもたくさん来てくださっています。この団体としては、そういった高校生や大学生のボランティアの方には、謝礼を出しているわけですよね。その謝礼どこから出しているかというと、NPOのスタッフの人件費を削って、そっちに回している状態なんです。

あと、お聞きしたのが、ちょっとろ覚えなんですけれども、阿見町とかでもやっていますよね、この団体、学習支援。社協のほうで同じような無料塾をやりだして、そっちはボランティア募集で、有償ボランティアで時給しっかり払ってボランティアを募集しましたそうで、そうすると、そちらの団体のボランティアが全く集まらないそうなんですよ。という状況が起きているんですね。

だから、やっぱりこんな大事な事業を無償のボランティアさんだけの善意で続けていけないわけがないし、それだけで全ての困っている子どもさんたちを助けることは絶対できない。今だって足りないわけですよね、先ほどもう1カ所という話もありましたし、2カ所だって足りないと思います。そういった点で言うと、学習ボランティアといえますけれども、しっかりと学習支援をくださる方たちには、賃金を払って手当てをして、しっかりとそういった人材を確保していった上で、やっていく必要があると思っていますので、ぜひ補正ということもできるのかもしれないんですけれども、わからないですけれども、そ

の人件費の部分をぜひ見ていただけるように検討していただければと思います。

次の質問に移ります。

最後なんですけれども、159 ページの、すみません、戻っちゃうんですけれども、01106800 学校給食運営費です。これ、午前中のご説明の中で、給食費を直接徴収するような形にしていくというようなお話あったんですけれども、具体的にいつからどのような形で学校給食費の徴収を、私まだ完全な公会計化ということで、質問をさせていただいたんですけれども、その辺の詳細を教えてくださいませんか。

坂本委員長  
神永所長。

神永学校給食センター所長

お答えします。

学校給食につきましては、これまで各学校ごとに学校長が徴収業務を行ってまいりました。それを今お話のとおり、市に直接納入していただくということなんですけれども、これに関しましては、平成 31 年度から実施する予定でございます。

そのことにより会計の公正、透明性を確保して、厳正な徴収管理を行ってまいりたいと思っております。

坂本委員長  
後藤委員。

後藤（敦）委員

具体的な徴収には、コンビニ納付とか銀行で納付できるような納付書みたいな、市税と同じような納付書みたいな形とか口座振替とかそういった形になるんでしょうか。

坂本委員長  
神永所長。

神永学校給食センター所長

現在、先ほども徴収業務については学校長が徴収しているということですので、それに関しまして、口座振替を優先的に実施したいというふうに考えております。

坂本委員長  
後藤委員。

後藤（敦）委員

わかりました。ありがとうございます。

そこでちょっと給食費以外のところで、その辺も大きいわけですよね、その他の学校納付金みたいなところの徴収の部分というのは検討はどのようになっているんでしょうか。

坂本委員長  
松尾部長。

松尾教育部長

給食費については、給食センターでお答えできるんですが、それ以外のいわゆるクラスでいろいろ授業で使うもののほかに P T A 会費ですとか、複数あります。そうしますと、

実は、公金ばかりではなくなってきましたので、一体で徴収をするような動きにはなりつつあるんですが、実際にやろうとすると、公金と準公金でいろいろあって、非常に管理取り扱いが難しいものがありますので、これについては研究をさせていただきたというふうに思っております。

坂本委員長  
後藤委員。

後藤（敦）委員

はい、ありがとうございました。

一般質問したときにも、千葉市の事例なんかもご紹介させていただいて、千葉市は準公金もやっていくんだというような方向で、30年度からでしょうか、やっていくということだったので、そういった先進事例なども研究しながら、ぜひ。

本当に教員の皆さんの多忙化改善という点で言えば、給食費のところよりもほかのその他の学校納付金のところというのが大きいんでしょうから、その辺もぜひ、少し難しいのかもしれないですけども、しっかりと検討していただければと思います。

以上です。

坂本委員長  
ほかにございませんか。  
杉野委員。

杉野委員

重ねて申しわけないんですが、159ページのまいんスポーツ健幸センター整備事業、ダブらないようにしたいと思えますけれども、やっぱり民間のやる仕事と行政がやる仕事をはっきり分けていただきたいなど。

それで、アリーナのいわゆる場所については、行政がしっかりと相当お金をつぎ込んでサービスしているわけですね、行政サービスとして。その中で、実際にはやっぱり採算合っていないですね。合っていれば、合ってるというふうに言っていただきたいと思うんですけども。

そんな中で、上町のもと常陽銀行、今、商工会ありますけれども、そういう場所で高齢者対象にと言うけれども、あのまちは市街地、私もあそこに住んでいましたから、今はもう80前後の人が多いですよ。できないですよ、あんなジムなんて。殺されちゃいますよ。一番感心あるのは、やっぱりこれから弱っちゃった場合どうするかなど、そっちのほうなんですよ。

〔「あそこを特老にすれば」と呼ぶ者あり〕

杉野委員

特老いいんですよね。それはそれとして。

それで、もしこういった事業をなさるのであれば、あの場所を業者にやらせればいいでしょうよ。賃貸するんですよ。賃貸をすれば何も損することもないし、向こうのリスクですから。そんなふうに考えていかないと、こういう施設がどんどんできてきちゃうんですよ。その損失が相当出てきちゃうなど。

これは何が原因かという、やっぱりスポーツ健幸日本一と、スポーツのほうに寄っちゃっているなど。もっと……、これ以上言いません。特養という話も出ましたので……。

〔「予算審議だから予算のことを審議しないと」と呼ぶ者あり〕

杉野委員

ちょっと待って。だから、この事業については慎重にやらないと大変だなと思います。

それと、79ページのふれあいまちづくり事業、先ほども一委員から指摘ありましたけれども、これはもう総合的に考えてくださいよ。ぽつんぽつんとやられたんじゃ、何かわからないうちにどんどんふえちゃうと。それから、ほかの箇所からも不公平だと、俺のところにもつくってくれとかそういう話になりますので、ぜひともその辺の枠ができてから予算計上してください。

以上です。お願いします。

坂本委員長

答弁はよろしいですね。

それでは、石引委員。

石引委員

私もかぶせちゃうんですけれども、よろしくをお願いします。

まず最初に、79ページのふれあいのまちづくり事業で2,204万6,000円計上されているうち、佐貫駅の西口という、先ほど社協でやるといったお話の予算額は1,259万2,000円というところではよかったですか。

坂本委員長

下沼課長。

下沼社会福祉課長

1,259万円が西口支所にかかわる運営費ということになっております。

坂本委員長

石引委員。

石引委員

この予算の内訳というのは、どうなっているんでしょうか。

坂本委員長

下沼課長。

下沼社会福祉課長

1,259万円の内訳でございますけれども、人件費や施設管理費などの運営費としまして約218万円、備品購入費としまして約670万円、用地賃借料として約15万円、施設整備費として約347万円となっております。

以上です。

坂本委員長

石引委員。

石引委員

もう、場所は大体選定されているんですか。

坂本委員長  
下沼課長。

下沼社会福祉課長  
現在佐貫駅西口ロータリーそばにある、現在空き店舗となっている場所を候補地として想定をしております。

石引委員  
大体その候補地はわかるんですけども、かなり古い建物なんですけど、あの建物をそのまま活用して今回活用しようとしているんですか。

坂本委員長  
下沼課長。

下沼社会福祉課長  
空き店舗のほうを直接借りて使用するというのではなく、空き店舗の所有者からは、ことしのゴールデンウィーク明け、その時期をめどに更地に予定すると伺っております。その土地を社会福祉協議会が借用し、その場所に設置をする、そのような予定となっております。

坂本委員長  
石引委員。

石引委員  
そうすると、社会福祉協議会のほうで建物を建設するという感じですか。

坂本委員長  
下沼課長。

下沼社会福祉課長  
はい。社会福祉協議会のほうで設置をするということになります。

坂本委員長  
石引委員。

石引委員  
そうすると市で負担するというのは、大体、今回計上されている1,200万ぐらいが毎年計上されるということになるんでしょうか。

坂本委員長  
下沼課長。

下沼社会福祉課長  
今回1,259万円計上はしておりますけれども、こちらにつきましては、新年度予算要求時に想定される最大限度、そちらの試算で計上したものでありまして、今後補助金の支出を執行する中では内容を精査していきたいとは考えておりますが、先ほど申し上げました備品購入費、これらにつきましては次年度以降は発生はしない、そのようになっております。

以上でございます。

坂本委員長  
石引委員。

石引委員

ありがとうございます。佐貫の方たちも、そこにできるとなると割と喜んでいてる声は多かったのですが、建設、市でしちゃうのかなとちょっと心配していたものですから、それが社協のほうで建築するというのであれば、さっき副市長が言っていたみたいに道の駅の案内所の役割ですとか、いろいろ活用はできると思いますので、ぜひよろしくお願いします。

またかぶせちゃいますが、次は159ページ、お願いします。

まいんスポーツ健幸センターの整備工事です。

まず、この4,511万2,000円の内訳をお願いします。

坂本委員長  
北澤課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

工事費の内容なんですけれども、これ、実施設計が終わらないとなんですけれども、今のまんが図書館となっている部分を全て撤去しまして、その中に2から4名が配置できる事務室とあとトレーニングルームの部屋、それからロッカー室、シャワー室、男女各1部屋を設置する内容でございます。

坂本委員長  
石引委員。

石引委員

ありがとうございます。

先ほどから多くの議員、話していましたが、まず市民からの要望がなく、地域の高齢者の運動、スポーツ日本一を目指すために高齢者のためのスポーツ施設ということだったんですが、私、この話ちょっと聞いたときに、まんが喫茶はもうちょっと10年ぐらい前から下火になっているので、そこを何か活用したいという話は聞いていて、スポーツ施設にするんだというのもちょうと聞いていたんですけれども、スポーツ器具が入るとは余り思っていなかったんですね。

その理由は、やはり高齢者は、先ほど杉野委員もおっしゃっていましたが、使う方いらっしゃるのかなというのと、あと、そういう小さな施設でスポーツの備品、器具が入ってトレーニングルームというのは、確か15年か20年ぐらい前に一時はやって、そういう施設はすごく多かったですけれども、やはり半年、1年過ぎると、誰も活用をされていないというスペースはすごく多くあったんです。なので、その部分ではどうかなとちょっと思っています。

あと、先ほどのカーブスの話していましたが、カーブス、なぜあれが利益が出ているかという、シャワー室つくっていないからなんです。シャワー室つくらないことによって人件費も削減しているし、設備費とかも減らしているの、利益があそこは出ているんです。なのでカーブスと似たようなという考えなのであれば、シャワー室をあえてつくる必要はないかなと話をちょっと聞いていて思いました。

そもそも、私、まいんに何の恨みもないんですけれども、あの建物、結構古い建物ですよ。そこにこれだけの工事をかけて、去年はたしか外壁か何かを改修していたと思うんですけれども、耐震性の問題も多分あると思うので、そのビルにわざわざ4,500万かけて

やる必要性があるのか、市民のニーズもあるのかと考えるとどうなのかなと思うんですが、そこら辺は検討されましたでしょうか。

坂本委員長  
松尾部長。

松尾教育部長

まず、建物ですが、50年以上経過しております。それで確かに老朽化は進んではいるんですけども、一方で長寿命化の対策もしております。特に昨年インキュベーション施設をつくるに当たってさまざまな取り組みをしておりますので、それとセットで考えると、まだ使えるのかなというふうに思っております。

それから、一つご理解いただきたいことがあります。市民の多様なスポーツの受け皿を整備するという観点では、総合型地域スポーツクラブの振興、育成というのは非常に大切だと思っております。そういう総合型のクラブを振興、育成するに当たって、単に補助金等を出せばいいのかということは、そうではないと思っております。やはり自主性、主体性を持った事業展開をしてもらう、その財務基盤を築くにも、市の例えば施設を管理運営していただいたり、そこで市の事業を交付金事業としてやってもらうというものをセットでやはり考えていかないと、なかなかこの総合型のクラブというのは育っていきません。そういう観点もこの事業の中には含まれているということは、ぜひご理解いただきたいと思えます。

坂本委員長  
石引委員。

石引委員

ぜひ、ご理解いたしました。ご理解したんですが、場所はどうなのかなというところがクエスチョンがあります。

坂本委員長  
松尾部長。

松尾教育部長

まず、先ほどカーブスに似ているのではないかというお話があったんですけども、実は、トレーニングマシンの話が先に出てしまって誤解を与えてしまっているんですが、一番広いスペースはいわゆるスタジオ、いわゆる多目的のスペースで、こちらでは、他の課、他の部の事業と連携をしていきたいと説明を申し上げましたが、その元気アップ体操ですとか貯筋ですとか、もろもろも含めてそういったものの指導にも活用してもらいたいなというのと、それからそういうトレーニングマシンを置きますけれども、そんなにたくさん置くようなことにはならないと思えます。

そして、ここはNPOで指定管理をしていただくということを想定しておりますけれども、当然そのNPOの事務所にもなりまして、NPOはここだけで事業を展開しているわけではなくて、実は流経大の施設や、あるいはたつこのアリーナスタジアム等も含めていろいろ展開をしている、その事務局の拠点となるということにもなってくると思っております。そうなってくると、市の事業としては比較的短い時間なのかもしれませんが、あいた時間は自主的な事業の展開も考えられますので、そういったものをトータルで今回考えていきたいなということで、こういう提案をさせていただいております。

坂本委員長

石引委員。

石引委員

ありがとうございます。多分、本当に議員の皆さん、スポーツ器具が一面に敷き詰められたようなイメージをすごく持っていたと思うので、どうなのという、ここら辺も「どうなの」とずっと言っていたんですけども、そういうスペースをすごく活用していただくということであれば、でも、もうちょっと資金的には予算を抑えてやっていただいたほうがいいかなと思います。さっき言っていたシャワー室とかも絶対要らないと思いますし、なぜなら、基本高齢者の方、汗だらだらかくほどやらないし、地域の方がメインであれば歩いて帰れるので、シャワー室は要らないと私は思います。

なのでなるべく、部長の言っていた趣旨はわかったので、コストがかかり過ぎないようにこれちょっと検討していただければなと思います。

以上です。

坂本委員長

ほかにございませんか。

椎塚委員。

椎塚委員

かぶせようと思ったんですけども、石引委員に刺激されまして、ちょっと私も1点だけ。

153ページの図書館管理運営費の中の防犯カメラについてなんですけれども、ちょっと一言言っておかないと気が済まなかったものですから、すみません。

年間2,000冊ぐらいなくなるという話なんですけど、1日単純に五、六冊ずつなくなっているわけですね。年間で額にすると300万ぐらいの金額になるはずなんです。そういう意味では市の財産ですから、やはりそういう意識をしっかりと職員の方にも持っていて、まず、これ問題は、表現がわからないんですけども、もう持っていつているという感覚が恐らくないんです、当事者。恐らくないんです。当たり前のように自分の持ち物のように持っていつてしまう。これは常習者、一般論ですからね、あくまで皆さん、一般論で言いますけれども、恐らく毎日来ているような常習者がいらっしゃるはずなので、犯人を捕まえるためのものではないということでおっしゃっていましたが、それはそれで当然だと思ってしまうんですけども、ただ何もしないということであれば、毎年、毎年、数百万ずつ財産がなくなっているということですので、ちょっとその辺の意識づけはしっかりちょっと持っていたきたいなというふうに思います。

そして、もう一点、ちょっと参考意見として言わせていただきますと、和室の部分をこれから改修工事の実施設計をするということであるんですけども、例えばレイアウトを変更することによって死角が減るということで、これは何と言うんですか、万引きとは言わない、何というんでしょうかね、ちょっとわかりませんが、自分の興味がある記事だけを持っていつてしまうというのも同じことだと思ってしまうんですけども、やっている当事者は本当に多分罪の意識ないと思いますので、だからそれが逆に怖い部分なので、レイアウトを変更することによってもその辺が防御できる部分もありますので、実施設計に当たっては、もし可能であれば、その辺のレイアウトというのも考えてみる価値はあるんだと思いますけれども、その辺はいかがですか。

坂本委員長

大野課長。

大野生涯学習課長

ありがとうございます。当然のことながら、そういったものも含めて実施設計に臨みたいと思いますけれども、やはり余り疑いの目だけで見てしまうのも図書館の性質としていかなものかと思います。そこら辺は非常に悩ましい部分でもあります。やはり笑顔で来て、笑顔で帰っていただくのは一番望ましいことですので、最初からそういった違う目で見てしまうというのは、ちょっと余り望ましくないのではないかと。

ただ、実際問題、今おっしゃったように2,000冊以上、2,500冊という話もありますが、なくなってしまうことも事実ですので、そこら辺のところはきちんと可能な範囲で対応して、笑顔で来て、笑顔で帰っていただけるための方式を今後とも検討していきたいと思えます。

実施設計に当たりましては、検討課題に加えさせていただきたいと思えます。

坂本委員長

椎塚委員。

椎塚委員

課長がおっしゃるとおりで、確かに疑いの目で見てしまうとなかなか難しい部分ありますので、目的はもちろんそういうことではないということは重々承知していますけれども、ただ、図書館の皆さんにも意識づけをしていただけるような作業はしていただきたいなどというふうに思えます。

以上です。

坂本委員長

ほかにはございませんか。

山宮委員。

山宮委員

すみません、1点だけお聞きしたいんですけれども。

143ページの教育センター活動費なんですけど、先ほど金剛寺委員のほうからも質問ありましたが、9名のお子さんが今いらっしゃるということで、小3、1名、中2が1名、中学3年生7名ということで、この中学3年生の7名の方。さっき金剛寺委員が、進路とか聞きたかったとおっしゃっていましたが、この7名の方の進路はどのようになっていますか。

坂本委員長

辻井所長。

辻井教育センター所長

現在決定している子は1名です。その子は千葉県の高校のほうに決まりました。それ以外の子は、今、茨城県の県立高校を今週受験していますので、決まってはおりません。来週の結果待ちということになっています。

坂本委員長

山宮委員。

山宮委員

では、その6名の方が全員、茨城県の県立高校を受験されているんですか。

坂本委員長  
辻井所長。

辻井教育センター所長  
そうです、はい。

坂本委員長  
山宮委員。

山宮委員  
それはすごくいいことだなと思います。  
卒業式も控えていますし、その7名のメンバーは卒業式に出られそうですか。

坂本委員長  
辻井所長。

辻井教育センター所長  
今のところ出られるかなとは思っていますが、やっぱりお子さんによっては、会場の中には行けるんだけども檀上で校長先生からもらうところまでは自信がないと、そういうわけなので、おうちの方の席のほうでまず見学をして、午後から校長先生に直接別室で受け取るとか、それも、教育センターの相談員もやっぱり非常に大事な時期だというのは重々あれなので、学校とも本当に密に連携をとりながら、今日はちょうど予行練習なんかも中学校のほうはある日なので、そのサポート的についていたりとか、なるべく檀上で校長先生からいただければ一番いいんですけども、一応参加の予定ではおります。

坂本委員長  
山宮委員。

山宮委員  
ありがとうございます。受験することもできて、ここまで面倒を見てくださって、子どもたちを本当に引っ張ってくださって、真心で接していただいたことにすごく感謝申し上げます。この教育センターで救われている子がたくさんいらっしゃるの、無理のないように、これから先の人生のほうが長いので、今まで接していただいた、今までの対応していただいたままで結構だと思います。本当にありがとうございます。  
以上です。

坂本委員長  
ほかにございませんか。  
伊藤委員。

伊藤委員  
すみません、1点だけです。  
93ページの01035900公立保育所の管理運営費です。報酬が前年度より多くなっているんですけども、その理由についてお伺いします。

坂本委員長  
服部課長。

服部こども課長

すみません、今聞き逃してしまいまして、公立保育所管理運営費の何が多くなっていると……。

伊藤委員

報酬です。1番の報酬。

服部こども課長

すみません、失礼しました。

こちらにつきましては、嘱託員のまず賃金が100円アップしております。今まで時給1,000円だったものが1,100円。それから、これは予算的には変わりませんが、144人定員のうち、さらに待機児童解消のための保育士さん、それから看護師さん、7人分と看護師さん1人分、こちらのほうが入っております。ですから時給が上がったというのが一番大きいです。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

それで、保育施設を拡張しましたよね。もとのプレハブのところを拡張しましたよね。その部分について使用できるようということで、保育士さんがなかなか集まらないということだったんですけれども、その辺の計画についてはどんなふうになっていて、4月からはちゃんと開設できるのかどうか。

坂本委員長

服部課長。

服部こども課長

今、お話がありましたとおり、29年度に多くのお子さんを受け入れたいということで、渡り廊下の改修とか備品の整備を行ってまいりました。しかしながら、その7人の保育士さんを募集したんですけれども、いずれの応募もなかったということで、29年度は拡大することができなかつたと。

30年度、先ほどちょっと触れましたけれども、賃金100円だけ上がったんですね。この100円で果たして人が集まるのかというのは非常に難しいところはあるんですけれども、もちろん近隣の状況と比べても決して十分な金額とも言えないかと思います。ですから、保育士さんが集まらないとお子さんの受け入れ、拡大できないという問題がありますので、引き続きハローワーク、それから有資格者の方に声かけなんかはしていく必要があると思っております。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

やはり保育士さんのそういった報酬が低いんだと思うんですよね。それを私も一般質問で、やっぱり保育士さんそのものの働く給料を上げるしかないというお話もしていたんですけれども、やはりこのことについては、せっかく場所があって、しかも待機児童がいるんですよ。私の近所の人も入れなくて、パートだからとあきらめましたけれども、でもそれでも困ると、こういう実情がありますので、もう何というんですか、やっぱり給料を上

げるところにやはり目を向けてほしいというふうに思いますので、ぜひお願いしたいというところで終わりにします。

坂本委員長

ほかにありませんか。

札幌委員。

札幌委員

福祉でお願いします。

まず、41ページの0061、太陽光発電余剰電力売払収入で、城西中につけた太陽光発電で60万ぐらい上がっているんですけども、場所はどこに設置して、何キロぐらいのものがついているのか教えていただければと思っています。

坂本委員長

飯田課長。

飯田教育総務課長

城西中学校のついている場所は屋上でございます。これ何年か前に大規模改修工事をやったときにつけたものでございまして、この予算額の算定としましては、売電量は約1万5,400キロワットアワーを想定しています。単価が38.88円ということで、大体総発電量の3分の1を売電すると、3分の2は消費しちゃうという形です。

〔「設備」と呼ぶ者あり〕

飯田教育総務課長

設備の発電量はちょっとすみません、今、資料がないので。恐らくこの市役所は10キロワットなんで、それより大きいんで20キロワットか30キロワットがついていると思うんですけども。すみません、確定じゃないです。

坂本委員長

札幌委員。

札幌委員

おぼろげにコストなんか、わかりますか。その設置コスト。

坂本委員長

飯田課長。

飯田教育総務課長

すみません、今、資料ないんで、今現在ちょっとわかりません。後でお知らせします。

坂本委員長

札幌委員。

札幌委員

では、資料がなければいいです。こういった設備がほかのところにもついていけるのであれば、もっと期待が持てるかなというふうに思っただけです。

では、続きまして、87ページの自転車なんですけれども、幼児2人乗りの自転車の購入費で補助金をつけていただけるということで、20万。何台対象で考えているのか教えてください。

坂本委員長  
服部課長。

服部こども課長

この補助事業につきましては、上限が4万円となっております。ですから予算計上させていただきまして4万円掛ける5台という状況でございます。

坂本委員長  
札幌委員。

札幌委員

ありがとうございます。しっかりとPRもお願いします。

引き続き質問させていただきます。

147ページの小学校施設整備事業の15番の工事請負費、川原代小学校のキュービクル改修工事なんですけれども、キュービクルを入れかえるということは、何かほかの続く工事があるのでしょうか。

坂本委員長  
飯田課長。

飯田教育総務課長

耐用年数が一応過ぎているということで改修するんですが、今後予定されています特別教室等へのエアコン設置時に改修が必要になりますので、改修というか増量というんですか、それも関係しまして、今回老朽化とあわせて先行して改修するものでございます。

坂本委員長  
札幌委員。

札幌委員

わかりました。了解です。

それでは、最後に、155ページの図書館管理運営費なんですけれども、先ほど来いろいろとお話も出ているんですけれども、まず、この1階の和室改修工事の実施設計で86万4,000円と上がっているんですけれども、そんなに図面たくさん書くのかなというのがまず不思議ではないんです。基本的に改修なので、直すだけで、構造もさわらないと思うんですけれども、どうでしょうか。

坂本委員長  
大野課長。

大野生涯学習課長

一応予算はこれで計上させていただいておりますので、この範囲内でおさまると思いますけれども、見積もり等もきちんといただいた上での設計になっておりますので、適正な予算措置じゃないかなとは考えております。

坂本委員長  
札野委員。

札野委員

最後に、小言だけ少し。やっぱり、基本この工事実施設計費というので計上されると、大きな事業だと大体何百万かかってもしょうがないのかなと思うんですけども、でも私も民間でいろいろと建築のほうとか見ますと、本当にすごく緩やかな予算になるんだなと。これだけかかるよと言われてたら出すのかというふうにもう見えてしまうところもあるんですね。実際にちょっとしたこうした小さな工事になって、設計費が浮かび上がっちゃうと、もう、実際には80万ぐらいで和室からフロアに変えるぐらいだけだったらできるんじゃないのというふうにも思ってしまうぐらいなので、ぜひとも市民からそんなようなことも突かれぬように、予算組みをよろしくお願いします。

以上です。

坂本委員長  
ほかにございませんか。  
久米原委員。

久米原委員

では、すぐに終わります。

155ページの文化会館管理運営費で、大ホールの工事が、2019年の1月から9月まで大ホールが使えなくなるというお話で、その期間はほかのところは使えるんですよ。

坂本委員長  
大野課長。

大野生涯学習課長

はい。あくまでも天井の改修工事ですので、大ホールの中は立ち入り禁止になりますけれども、そのほかの部分、例えば小ホールとか和室とか、そこら辺のところはできるだけ使えるように対応して、ただ工事上、例えば資材の搬入とか、そういった部分、部分でもしかするとご迷惑をおかけしてしまうケースはあるかもしれませんが、大ホール以外のところは使えるようには手配したいと考えております。

以上です。

坂本委員長  
久米原委員。

久米原委員

1月から9月、年間を通して多分この時期だったら若干利用量とかと、こうバランスを見て1月から9月と考えたのかなという思いもあるんですけども、3月なんかも、ついこの前、福祉大会をやったりとか、あと5月とか6月ぐらいも何かイベント的なものも結構大きいものがあつたりとかというイメージがあつたんですけども、その辺はできなくてしょうがないんですよ。

坂本委員長  
大野課長。

大野生涯学習課長

大変悩ましい部分ではございました。文化会館の場合、おかげさまを持ちまして、土日を中心に年間を通じて非常に利用率、高うございます。平日などであいている部分もありますけれども、やはり年間を通じた、この時期、この季節はあまり利用はないよというところがほぼないものなので、取捨選択になりますけれども、やはり秋口には文化芸術フェスティバルとかも行われます。それに合わせるような形で逆算をすると、どうしても1月の半ばぐらいから改修に入るのが最もいい時期なのではないかなという、そういう判断のもとで工期を設定させていただいたものでございます。

以上です。

坂本委員長

久米原委員。

久米原委員

わかりました。きちっと危険のないようにするための工事なので、いたし方ないとは思いますが、多分計画でこの時期に何やるという人たちもいっぱいいらっしゃると思うので、早目にお知らせはしたほうがいいのかという思いもありますので、あわせてよろしくをお願いします。

最後に、もう一つ。やっぱり、まいんスポーツ健幸センターは、ごめんなさい、私、もう本当にこの予算書が出たときからすごく気になってしまって、何でこの場所にこれをつくるのかしらというすごく思いがあって、でも部長も熱心にいろいろご説明していただいて、そういう事情があるんであればいたし方ないのかなとは思いますが、私、マシンも要らないんじゃないかなと思うんです、ぶっちゃけた話。高齢者の方は、地域のよりどころの場所に行って、体一つで体操しているんですね。皆さん、行ったことありますか。本当に上手に体操をいろいろやっているんです。だからそういうスペースをつくるだけでも、例えばコミセンなんかも借りられなくてという人たちにも多少はできるのかなという思いがあるので、シャワールームも要らないし、マシンも要らないんじゃないかななんて私はちょっと思ったりもするので、こういう憩いの場をつくるのはとても大事なことだとは思いますが、やっぱりしっかりとニーズを考えていただいて、確かに本当におっしゃったとおり、ご高齢の方があの重いのをやるかといったら、じゃ、若い人は来るのかなといったときに、あの場所に車もとめられない、じゃ、どうやって行くのという話になってしまうので、つくること自体は憩いの場でいいと思うんですが、必要のないものは削除していただきながらしっかりつくっていただければなど、これは要望として言わせていただきます。

以上です。

坂本委員長

ほかにございませんか。

飯田課長。

飯田教育総務課長

すみません。先ほどの札野委員の城西中の太陽光の発電で、数字わかりましたので。発電量は50キロワットがついております。大規模改修工事と一緒にやったんですけれども、その太陽光発電に係る工事費が2,280万円。

以上です。

坂本委員長

それでは、ほかによろしいですか。よろしいですかね。

[発言する者なし]

坂本委員長

それでは、質疑なしと認めます。

この後、特別会計の審査に入りますが、教育委員会につきましては関連がございませんので、退席していただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

坂本委員長

それでは、異議なしということで、異議がありませんので、教育委員会の皆様は退席していただいて結構です。

というところで、ここで休憩をいたします。午後4時45分再開の予定であります。

では、教育委員の皆様、お疲れさまでございました。

【休 憩】

坂本委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日の会議時間を延長いたします。

続きまして、議案第29号 平成30年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

予算書の189ページをお願いいたします。

議案第29号 平成30年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

事業勘定の歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ76億5,500万円と定めるものでございます。

それでは、196、197ページをお願いいたします。

まず、国民健康保険の被保険者の状況を申し上げます。

3年前にさかのぼって申し上げます。26年度3月末は2万2,143人でした。27年3月末、2万1,639人でした。28年度3月末は2万36人でした。そして29年度2月末現在の被保険者数です。1万9,509人となっております。毎年500人から600人ぐらいが減っている状況でございます。

それでは、歳入のほうからご説明いたします。

まず、国民健康保険税税収でございます。

一般被験者現年課税分につきましては収納率93.7%で見えています。前年度は92.9%でした。一般被験者滞納繰越分は45.0%で見えています。前年度は30%でした。退職被験者現年度課税分は97.4%で見えています。前年度は98.7%でした。退職被験者滞納繰越分は45.0%で見えています。前年度は収納率30%です。総額17億1,463万5,000円を計上し、前年度6.5%の減となっております。

次に、一部負担金です。これは医療機関で徴収できないものを保険者が徴収権をもって徴収するもので、ここは科目設定をいたしました。

使用料及び手数料につきましては、国民健康保険税督促手数料150万円の計上です。

次に、国庫支出金、国庫負担金です。災害臨時特例補助金は、福島原発事故により避難区域からの転入者に係る保険税及び一部負担金の減免措置に対する補助金です。

その下の2件、左の欄では財政調整交付金と国民健康保険制度関係業務準備事務費につきましても、広域化に伴い排除科目となっております。

一番下の国庫支出金、国庫負担金です。左側の欄で療養給付費等国庫負担金ですが、こちらも広域化に伴い排除科目となっております。

次のページをお願いいたします。

左側の欄で高額医療費共同事業国庫負担金、その下の特定健康診査等事業国庫負担金につきましても同様に広域化に伴い排除科目となっております。

次に、県支出金、県補助金です。左側の欄の保険給付費等交付金、右側の欄では普通交付金です。これは療養給付費等に対する県の交付金で、平成30年度から新たに科目設定したものです。

次に、保健所努力支援分は、保健所としての努力を行う市町村に対して交付金が交付されるもので、特定健診、特定保健指導の実施状況、ジェネリック医薬品の使用割合や収納率について客観的な指標に基づき算定されるものです。

その下の特別調整交付金分（市町村分）は、画一的な測定方法では措置できない特別な事情がある場合に、財政難の不均衡を調整するために交付をされるもので、従来は国庫補助金として歳入されておりました。新国保制度により県より交付される形となります。

その下の都道府県繰入金（2号分）は、都道府県レベルで行うべき医療費、所得等の格差の調整や災害等に交付されるものです。

その下の特定健康診査等負担金は、市町村が行う特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の3分の2の相当分の額となっております。

その下、排除項目となっておりますのは、今年度まで県財政調整交付金でしたが、先ほどの都道府県繰入金（2号分）として交付されますことから科目排除としております。

続きまして、財政安定化基金交付金です。これは市町村において災害等のやむを得ない事情により収納不足が生じて、都道府県から示された国保事業費納付金を支出できない場合、都道府県に設置されます財政安定化基金からの貸し付け、交付を受けるために新たに科目を設定するものです。

続きまして、2件の排除科目ですが、左側をごらんください。

高額医療費共同事業県負担金は、広域化に伴い共同事業を廃止されることから科目を排除しております。

その下の特定健康診査等事業費県負担金は、先ほどの特定健康診査等負担金として交付されることから科目を排除しております。

次に、財産収入の国民健康保険支払準備基金利子は15万1,000円でございます。平成28年度末残高基金は1億6,146万9,273円です。

次に、繰入金です。一般会計繰入金ということで、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましても、低所得者の軽減としまして、7割、5割、2割の軽減措置を行っておりますが、それに対して、県が4分の3、市が4分の1を一般会計で措置をしまして、4分の4の形で一般会計から繰り入れをするものです。

その下の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきましても、税軽減の被保険者の数に応じて、国が2分の1、県・市が4分の1ずつを一般会計から措置し、繰り入れをするものです。

その下の国民健康保険事業職員給与費等繰入金は、総務費相当分の繰り入れでございます。

その下の出産育児一時金繰入金につきましても、3分の2相当分を市が負担するというルール分でございます。

その下の財政安定化支援事業繰入金は、低所得者が多い、もしくは高齢被保険者が多いなど、保険者の責めに帰すことができないような特別な事情に対し、交付税の措置がされるものです。

その下のその他、一般会計繰入金につきましても、マル福波及分、保険税負担激変緩和

分及び予備費等としまして一般会計から繰り入れをするものです。

次のページをお願いいたします。

一番上、基金繰入金の国民健康保険支払準備基金繰入金です。これは国保事業費納付金を納付するに当たり、税収入不足が見込まれますが、被保険の負担緩和のため、税率等は据え置きとして、その不足分を基金取り崩しにより対応するものです。

次の国民健康保険事業繰越金は科目設定です。

続きまして諸収入です。まず、一般被保険者延滞金、そしてその他につきましても科目設定でございます。また、広域化に伴いまして科目構成の変更も行っております。

次の枠、貯金利子の国民健康保険事業歳計現金運用利子につきましても科目設定でございます。

続きまして、一般被保険者第三者納付金、以下4件ですが、これは交通事故に係る保険給付の賠償金です。一般被保険者分及び退職被保険者分を計上しております。

次に、下から数えて3件と、次のページの一番上の1件の計4件の一般被保険者返納金及び退職被保険者等返納金です。返納金につきましては、資格喪失後に国保で受診した際など、ほかの保険で支払うべき治療費を返納していただくものでございます。

次のページをお願いします。

202ページ、203ページです。

左側のページをごらんください。5番、療養給付費等負担金、以下6番、7番、科目設定でございます。

続きまして、右側のページに移りまして、上から5行目の前期高齢者指定公費です。これは72歳から74歳の方の医療費の本人負担が、本来2割を1割負担とするための国の負担分です。

次に、雑入の特定健康診査受診者負担金です。基本健診自己負担金、1人1,180円の約2,700人分です。

その下の生活習慣病健康診査受診者負担金は、18歳から39歳までの被保険者の基本健診自己負担金です。

その下の特定保健指導教室受講者等負担金は、調理実習材料代、1人当たり250円の自己負担分です。

その下の排除科目、左側の欄の団体支出金ですが、昨年まで老人保健医療費拠出金還付金及び超高額医療費共同事業余剰金として科目設定しておりましたが、老人保健関係の精算事務は後期高齢者医療広域連合に移管され、一方、超高額医療関係は広域化に伴い県に算入されることになるため、科目を排除しております。

引き続き、左側の以降、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金は、やはり広域化に伴い、平成30年度からは県に交付されることとなるために科目を排除しております。

以上が歳入でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

まず、職員給与費（国民健康保険総務管理）、これは保険年金課職員12人分の人件費です。

次に、国民健康保険事務費です。報酬は、国保運営協議会委員の報酬及びレセプト点検員、一般職非常勤職員の報酬です。役務費は、保険証の発送経費の郵送料等です。委託費につきましては、システムの保守業務のほか、レセプト電算処理は医療機関からのレセプトのデータ管理システムの保守経費です。国保連のほうに委託をしております。制度改正対応国民健康保険システム修正は、平成30年度からの広域化に対応するため、システム改修の委託業務です。使用料及び賃借料は、国民健康保険システムの賃借料でございます。

次の国民健康保険団体連合会負担金は、連合会の事務、共通経費の市負担分です。

次に、徴税費の国民健康保険賦課事務費です。こちらは納税通知書の印刷、郵送料等の

経費でございます。

次の国民健康保険徴収事務費につきましては、総務部収納課にて所管しておりますが、主な内容は、督促状、催告等の作成、発送の経費、そして役務費や手数料で、口座振替手数料、コンビニ収納手数料等です。

一番下の国民健康保険運営協議会費です。報酬は運営協議会委員の報酬です。

次のページをお願いいたします。

19の負担金の県国民健康保険運営協議会長会は、同会への年間負担金です。

次は排除した科目であります。趣旨普及費という科目がありました。広域化に伴い科目を排除し、国民健康保険事務費に含めております。

次に、保険給付費、療養諸費です。全体の支出は44億6,208万2,000円でございます。前年度比で約5,800万円の減となっております。

はじめに、療養給付費につきましては、保険証を持って医療機関にかかった際に窓口負担分以外の医療費部分です。

まず、一般被保険者療養給付費は前年度比0.75%の減です。その下の退職被保険者等療養給付費は前年度比で17.9%の減です。

その下の2件は療養費ですが、療養費は、医師の指示に基づいたコルセット、ギプス、はり、きゅう、マッサージなどの費用で、自己負担分を除いた部分です。

まず、一般被保険者療養費は前年度比で7.53%の減です。退職につきましては前年度比で約51.48%の減という状況でございます。

その下の国民健康保険診査支払手数料は、診療報酬の診査手数料といたしまして国保連に支払うものでございます。

次に、高額療養費です。高額療養費は、医療費の自己負担分が一定額を超えた場合に、その超えた分が支給されるものです。

まず、一般被保険者高額療養費は前年度比で1.4%の増です。退職につきましては前年度比で18.0%の減を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

高額介護合算療養費です。一番上の一般被保険者高額介護合算療養費及び退職被保険者等高額介護合算療養費でございますが、これは同一世帯の中で介護保険、国保のそれぞれの自己負担分の合算額が一定額を超えた場合、その超えた分が支給されるものです。

次に、移送費です。移送費は療養の給付を受けるために、医師の指示のもと、緊急やむを得ない理由により病院等に移送された際の費用を支給するものです。一般・退職それぞれ1名分を計上しております。

次に、出産育児一時金です。1人42万円、90件分を想定して計上しております。今年度は100件分計上しております。

その下の出産育児一時金支払い手数料は、直接払い制度の手数料で、国保連への支出でございます。

一番下の葬祭費につきましては、1件5万円、105件を想定し、計上しております。

次のページをお願いいたします。

医療費給付費分です。一番上の一般被保険者医療給付費分、そしてその下の退職者分、これが平成30年度からの県に納付する国保事業費納付金の医療給付費分です。

次の枠の後期高齢者支援金です。一般被保険者後期高齢者支援金等分、その下の退職者分、これは平成30年度から県に納付する国保事業費納付金の後期高齢者支援金等分です。

次の介護納付金分です。やはりこの負担金は、県に納付することになる国保事業費納付金のうち介護納付金分です。

次の共同事業拠出金です。こちらは年金記録により退職者医療制度に該当する方をリストアップする事務経費です。これまでであった科目の高額医療費共同事業拠出金等は、広域化に伴い事業が廃止となっているため、科目を排除しております。

次のページをお願いいたします。

保健事業費です。医療費通知費につきましては、年に6回の通知にかかる経費でございます。

次の人間ドック助成費は、市と契約している医療機関の検診額の2分の1、上限2万円を補助をしようとするものです。

次に、特定健康診査等事業費です。主なものとしまして、13 委託料の医療情報データ化及び対象者リスト作成は、データヘルス計画に基づく保健事業を実施するための委託費です。

その下の特定健康診査は、集団健診及び医師会加盟の医療機関による医療機関健診にかかる委託費でございます。

次のページをお願いいたします。

次に、基金積立金です。国民健康保険支払準備基金費は預金利子の積み立てです。平成28年度末基金座高は1億6,153万681円です。

次に、一般被保険者保険税還付金、そしてその下の退職被保険者等保険税還付金につきましては、遡及して国保資格を喪失したことによる保険税の還付でございます。

次の一般被保険者保険税還付加算金、そしてその下の退職者等は、過誤納付となった国保税を還付する際に、一定の割合を乗じて加算するものです。

その下の国庫支出金と返還金は国庫負担金、支払基金からの交付金等の精算に対応するための科目設定をしております。

次に、指定公費です。前期高齢者指定交付につきましては歳入で申し上げましたとおり、74歳から自己負担1割凍結による公費負担です。

次の国民健康保険事業予備費につきましては、年度末の臨時的な支出に対応するために計上しております。

これ以降、次のページの科目につきましても広域化に伴い排除した科目となっております。

以上でございます。

坂本委員長

ありがとうございました。

それでは質疑ありませんか。

深沢委員。

深沢委員

よろしくをお願いいたします。

この新国保制度への移行に伴い、算定方法の見直しなどについて県のほうに要望書を提出した自治体、新聞によりますとつくば市さんがありますけれども、当市のほうの考え方というのはどういうことでしょうか。

坂本委員長

吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

今年1月に入りまして国民健康保険制度の広域化に伴う国保事業費納付金について、その納付金の算定方法などを見直しを求める要望書等が1月15日、つくば市から県に提出されたという記事が掲載されましたことは記憶に新しいことと思います。後日、要望書の写しを拝見しますと、主に5項目にわたっております。具体には、1点目が納付金に対する算定方法の精査及び明確な説明、2点目が算定方法の見直し、3点目が国への算定方法の見直し、4点目が国や県の財政措置、5点目が県の補助金制度の新設でございます。この

5項目のうち、つくば市では2点目及び3点目の算定方法の見直しについて強く要請しているようでございます。

納付金の算定におきましては、これまで4回に及ぶ試算を行い、昨年年末によりやく国から確定係数が示され、年明け後、各都道府県で計算され、当市へは1月15日に一般分が、1月24日には退職分を含めた算定結果が示されたところでございます。最終的には3月に入りまして国から告示行為として正式に周知されることとなっております。

このような中、今回つくば市が問題としております算定方法の見直しでございますが、この算定方法につきましては、県内の市町村でも意見が分かれたところでございます。

具体的に申し上げますと、算定方法には実際には三つの方法があります。一つは国のガイドラインに示された基本的な算定方法、いわゆる市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮する方法、二つには都道府県内統一の保険料水準とする方法、そして三つ目には2次医療圏ごと統一の保険料水準とする方法の三つでございます。茨城県では2年間にも及ぶ県と市町村との間での事務レベルの協議、そして平成29年1月に実施しました県内全市町村長への意見照会を行ってまいりました。

市町村長への意見照会でも意見が分かれておりました、1点目の国のガイドラインに示された基本的な算定方法、いわゆる医療費水準や所得水準を納付金額に反映させる、これをアルファ1、アルファというのは医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数で、0以上1以下の範囲で決まりますが、アルファ1を選択した市町村長が27、当市はこのグループになります。2点目の県内統一方法、アルファイコール0、これは医療費水準を納付金額に全く反映させないものですが、アルファ0を選択した市町村長が13、つくば市がこのグループになります。2次医療圏方法を選択した市町村長が4という結果になりました。最終的には茨城県ではアルファイコール1、国のガイドラインに示されました基本的な算定方法、いわゆる市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮した算定方法になったところでございます。

なお、全国的に見ますと、アルファイコール1を選択しました都道府県が47都道府県中40都道府県、アルファイコール0が4府県、具体には大阪府、滋賀県、奈良県、広島県、このほか例外的にアルファイコール0.7を設定した三重県、アルファイコール0.5を設定した北海道といった状況となっております。このように全国的に見ましても、アルファイコール1を設定した都道府県がほとんどとなっております。

今回報道されましたように、つくば市では算定方法の見直しなどを要請し、県で算定しました納付金を現在とは違う方法で再計算し、改めて納付金額を算定してほしいとのことと思われまます。

これまで県と市町村との間でおおよそ2年間協議を重ね、市町村からもご意見等をいただき、最終的に茨城県ではアルファイコール1と決定した中で、もちろん細かな点では制度自体もさらに精査分析をする箇所があるかと思いますが、現時点ではアルファイコール1に異を唱え、見直しすることには正直抵抗感がございます。

したがいまして、当市といたしましては、今回県より示されました国保事業費納付金をどのように納付したらよいか。いわば財源をどのように工面するのかをそれぞれの議会でご協議をいただくことのほうが建設的であると考えておりますことから、あえて県への要望の提出までの考えには至っていないところでございます。

以上でございます。

坂本委員長  
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

そもそもこの国保制度の改革というのはどのようなもので、どのような効果が期待でき

るんでしょうか。

坂本委員長  
吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

今回の医療保険制度改革の目的は、国民医療費が毎年約1兆円規模で増加し、今や国全体で約40兆円にも上るといった状況や、少子高齢化の進展による現役世代の負担増、国保が抱えている構造的な問題、特に被保険者の年齢構成が高く、医療費水準も高いといった中で、医療保険制度の安定化、世代間、世代内の負担の公平化、そして医療費の適正化を図り、特に国民健康保険を国民皆保険として将来にわたって堅持していくことにあります。

平成27年5月27日に成立しました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律におきまして、平成30年度より都道府県が国保保険者として財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化を図ることとなり、一方、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料税率の決定、賦課徴収、保健事業と、地域におけるきめ細かな事業を引き続き担うこととなります。

そのような中、今回の国保改革の効果について改めて整理してみますと、主に4点あるかと思えます。1点目は、国保の財政運営が市町村から都道府県に拡大したことにより、多様なリスクを都道府県全体で分散できますこと、さらに都道府県が医療保険と医療提供体制の両面を見ながら、地域の医療の充実を図り、効率的かつ質の高い医療を提供できるようになりますこと、2点目は、医療費の支払いは実質的には都道府県が担うことで、年度末に繰り入れの必要性が減少し、市町村の国保財政が安定しますこと、3点目は、国保実務の効率化、平準化を都道府県が後押しし、市町村の事務遂行の効率化、コスト削減、標準化が図られますこと、そして4点目としましては、健康づくりの推進により医療費の適正化につながりますことが挙げられます。確かに以上のような点で効果はあるものと理解しております。

一方で、被保険者にとっての効果はと考えると、高額療養費の多数回該当が通算となる以外、被保険者さんへのメリットは感じられないことは否めないものと思えます。

したがって、今回の改革の大きな4つの効果といったことの方角性は見失うことなく、今回の改革が誰のために、何のためにといった視点も常に念頭に置きながら、時間をかけて丁寧に取り組んでいかなければならないものと考えております。

以上でございます。

坂本委員長

吉田課長、思いはわかるんですが、簡潔明瞭にお願いいたします。

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

確かに国民皆保険、この日本が唯一誇れる保険だと思います。これを守っていくということはとても大事なことじゃないかなと思いますので、その点私は理解をしたいと思います。

県内の税率改正の状況等を教えてもらえますか。改正するところ、それから据え置きするところ、また市町村の主な改正する、しないと決めているようなそんな状況がありましたら教えてください。

坂本委員長  
吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

県内の税率の改正状況でございます。平成30年2月末現在での検討状況を申し上げます。据え置きを検討している市町村数は、当市を含め44市町村中26市町村で、約6割となっております。このような中、県内の地区の状況を申し上げますと、据え置きを検討しているのが石岡市、取手市、牛久市、守谷市、かすみがうら市、稲敷市、利根町、河内町の6市2町の8団体、引き上げを検討しているのが土浦市、つくば市、つくばみらい市、阿見町、美浦村の3市1町1村の5団体となっております。税率改正の決定におきましては、当然ながら各市町村での平成30年第1回市町村議会でのご審議を経てのことになりますことから、最終的には3月下旬頃にならないと明確なところまでは把握できないところでございます。

なお、据え置きする団体につきましては、当市と同様に一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しでの対応ということでございます。

続きまして、税率を改正する、改正しないといった理由でございます。最初に、税率の引き上げを検討している団体の理由としましては、従来より国保税収納額の不足に伴い、毎年度一般会計から繰り入れしているような状況をどう解消していくかなどの課題があり、そのような団体ではこの機に乗じてといたしますか、税率を引き上げることで解消を行い、国保財政の安定を図っていくといった狙いがあるようでございます。

一方、据え置きとした団体は、県より示された納付金額には特別調整交付金等の県交付金の一部しか算入されていないなど、不確実な要素があるため、新制度開始年度においては実際の収支の動向を見きわめてから検討したい。また、税率の改正に当たっては、被保険者への説明が十分に行われていないなど、時間をかけて丁寧に取り組む必要がある。おおよそそのような理由をもって据え置きとしたようでございます。

以上でございます。

坂本委員長  
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

私としては据え置いていただいてありがたいなど。これ以上上がるのは周りの方たちも大変かなと思いますので、そんなふうに思っています。

最後に、205ページの国民健康保険事務費のところの13の委託料、ジェネリック医薬品差額通知書作成及び封入封緘です。ジェネリック医薬品が高血圧等に連続して飲む薬などで大分知られてきました。周りの方たちもジェネリックに変えて大分安くなった、助かったと、そのように言っていることが多いです。まだ多くの方に伝わるまでにはいないと思いますが、現状はどうでしょうか。

坂本委員長  
吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

ジェネリック医薬品差額通知につきましては、医療費適正化の取り組みの一環であり、

国民健康保険に加入している方の医療費負担の軽減と市の保険財政の健全化を図ることを目的に実施しております。当市では差額通知発送の基準としまして、40歳から74歳のうち、生活習慣病との関連性が強いと思われる血圧降下剤、高脂血症用剤及び糖尿病用剤の3種類のいずれかの薬剤が処方されており、かつジェネリック医薬品に切りかえた場合に200円の以上の差額がある方としております。平成29年度におきましては2回発送いたしまして、8月には829人の方へ、平成30年1月には919人の方へ発送いたしました。

具体の効果についてでございます。1月分につきましては現在分析中でございますので、8月分についてご説明いたします。1回目に通知を発送しました829名の方がその後どのような薬剤が処方されたかで検証いたしました。検証の視点といたしまして、切りかえた方の人数と金額の2点でご説明いたします。最初に1点目の切りかえた方の人数です。829名の方を対象に、平成29年4月から6月に処方された薬剤と同一薬効薬剤のものを平成29年8月にも処方された406名の方を効果測定の対象人数といたしました。結果、406名の方のうちジェネリック医薬品に切りかえた方が39名、割合にして9.6%となっております。

続きまして、2点目の金額についてでございます。切りかえた方39名の方の合計で一月当たり2万6,616円の削減、保険者、市の負担額といたしましては6万8,351円の削減といった結果となっております。

今回の対象薬剤は生活習慣病に関連した薬剤ですので、継続的に処方されることが見込まれます。仮に今後もジェネリック医薬品を服用し続けると仮定しますと、39名で1年間で自己負担が約32万円、1人当たり平均で約8,000円、保険者負担が約82万円の削減となる見込みとなります。

今回の分析は8月と月を限定し、かつこれまで切りかえていない方の検証でございますが、ジェネリック医薬品も多種多様なものもありますことから、国保全体で見ますと利用割合は平成29年10月時点で70%、7割の方が何らかのジェネリック医薬品を利用されている状況であり、当市は茨城県内での利用率が44市町村中16位となっております。

なお、参考までに申し上げますと、1位は利根町で利用率75.5%となっております。

今後はジェネリック医薬品の切りかえをさらに促進していくといった観点から、現在対象としている薬剤以外にもアレルギー関連における薬剤を加えたり、200円以上の差額基準をこれまでより低く設定するなどを検討しながら、医療費負担の軽減はもとより、医療費の適正化も引き続き進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

坂本委員長  
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございました。

ジェネリック医薬品、龍ヶ崎市が70%ということですので、利根町75.5、抜けないことはありません。何としてもこのジェネリックを広めていただいて、今課長がおっしゃるように、他の薬品等々にも広めていただいて、ぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

坂本委員長

ほかにございませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

それでは、質疑をさせていただきます。

国民健康保険は4月より、今言われたように財政運営が県に移行することになります。それで新たな国保制度の施行に当たって予算編成を行うということになるわけですが、その主な留意点について、歳入歳出ごとに教えてください。よろしくお願いします。

坂本委員長  
吉田課長。

吉田保険年金課長

ご答弁少し長くなるかもしれませんが。

それでは、少し省略いたしまして、早速歳入のほうから主なものをご説明いたします。

説明に当たりましては、途中予算書のページをお開きいただきますときに前後することがありますので、ご了承願いたいと思います。お願いいたします。

まず、予算書 198, 199 ページをお開きください。

上から2段目の枠の款5県支出金でございます。目の1保険給付費等交付金、199 ページの節1普通交付金及び節2特別交付金でございます。先ほど冒頭に部長からもご説明して重なるところがありますが、今回の節1の普通交付金でございますが、これは療養給付費等に必要な費用を全額市町村に支払われる仕組みの中で申請されたもので、従来からの療養給付費、療養費、高額療養費などといった保険給付に要する費用で、予算額につきましては前年度の実績等を勘案しまして県より交付される額50億2,559万5,000円を計上しております。

206 ページをお開きください。

この普通交付金の額につきましては、206 ページの上から3段目の枠に記載があります款2保険給付費、項1療養諸費から208 ページをお開きください。208 ページの上から2段目の枠の款2保険給付費、項3移送費までの合計額と原則同額となります。

199 ページにお戻りください。

上から2段目の枠の特別交付金でございます。ここは特に保険者努力支援制度でございます。これは今般の医療制度改革においてインセンティブのある仕組みが重視されたことで、保険者努力支援制度が創設されたことに伴い、県より通知されました額4,244万8,000円を計上しております。

194 ページにお戻りください。

総括表でございます。総括表の歳入の予算の表の比較欄にありますとおり、新国保制度により、款5県支出金、款6財産収入で、前年度より合計額46億6,527万5,000円の増額となります一方、それ以外の款の合計で60億3,327万5,000円減額となり、結果的に前年度比で13億6,800万円の減額となりますことから、歳入予算額76億5,500万円となったところでございます。

続きまして、歳出でございます。主なものをご説明いたします。

210 ページをお開きください。

款3国民健康保険事業費納付金についてでございます。これは新たな制度で設定された科目となっております。この納付金につきましては、都道府県が医療給費の見込みを立てた上で公費等の拠出で賄われる分を除いた額を市町村ごとに決定し、この納付金をもって保険給付の財源とするもので、当初予算では県が仮係数に基づき試算しました医療分、支援金分及び介護分の合計額23億4,716万2,000円を計上しております。

主な部分で新しいものが納付金でございますが、先ほど部長からありましたように、廃止される科目があります。

したがって、恐れ入ります、195 ページにお戻りください。

総括表の歳出予算の比較欄にありますとおり、新国保制度により款1総務費、款3国民健康保険事業納付金、款5保健事業費、款6基金積立金で、前年度より合計で23億5,380

万 7,000 円の増額となります一方、それ以外の款の合計で 37 億 2,180 万 7,000 円減額となり、結果的に前年度比で 13 億 6,800 万円の減額となりますことから、歳出予算額 76 億 5,500 万円となったところでございます。

以上でございます。

坂本委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

ありがとうございます。

なかなか、何か複雑で、ちょっと私も大変だなと思いました。

それでは、これに基づいて行われるということがわかりました。全体的なことなんですけれども、まず短期保険証の発行数を教えてください。

坂本委員長  
吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

短期保険者証の交付状況についてでございます。平成 30 年 2 月末現在の数字で申し上げます。短期被保険者証の交付状況でございますが、588 世帯、950 人となっております。なお、前年度同時期と比較しまして、世帯数で 151 世帯、人数としまして 322 人の減少となっております。

以上でございます。

坂本委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

短期保険証が減少しているということはいいことだなというふうに私は思っています。資格証明書については一般質問でしたので、割愛をいたしました。

それでは、予算の細かいところに入らせていただきます。

まず、197 ページです。国保税の全体的なことなので言いますけれども、前年度より国保税全体的には減額になっているんですけれども、収納率は前年度よりも 93.7%で上がっているんですが、国保税が減額となっている理由について教えてください。

坂本委員長  
吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

前年度比で 1 億 1,903 万 7,000 円の減額となっております。これは主に被保険者数の減少が影響していると思われま。平成 29 年 3 月末現在の被保険者数が 2 万 36 人であったのに対し、平成 30 年 2 月末の人数になりますが、1 万 9,509 人となっており、今現在でも 527 人の減となっております。

この被保険者数の減少を分析してみますと、転入転出に伴うものとして、転入が転出を上回ったことで 163 人の増、社会保険離脱、加入に伴うものとして、加入が離脱を上回ったことで 191 人の増がある一方、平成 29 年 4 月から平成 30 年 1 月までの 10 カ月余りの期

間で国保から後期高齢者医療保険へ 768 人の方が移行しております。このように被保険者の減少といたしましては、国保から後期高齢者への移行に伴います減少が大きく影響しているのかなというふうに思っております。

そのようなことから、被保険者数の減少に伴いまして調定額も減額となっており、結果的には前年度より 1 億 1,903 万 7,000 円の減額というふうになっているところでございます。

以上でございます。

坂本委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。ただ、これから後期高齢者に移っていくということを考えると、なかなか運営もますます大変になるのかなという感じがしないでもないです。

次、199 ページです。普通交付金についてです。結局これは県のほうからこれだけ医療費として払いますよということだと思うんですけれども、この内容を歳出予算の関連とあわせて説明をお願いします。

坂本委員長  
吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

歳出予算との関連でご説明いたします。

予算書の 206 ページをお開きください。

先ほど療養給付費等に必要な費用と申しましたけれども、上から 3 段目の枠に記載があります款の 2 保険給付費、項の 1 療養諸費の本年度欄の計 44 億 6,208 万 2,000 円、その下の項 2 高額療養費、そして 208 ページをお開きください。こちらは上段の本年度の計 5 億 6,898 万 3,000 円、その下の項 3 移送費の本年度の欄、計 6 万 4,000 円、これらの合計額が 50 億 3,112 万 9,000 円、この額が原則普通交付金として歳入されることになっております。

ただ、この 50 億 3,112 万 9,000 円と 199 ページにお戻りいただきまして、普通交付金として入ってくるのが 50 億 2,559 万 5,000 円でございますので、誤差が生じております。553 万 4,000 円の誤差ということでございますけれども、これは実際には一部負担金とか第三者納付金といったものが直接被保険者の方から納入されることの額をあわせると歳出歳入が同額ということになるというような仕組みになっております。

以上でございます。

坂本委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。普通交付金というのは、県が決めた療養費ということだから、私は歳出の医療費のところと同じかなと思ったんですけれども、その下がったものですからお聞きしました。

次です。199 ページの保険者努力支援金、先ほどちょっと説明があったんですけれども、もう少し具体的に教えてください。

坂本委員長

吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

こちらのほうはいわゆる医療費適正化の取り組み、国保固有の構造的な問題の対応等について、保険者としての努力を行う都道府県とか市町村に対して支援金を交付するというもので、平成30年度より約800億円の規模で実施されることとなります。交付に当たりましては、評価指数に基づき算出した点数を基準として、予算の範囲内で交付されることになるわけでございます。その評価指数でございますが、先ほど部長がお話がありましたように、特定健診とかジェネリック医薬品の利用促進とか、そういったものを勘案いたしまして、今回は4,244万8,000円という予算計上額になっておりますが、点数にいたしますと龍ヶ崎の場合、850点満点中612点を獲得いたしまして、今回細かいんですけれども、県内44市町村の中では第1位の結果の評価をいただきまして、その額が4,244万8,000円と、これが県より交付されております。

以上でございます。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

健診を進めるとかジェネリック薬品にするとかというところについては皆さんそれぞれ努力のところで理解もできるところはあるんですけれども、保険税の納付の収納率にも関してあるというところでは、私はやはり収納を競わせるというところをちょっと感じるので、このところについてはちょっと納得がいかないなという意見だけは言わせていただきます。

次です。国民健康保険事業納付金の算定方法について教えてください。

坂本委員長

吉田課長。

吉田保険年金課長

当市の国民健康保険事業費納付金の金額が23億5,247万1,136円となっております。この算定方法でございますが、4つの段階、4つのステップを踏むこととなります。ステップ1としましては、県全体の医療費等を求めます。そして、その医療費からステップ2といたしまして、県全体の納付金基礎額を求めます。そしてステップ3といたしましては、そのステップ2で求めました県全体の納付金基礎額から市町村ごとの先ほど申し上げました医療費支出及び所得係数により案分いたしまして、市町村ごとの納付金基礎額を求めます。その納付金基礎額が28億4,701万6,031円、そして最後にステップ4といたしまして、この額から激変緩和措置額3億612万7,000円などをはじめとする公費を加減算、加えたり減算したりで得られました額が今回の納付金額というふうになっております。このような段階を経て納付金が決められていくというような状況となっております。

以上でございます。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

すごく細かい指数のところがあってよくわからないんですけれども、この決めるに当たって、市の医療費水準とか所得の水準とかというところが出てきたと思うんですけれども、

当市の位置的なものがわかれば教えてください。

坂本委員長  
吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

龍ヶ崎の医療費指数ということですが、ちょっと細かいんですが、医療費指数は 0.8489、かなり細かいです。これは県内 44 の市町村の中でも下のほうに 38 位に位置しております、県平均が 0.8934、所得係数でございます。龍ヶ崎の場合は 0.0268、こちらのほうは県の中でも上位に占めまして、県で 12 位と。県平均が 0.0227 ということになっております。医療費の指数は少ないんですけども、所得の係数が高いというような状況にあるところでございます。

以上でございます。

坂本委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

今の指数を見ましても、医療費水準が低いのに所得水準が高いということでは私たちが皆さんの大変なところを負っているのかなというふうに思いますけれども、今まで市町村の龍ヶ崎市の頑張ってきた部分というのがあるので、私はこのところが、今回据え置いてくれたんですけども、やっぱり加入者の負担が多くなるのかなというふうに思いますので、その件についてはやっぱり今回のことは県に移行することがいいのかなということについては疑問に思いますので、その点だけ指摘をさせていただきます。

次なんですけれども、213 ページの 02050300 人間ドックの助成について、前年より増えているんですけども、受診者が増えたのかなと思いますので、人数だけ教えてください。

坂本委員長  
吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

今回は前年度より 120 人多い 1,030 人を見込んで予算立てをしております。脳ドックにつきましては前年度同様 70 人を見込んでおります。

以上でございます。

坂本委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。やはりこういうのは受診者が増えればいいかなというふうに思っているので、数字を聞きました。

213 ページ、これで最後です。02050400 特定健康診査等事業についてです。この受診者数を 30 年度はどんなふうに見ているのかお伺いします。

坂本委員長  
吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

平成30年度予算では集団健診につきましては、前年度より250人多い2,700人、医療機関健診では前年度より70人多い400人を予定して予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

ありがとうございます。

坂本委員長

ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

坂本委員長

ほかにありませんので、質疑なしと認めます。

それでは、続きまして、議案第32号 平成30年度龍ヶ崎市介護保険特別会計予算についてご説明願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

予算書281ページをお願いいたします。

議案第32号 平成30年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計の歳入歳出予算についてご説明いたします。

事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,000万円と定めるものでございます。

それでは、288、289ページをお願いいたします。

はじめに、第1号被保険者の加入数について申し上げます。

3年前にさかのぼって申し上げます。平成27年10月末で約1万9,300人です。平成28年10月末で約2万人です。そして平成29年10月末で約2万600人です。ということで、年々600人から700人第1号被保険者ですから、65歳以上が当市では600人から700人毎年増えているという状況でございます。歳出全体決算で見ますと、平成28年度が46億4,000万円、27年度が45億8,000万円、約1%の増です。

それでは、歳入をご説明いたします。

一番上の保険料第1号被保険者の介護保険料でございます。滞納繰越分とあわせまして全体額は13億335万4,000円です。前年度比で8.1%の増で計上しております。

現年賦課分普通徴収につきましては、収納率92%を見込んでおります。前年度は86.4%でした。滞納繰越分につきましては、収納率15%で計上しております。前年度も15%でした。

その下の使用料及び手数料です。介護保険料督促手数料を22万円計上しております。

その下の国庫支出金の介護給付費負担金です。介護給付費現年度分約8億1,000万円ですが、前年度比で7%の増でございます。介護給付費に対しまして施設で15%、それ以外20%という国の負担割合により交付されます。

一番下の過年度分1,000円については科目設定です。

次に、普通調整交付金です。4,944万円、前年度比7.3%の増です。これは市町村の責め

によらない保険料収入不足と給付費増を調整するために交付されます。

次に、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年度分です。前年度比138.5%の増です。これは介護予防生活支援サービス事業分及び一般介護予防事業に対して25%という国の負担割合により交付されます。

その下の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金です。前年度比で7.8%の増です。現年度分は総合事業を含む地域支援事業のうち、包括的支援事業及び任意事業に対して38.5%という国の負担割合により交付されます。

その下の過年度分は科目設定です。

一番下の介護保険制度改正支援事業費は、平成30年度の制度改正対応システム改修分として国の補助率2分の1として交付されます。

次のページをお願いいたします。

左側の大きなくくりで、支払基金交付金です。これは2号被保険者相当分で、社会保険診療報酬支払基金からの交付でございます。

まず、介護給付費現年度分につきましては、介護給付費の27%という負担割合により交付されます。

その下の0002介護給付費過年度分については科目設定です。

次に、地域支援事業支援交付金現年度分です。これはに介護予防・生活支援サービス事業分及び一般介護予防事業分に対して対象経費の27%という負担割合で交付されます。

その下の同過年度分は科目設定でございます。

次に、県支出金、公費負担の県負担分です。まず、介護給付費現年度分は介護給付費に対して施設が17.5%、それ以外が12.5%という県の負担割合により交付されます。

一番下の過年度分については同様に科目設定でございます。

次に、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業費交付金現年度分です。これは介護予防・生活支援サービス事業分及び一般介護予防事業費分に対して12.5%という県の負担割合により交付されます。

その下の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金現年度分は、総合事業における訪問介護と通所介護以外の包括的支援任意事業に対して19.25%という県の負担割合により交付されます。

その下の過年度分については、同様に科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

一番上の財産収入ですが、介護保険支払準備基金に係る利子分を27万5,000円計上しております。

次に、一般会計繰入金です。

介護給付費繰入金は、介護給付費に対して市の負担割合分12.5%繰り入れとなります。前年度比で約3,800万円の増です。

次に、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年分です。これは介護予防・生活支援サービス事業分及び一般介護予防事業分に対して市の負担割合12.5%分の繰り入れとなります。

次の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金現年度分は、包括的支援任意事業分に対して市の負担割合19.25%分繰り入れとなります。

次に、低所得者保険料軽減負担繰入金です。これは所得段階が第1段階の方の基準額0.5のところを0.45に軽減される部分に対する0.05分の軽減分の繰り入れとなります。

以下の4件はその他一般会計繰入金でございます。介護保険事業職員給与費繰入金、総務費相当分の繰り入れです。

その下の認定審査会事務費繰入金は、介護認定審査会事務費分の繰り入れです。

次の認定調査会事務費繰入金は、認定調査等事務費分の繰り入れでございます。

次のその他、一般会計繰入金につきましては、介護保険事務費、賦課徴収事務費、趣旨普及費などの経費の繰り入れです。

次の介護保険事業繰越金につきましては科目設定でございます。

次に、諸収入です。第1号被保険者延滞金は18万円を計上しております。

以下3件の加算金及び過料につきましては科目設定でございます。

次の介護保険事業歳計現金運用利子につきましても科目設定でございます。

次に、介護保険事業第三者納付金です。これは交通事故等に係る保険給付分の賠償金として計上しております。

その下の介護保険事業返納金、介護保険被保険者返納金、成年後見申し立て手数料返納金につきましては、それぞれ科目設定でございます。

次に、雑入です。情報公開文書複写料は、ケアマネージャーに対するケアプラン作成を目的とした介護保険認定審査会の資料として、主治医意見書等の情報提供に係る複写料です。

次の健康教室等参加負担金は、元気アップ体操講座の参加者負担金です。

次のページをお願いいたします。

294, 295ページです。

徘徊高齢者家族支援サービス事業利用者負担金です。こちらはGPS端末機です。

続きまして、歳出です。

次のページをお願いいたします。

296, 297ページのまず、総務費です。職員給与費（介護保険総務管理）は、高齢福祉課3人分の人件費です。

次に、介護保険事務費です。保険証等の交付をはじめ、システム改修及び保守、使用料など介護保険業務全般の共通経費でございます。報酬は高齢者福祉・介護保険事業運営協議会の委員への報酬です。委託料はシステム保守です。使用料及び賃借料につきましては、介護保険システムのリース料です。

続きまして、徴収費です。職員給与費（介護保険徴収）、これは高齢福祉課2人分の人件費です。

次に、介護保険賦課徴収事務費です。介護保険料の賦課徴収に要する経費で、納入通知の発行、送付などの経費です。役務費は特別徴収に係る国保連への手数料、口座振替に係る銀行への手数料です。

次に、介護認定審査会事務費です。こちらは認定審査会開催に係る事務経費です。審査会については、3合議体で行われ、委員数は合計21人です。報酬は当審査会の委員報酬です。

次の職員給与費（介護認定調査）は、高齢福祉課3名分の人件費です。

次に、認定調査等事務費です。これは認定調査会開催に係る事務経費でございます。報酬は認定調査委員、嘱託員4人分の報酬です。一番下の役務費は主治医意見書の作成手数料が主なものです。

次のページをお願いいたします。

この委託料の2件につきましては、要介護認定調査の外部委託費でございます。

次の介護保険趣旨普及費は、介護保険制度周知のためのパンフレットの作成、印刷に係る経費です。

続きまして、保険給付費です。介護サービス等諸費、全体額は41億1,050万3,000円で、対前年度比で7.5%の増です。要介護1から5の方へ各種介護サービスに係る給付でございます。

まず、居宅介護サービス給付費です。これはホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の居宅サービスに係る給付です。

次の地域密着型介護サービス給付費は、認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型、地域密着型通所介護への給付です。

次の施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設への給付です。

次の居宅介護福祉用具購入費は、ポータブルトイレや入浴補助用具などの購入に対する助成です。

次の居宅介護住宅改修費は、手すり設置、段差解消など住宅改修費に対する助成です。

次の居宅介護サービス計画給付費は、ケアプラン作成費の給付です。

続きまして、介護予防サービス等諸費です。全体額は9,433万8,000円で、対前年度比18.6%の減となっております。こちらは要支援1、2の方への各種介護予防サービスに係る給付です。

まず、一番下の介護予防サービス給付費です。これはホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の居宅サービスに係る給付です。

次のページをお願いいたします。

300、301ページです。

地域密着型介護予防サービス給付費です。こちらは認知症高齢者グループホーム利用者に対する給付です。

次に、介護予防福祉用具購入費です。これはポータブルトイレ、入浴補助用具など購入に対する助成です。

次に、介護予防住宅改修費です。こちらは手すり設置、段差解消等の住宅改修費に対する助成です。

次の介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援1、2の方のケアプラン作成費の給付です。

続きまして、介護保険審査支払手数料です。これは介護報酬の審査手数料で、国保連への支払いです。

次に、介護サービスです。まず、高額介護サービス費につきましては、要介護1から5の方、そして、その下の高額介護予防サービス費につきましては、要支援1、2の方のそれぞれ1カ月当たりの利用者負担額が所定の限度額を超えたときに、その超えた分について給付するものでございます。

続きまして、高額医療サービス費です。一番下の高額医療合算介護サービス費につきましては、要介護1から5の方、次のページをお願いいたします。そして一番上の高額医療合算介護予防サービス費につきましては、要支援1、2の方のそれぞれ1年分の自己負担分の合計が国の定める限度額を超えたときに、その超えた分について給付をするものです。

次の特定入所者介護サービス、その下の特定入所者介護予防サービス費につきましても同様に、要介護、要支援それぞれの介護保険施設、ショートステイ利用者の居住費、食費について、所得に応じて自己負担額の限度額が設けられております。その限度額を超えた部分について給付するものです。

続きまして、地域支援事業費です。第1号事業支給費につきましては、総合事業に係る訪問型サービス、通所サービスに対する支給費です。

次の介護予防ケアマネジメント事業は、総合事業に係るサービス利用の前提となるケアプラン作成のための委託料等の計上です。

次に、通所型介護予防事業です。主なものとしまして、13委託料の通所型介護予防事業は、運動機能向上、口腔機能向上のための複合講座、認知症予防のための講座を実施するものです。

一番下の介護予防普及啓発事業につきましては、次のページでご説明いたします。

一番上の報償費はシルバーリハビリ体操指導士、自主活動費、健康ウォーキング講座等の講師謝礼です。委託料の高齢者いきいき活動支援事業は、元気サロン松葉館の運営について、社会福祉協議会へ委託しようとするものです。

次に、地域介護予防活動支援事業です。報償費はシルバーリハビリ体操3級指導士の養成講座等の講師謝礼です。

委託料の生活管理指導、短期宿泊事業は、認定を受けていない方を対象に、一時的に特養施設へショートステイ的に対応するもので、特別養護老人ホーム3カ所への委託です。

負担金補助及び交付金、補助金の高齢者地域ふれあいサロン活動支援事業は、平成29年度からの新規事業であり、住民主体の居場所的自主活動について支援するものです。

次に、元気アップ応援事業です。報償費は健康運動指導士による指導員の研修、新規指導員の養成活動に対する報償金及び各地区の指導員の活動費です。

委託料につきましては、元気アップ体操、スポーツ大会、また食生活改善推進事業に係るものでございます。

続きまして、包括的支援任意事業費です。職員給与費介護包括支援は、これにつきましては高齢福祉課職員9人分の人件費です。

次の地域包括支援センター運営費です。報酬は介護予防計画作成嘱託員、一般非常勤職員の報酬です。

需用費は元気サロン松葉館に係る臨時的修繕料を計上しております。

使用料及び賃借料につきましては、訪問用車両及び地域包括支援センターシステムのリース料です。

次に、総合相談事業です。こちらは在宅介護支援センター運営事業を3法人、竜成園、涼風苑、牛尾病院に委託しており、地域の在宅高齢者及び家族から総合的な相談に応じるとともに、高齢者の実態把握調査を行っております。

次に、権利擁護事業です。これは市長申し立てによる成年後見人選任に係る申請、登記のための経費及び後見人選任後の受任費用の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

一番上の成年後見制度支援事業は、後見人の報酬を計上しております。

次に、家族介護支援事業です。この事業は、在宅で要介護者を介護する方に対し支援するものです。報償費は、介護慰労金として2名分を想定しております。

委託料の徘徊高齢者家族支援サービス事業は、GPS端末を利用した徘徊高齢者家族支援サービスの事業に係る委託料です。

扶助費の介護用品購入費助成金は、紙おむつなどの介護用品購入に対する助成金です。

次に、自立生活支援事業です。委託料の食の自立支援事業は、食生活改善に係る健康保持や定期訪問による安否確認を目的として配食サービスを実施するもので、調理配達業務を委託しようとするものです。

補助金の住宅改修支援事業費につきましては、利用者の住宅改修に係る理由書をケアマネージャーによらず、自ら作成した事業者に対し補助をするものです。

次に、介護給付費等費用適正化事業です。介護給付費の適正化に向けたシステム活用で、この3件の委託料では、そのシステムの保守、運用支援のための経費を計上しております。

次に、在宅医療・介護連携費です。この事業は、医療・介護関係者の他職種連携を図るため、推進協議会の開催のための経費を計上しております。

委託料の在宅医療連携相談室運営は、介護面の相談窓口である地域包括支援センターと医療面の相談窓口として連携をする医師会の協力を得て、平成28年度から設置しているものです。

次に、生活支援体制整備事業です。こちらは地域包括ケア構築に当たり、住民を含めた地域のあらゆる社会資源や、そのあり方を協議する場の運営に係る経費及び生活支援サポーター養成のための経費を計上しております。

次に、認知症総合支援事業です。報償費は講演会講師謝礼、認知症初期集中支援チーム医師及び専門職の報償金です。

需用費は、認知症ケアパス、パンフレット印刷等に係る経費でございます。

委託料の認知症カフェ運営は、一般的にオレンジカフェと呼ばれていますが、池田病院に運営を委託しております。毎月開催しております。

続きまして、一番下の介護予防・日常生活支援総合事業審査支払手数料です。こちらは総合事業第1号支援費に係る審査手数料、国保連への支払いでございます。

次のページをお願いいたします。

基金積立金として一番上の介護保険支払準備基金費です。これは第1号被保険者保険料歳入の余剰金として介護保険支払準備基金に積み増しをするものです。

次に、諸支出金です。第1号被保険者保険料還付金は、死亡、転出、所得更正等による還付金です。

その下の国庫支出金等返還金は、平成28年度概算交付されていた補助金について、精算による返還金に対応するものでございます。

次の介護保険事業一般会計繰出金につきましては、科目設定でございます。

次の介護保険事業予備費につきましては、不測の事態に対応して計上したものでございます。

以上でございます。

坂本委員長

ありがとうございました。

説明が終わりましたので、それでは質疑ありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

要点を絞って3点だけお聞きしたいと思います。

288 ページの第1号被保険者介護保険料についてですけれども、今議会で介護保険条例改正の議案が別途出されています。30年度予算では当然この条例改正の中身を反映されたものだと思いますけれども、そうすれば、この保険料の金額の中にその改定による保険料の増額分を幾ら見込んでいますか。

坂本委員長

中嶋課長。

中嶋高齢福祉課長

龍ヶ崎市介護保険事業特別会計の平成30年度当初予算の歳入におけます第1号被保険者介護保険料のうち、値上げ相当分は幾らかというようなご質問かと思えます。

最初に結論から申し上げさせていただきますと、正確な試算は困難な状況でございます。その理由といたしまして2点ほど挙げさせていただきます。

まず、1点目でございます。第1号被保険者介護保険料決定の前提となる第1号被保険者数が3年前となる第6期介護保険事業計画策定当時と今回では変動しているため、今回の介護保険料改定による年額上昇分のみを切り分けて比較対照とした正確な数値をお答えすることが困難な状況でございます。

続きまして、2点目でございます。第1号被保険者介護保険料は、第1号被保険者ご本人や、その属する世帯の市民税課税状況や所得などに応じまして、該当する所得段階が個人ごとに異なり、保険料の年額も個々に異なるため、それぞれの保険料上昇分のみを切り分けることもまた困難な状況でございます。

なお、あくまでも参考的な概算数値として捉えていただく前提となりますが、単純に第1号被保険者にかかります保険料収入の比較として、第6期期間中の所得段階別保険料年額をもとに、今回の平成30年度から32年度の所得段階別第1号被保険者数の推計値から算出した金額と、第7期期間の予定の所得段階別の保険料年額をもとに、同様の第1号被保険者数の推計値から算出した金額の差で考えますと、保険料歳入といたしましては、3年間の合計で約7,400万円の増加となります。

ただし、繰り返しさせていただきますが、この7,400万円という数字はあくまでも参考比較としてお示ししたものでございますので、平成30年度当初予算内での保険料上昇分相当の金額とは必ずしも一致しないものであることをご承知いただきたいとお願いたします。

す。

以上です。

坂本委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員

はい、わかりました。正確には出ないということですが、さっき概算で出された7,400万については私も自主的には計算してみました。第7期計画にある保険者数2万995人で掛けていくと、2,000万がアップに対する保険料の30年度の増加分で単純計算はできます。それを置いて、次の308ページのこの基金積立金のところなんですけれども、介護給付費準備基金積立金で、今年度で4,096万積み立てることになっていますけれども、これは本会議質疑の中でも今回介護保険の改定に当たっては、現在約5億1,000万ほど残る予定の準備基金のうち、70%相当の3億5,700万を取り崩して、その保険料値上げを抑えるんだという説明をされているわけですが、この30年度予算案では、その基金繰り入れ項目はないわけですね、そもそも項目に。そうすると、基金繰り入れは30年度ではしないということですかね。

坂本委員長  
中嶋課長。

中嶋高齢福祉課長

第7期介護保険事業計画にて記載している基金取り崩し額につきましては、平成30年度当初予算からその額を取り崩すというものではございません。したがって、平成30年度当初予算に基金繰り入れの項目がなく、歳出での調整も行っておりません。計画の中の基金取り崩し額は第7期の第1号被保険者介護保険料を算定するに当たって設定した計画上の数値でございます。事業計画の中で保険料の額を算定するに当たっては、はじめに平成30年度から32年度の3年間の介護給付費を見込み、そこから必要な保険料額を算定しますが、給付費の増加を全て保険料に反映させると、その額が急激に上昇してしまいます。その上昇を抑制するために、万一介護保険料の想定外の急増があったときに取り崩す分を確保しつつ、平成30年度から32年度の3年間で基金を幾ら取り崩したら第7期の保険料はどれくらいになるかを考えながら設定した計画上の数値が計画の中の基金取り崩しの額でございます。

これを言いかえますと、計画の中の基金取り崩し額は第7期の保険料を設定するために算定した計画上のものであり、実際の基金取り崩し額は平成30年度からの現実の給付費の動向により、その都度検討し、財源が不足する見込みとなるときに、その都度必要な額を基金繰り入れとして予算計上することとなります。30年度当初予算においては、今年度第7期計画期間の初年度なので、第7期全体で見込んでいた介護保険給付費の増加がまだ顕著にならないであろうという想定で基金繰り入れを予算計上しておりません。

逆に今後も31年度、32年度と年度を追うごとに介護保険サービス基盤も整備され、介護給付費も増えていくという推計に基づき、保険料歳入とのバランスを見ながら基金の取り崩しについて検討することになると考えております。

そして、1点つけ加えさせていただきますと、最初算定作業の中では一旦3億5,700万円というようなことで試算しておりましたが、さらに精査を積み重ねた上で最終的に3億6,500万円になったというようなところでございます。

以上です。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

第7期、3年間の計画ですので、30年度より31、32年のほうが第1号保険者も増えるし、給付費も増えるということは事実なわけですがけれども、しかし、今の計算を見てみると、そもそも取り崩す予定の基金も30年度は一切取り崩さないと。しかし、2,000万の値上げがあって、4,000万を積み立てると。そうすると、準備基金はもう5億5,000万ぐらいになるわけですから、果たしてこの値上げが私は必要だったのかどうかということはあるところだと思います。

それはそれとして、ちょっと最後の質問だけいきます。昨年の介護保険法の改正で、利用料が現在も2割となっている人が、さらに年金収入額340万以上の人について、今度は2割から3割になるという改定があるわけですがけれども、これは実際に施行されるのはいつからですか。

坂本委員長

中嶋課長。

中嶋高齢福祉課長

2017年4月に介護保険法の改正案が可決され、本年8月から現役並み所得者の介護保険料3割負担の導入が決定されたところでございます。これは2015年8月に一定所得以上を2割負担に引き上げたことから、3年での導入となることとございます。この3割に該当する方につきましては、年金収入等が280万円以上の方は、これまでの2割負担となります。また、3割負担の対象者数として、全体の約3%の方が見込まれておりますが、高額介護サービスが適用されますことから、現役並み所得相当の方で月額4万4,400円の自己負担となり、サービスを多く利用しているものを中心に一律の負担が1.5倍になるわけではないことをつけ加えさせていただきたいと思っております。

以上です。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

私の質問は以上です。ありがとうございました。

坂本委員長

ほかにもございませんか。

油原委員。

油原委員

1点だけ。305ページの地域介護予防活動支援事業の中で、高齢者地域ふれあいサロン活動支援事業、要するに居場所づくり事業ですね。これは昨年度からいろいろと実施をされた中で、まだ、余りに何ですか、何力所かしかまだできていない。基本的にやっぱり地域の集会所なり空き家なり、高齢者の独居でいるところの一部を開放していただくと、そんな場所の中でそういう居場所づくりをしていくというようなこと。余りにもちょっと普及していない。テーマ型デイサービスというようなことも頭に入れながら普及をしていくということなんで、これをもう少しやると認知予防なり地域コミュニティーの一つの形になってくるわけですから、これをどんどん増やしていくということがやっぱり大切なんだろうと。やっぱり力を入れて少し普及してないんじゃないかなというふうに思うんです。

が、どうなんでしょうか。

坂本委員長  
中嶋課長。

中嶋高齢福祉課長

すみません、ただいま高齢者地域ふれあいサロン活動支援事業についてご質問かと思いますが、この事業につきましては昨年途中から始まりまして、実績といたしましては5件の地区から申請がありまして、現在活動している状況でございます。この団体につきましては、長山地区がコミセンを活用いたしまして、2カ所の団体があります。それと大徳のほうでも1カ所あって、そのほか浅間ヶ浦とか城ノ内の5件になります。

油原議員ご指摘のように、なかなかちょっと制約もありまして、普及しないところがあります。こちらにつきましては、30年度の予算で新たに5カ所の追加をいたしました。様々な機会ではこういったものがあるから活用してくれよというようなことで、一例ではございますが、長寿会のほうにも出向いて、こういった事業があるからぜひやってくださいというようなことでお願いしているところでございます。しかしながら、まだまだ満足している状況ではなくて、周知のほうも足りないと考えておりますので、頑張っていくと思います。

以上です。

坂本委員長  
ほかにございませんか。

[発言する者なし]

坂本委員長

それでは、ないようですので、質疑なしと認めます。

続きまして、議案第33号 平成30年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計予算についてご説明願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

予算書の321ページです。

議案第33号 平成30年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計の歳入歳出予算についてご説明いたします。

事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,300万円と定めるものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

328、329ページをお願いいたします。

はじめに、当事業の会計は障がい児通所支援事業所つぼみ園の運営に関する特別会計です。まず、つぼみ園の現況です。登録児童数の推移を3年間にさかのぼり順に申し上げます。平成23年3月時点で108人、平成28年3月1日で126人、平成29年3月1日で138人、そして本年3月1日、昨年と偶然同じなんです、138人在籍しており、徐々に増えている状況でございます。

それでは、まず、サービス事業収入の障がい児通所支援事業収入です。当事業につきましては、1割が自己負担、9割が公費負担です。その公費負担分でございます。

次に、障がい児通所支援事業自己負担金現年度分につきましては、1割負担でございます。

その下の過年度分については科目設定です。

次に、障がい児支援サービス事業給与費等繰入金です。こちらは歳入と歳出の差額、主に人件費への充当でございます。

次の障がい児支援サービス事業繰越金及びその下の歳計現金運用利子につきましては、科目設定です。

次の障がい児園外活動負担金、これはスポーツ安全保険への加入負担金です。

次のページをお願いいたします。

歳出です。職員給与費（障がい児支援サービス総務管理）は、つぼみ園職員3人分の人件費です。

次に、障がい児通所支援事業です。主なものとして、報酬は療育指導員、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士など非常勤職員の報酬及び嘱託医師の報酬、そして保育指導員の報酬です。その他の費目につきましては、つぼみ園の運営に係る事務的経費でございます。

最後の障がい児支援サービス事業予備費につきましては、不測の事態の対応として計上したものでございます。

以上です。

坂本委員長

ありがとうございました。

それでは、質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

坂本委員長

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第34号 平成30年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

予算書の341ページです。

議案第34号 平成30年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計予算です。

歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ13億5,980万円と定めるものでございます。

348、349ページをお願いします。

75歳以上の医療に係る後期高齢者医療につきましては、県単位で広域連合が保険者となり、医療保険事業を行っております。

まず、被保険者の状況について申し上げます。平成27年3月末で7,768人でした。平成28年3月末で8,187人でした。平成29年3月末で8,692人でした。そして、平成29年12月末で8,968人ということで、増化傾向が続いております。

それでは、歳入です。

後期高齢者医療保険料ですが、全体で前年度比14.7%の増となっております。普通徴収現年度分につきましては、収納率99.4%、滞納繰越分につきましては、収納率30%で計上しております。以降、この特別会計の各事業名につきましては、共通している名称がたび重なりますので、後期高齢者医療という文言を省略させていただきます。

次に、二つ目の枠の使用料及び手数料として、督促手数料を計上しております。

次に、国庫支出金の高齢者医療制度円滑運営事業費です。こちらは平成31年度から2年間被保険者の扶養となっていた方が後期高齢者の資格を取得した際に、均等割額を5割軽減する特例制度に伴うシステム改修費用です。

次に、繰入金です。事務費等繰入金は、療養給付費の12分の1分が市の負担分となって

おりますので、この額及び人件費、事務費の繰り入れでございます。

その下の保険基盤安定繰入金は、一般会計で触れましたが、低所得者に対する保険料軽減に対する県補助4分の3の補助率を一般会計で受け入れまして、これに市の負担分4分の1を加えた額を繰り入れるものです。

次の繰越金につきましては、科目設定でございます。

次に、諸収入、延滞金としまして4万5,000円を計上し、その下の過料につきましては科目設定でございます。

一番下の枠の還付金につきましては、保険料の更正に伴う広域連合からの歳入です。

その下の還付加算金は科目設定でございます。

次のページをお願いします。

歳計現金の利子につきましても科目設定でございます。

次の健康診査受託料です。こちらは75歳以上の健診実施について広域連合から委託されているもので、集団健診、医療機関健診に係る経費及び事務費について広域連合からの歳入です。

次に、雑入の広域連合特別対策補助金です。これは人間ドック、脳ドックに対しての補助分でございます。

その下の広域連合納付金精算金及び最後の事業雑入につきましては、いずれも科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出です。職員給与費（総務管理）は、保険年金課職員2人分の人件費です。

次に、事務費です。主なものとしまして、役務費は保険証等の郵送費が主なものです。委託料、そして使用料及び賃借料につきましては、システムの保守及びシステムのリース料でございます。

次の職員給与費（保険料徴収）は、保険年金課職員1名分の人件費です。

次の保険料徴収事務費です。主なものとしまして、役務費は納付書郵送料及び口座振替の手数料です。

次に、広域連合納付金です。負担金の事務費納付金は、広域連合事務局の共通経費に係る市負担分です。

その下の保険料等納付金は、歳入の保険料延滞金、保険基盤安定の部分です。

その下の療養給付費納付金は、市が負担する療養給付費の12分の1の分でございます。

次に、健康診査事業です。これは広域連合からの受託事業です。委託料の後期高齢者健康診査は、集団健診及び医師会加盟の医療機関健診に係る委託料です。

次のページをお願いします。

人間ドック助成費につきましては、市と契約しております医療機関の検診額2分の1、上限2万円を補助するものでございます。

次に、保険料還付金です。これは各被保険者へ広域連合から市を経由して還付するものでございます。

その下の還付加算金は科目設定です。

最後に、予備費につきましては83万4,000円を計上しております。

以上でございます。

坂本委員長

ありがとうございました。

それでは、質疑ありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、これも要約して3点だけお願いをしたいと思います。

はじめに、348 ページの後期高齢者医療保険料のところですが、これは後期高齢者の保険は2年ごとに保険料を見直すことになってはいますが、ちょうど30年度が見直し改定年ですけれども、30年の広域連合の今の状況はいかがでしょうか。

坂本委員長  
吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

結論から申し上げますと、30年度、31年度の2カ年の保険料率につきましては据え置きと決定されたところでございます。

以上でございます。

坂本委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員

それはまずよかったですと思います。

次に、353 ページのところの07010200 委託料の後期高齢者医療システム修正についてですが、これについては後期高齢者保険ができる以前に扶養者となっていた方が保険料ゼロだったわけですが、それが後期高齢者保険ができたことによって保険料が取られることになったんですけれども、その時点では9割軽減という制度が使われていたわけですが、平成29年度から漸次軽減率を下げっていくということになっているわけですね。これについて30年度、その他についてちょっと説明をお願いします。

坂本委員長  
吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

二、三年かけまして段階的に本来の軽減措置の水準に戻すということになりますが、平成29年、昨年12月末現在で9割該当だった方が328人で、7割の該当だった方が650人いらっしゃいました。30年度におきましては、この7割該当の651の方が制度改正で196人になり、残りの455の方が5割となります。31年度におきましては、この5割の該当者の方の455人のうち制度改正で25人となり、残りの430の方が2割あるいは軽減対象から外れるということになります。なお、世帯の所得が低い方と被扶養者の方には引き続き均等割の軽減措置、9割軽減が適用されるという状況になっております。

以上でございます。

坂本委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員

そうしますと、平成30年度では29年度で既に9割から7割になった人が651人いて、平成30年度ではこの651人中455人が5割軽減になってしまうということだと思えますね。そうすると、この7割軽減と5割軽減との差は7,900円あるんですね。だから、この455人については7,900円値上げになるということになると思います。

最後、1点だけです。短期保険証の交付状況についてお聞きします。

坂本委員長  
吉田課長。

吉田保険年金課長  
お答えいたします。  
30年1月末現在についてでございます。29人となっております。同年度同月と比較しまして5人増加している状況となっております。  
以上でございます。

坂本委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員  
以上です。ありがとうございます。

坂本委員長  
ほかにありませんか。

[発言する者なし]

坂本委員長  
それでは、質疑なしと認めます。  
続きまして、議案第35号 平成30年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計予算についてご説明願います。  
足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長  
予算書の365ページをお願いいたします。  
議案第35号 平成30年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計予算です。  
歳入歳出それぞれ1,570万円と定めるものでございます。  
それでは、372, 373ページをお願いいたします。  
この特別会計は地域包括支援センターが要支援認定を受けた方の予防給付サービスを提供するための介護予防支援サービス計画作成に係る経費です。地域包括支援センターは居宅介護予防支援サービス事業所の指定を受けて事業を実施していることから、介護保険におけるサービス事業の位置づけとなり、別会計の処理となります。  
それでは、歳入です。  
まず、介護予防サービス計画費収入です。これは介護保険給付を財源としております。介護保険事業特別会計の介護予防サービス計画給付費からの歳入です。  
次の介護サービス事務費等繰入金は、歳入歳出の差額分の繰り入れです。  
次の介護サービス事業繰越金、そして最後の介護サービス事業歳計現金運用利子につきましては科目設定でございます。  
次のページをお願いします。  
歳出です。  
居宅介護予防支援サービス費です。報酬は、ケアプラン作成嘱託員1名分の人件費です。委託料のケアプラン作成につきましては、地域包括支援センター、直接ケアプランを作成するほかに、一部を居宅介護支援事業所に委託しようとするものです。

最後に、介護サービス事業予備費としまして11万1,000円を計上しております。  
以上でございます。

坂本委員長

ありがとうございました。  
それでは、質疑ありませんか。

[発言する者なし]

坂本委員長

それでは、質疑なしと認めます。  
以上をもちまして、文教福祉委員会所管事項について説明と質疑を終了いたします。  
本日の予算審査特別委員会はこの程度にとどめ、3月12日午前10時に予算審査特別委員会を再開し、環境生活委員会所管事項の説明と質疑を行いまして、環境生活委員会所管質疑終結後、討論、採決を行います。  
本日はこれをもって散会いたします。  
お疲れさまでした。